

障がい者サービスのしおり
2024



宇都宮市

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は、

赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が

笑顔でことばを交わし
健康でいきいき暮らせる

心のふれあう福祉のまちを
つくります

平成8年9月25日

宇都宮市

目次

1	障がい者等の利用できる制度	1
2	相談窓口	2
I	日常生活等に関する総合的な相談窓口	2
(1)	社会福祉事務所	2
①	障がい福祉課	2
②	高齢福祉課	2
③	生活福祉第1課・第2課	2
④	子ども政策課	2
⑤	子ども支援課	2
⑥	保育課	2
(2)	保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」	3
(3)	宇都宮市保健所	3
①	健康増進課 健康づくりグループ	3
②	保健予防課 保健対策グループ	3
(4)	栃木県障害者総合相談所	4
(5)	障がい者基幹相談支援センター・障がい者虐待防止センター	4
(6)	障がい者生活支援センター	5
(7)	とちぎ難病相談支援センター	5
(8)	栃木県精神保健福祉センター	5
(9)	宇都宮市社会福祉協議会	6
(10)	栃木県社会福祉協議会	6
(11)	あすてらす・うつのみや	7
(12)	栃木県身体障害者総合相談所	7
(13)	視覚障がい者相談員	7
(14)	法テラス(日本司法支援センター)	7
(15)	心配ごと・悩みごと相談センター	8
II	療育に関する相談	9
(1)	宇都宮市子ども発達センター	9
(2)	宇都宮市教育センター教育相談室	10
(3)	栃木県中央児童相談所	10
(4)	なかよしクラブ	10
III	就労に関する相談	11
(1)	宇都宮公共職業安定所	11
(2)	栃木障害者職業センター	11
(3)	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	11
IV	地域における身近な相談員	12
(1)	民生委員・児童委員	12
(2)	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	12

3 手帳	13
(1) 身体障がい者手帳.....	13
(2) 療育手帳.....	18
(3) 精神障がい者保健福祉手帳.....	19
4 手当	20
(1) 心身障がい者福祉手当 市単独事業	20
(2) 特別障がい者手当 国	20
(3) 障がい児福祉手当 国	20
(4) 特別児童扶養手当 国	21
(5) ひとり親家庭支援手当 市単独事業	21
(6) 児童扶養手当 国	22
(7) 難病患者福祉手当 市単独事業	23
(8) 医療的ケア児等福祉手当 市単独事業	25
5 年金	26
(1) 障がい基礎年金.....	26
(2) 障がい厚生年金.....	28
(3) 特別障がい給付金制度.....	29
(4) 心身障がい者扶養共済制度.....	29
6 貸付制度	31
(1) 生活福祉資金.....	31
7 保健と医療	32
(1) 医療費の助成等.....	32
① 重度心身障がい者医療費の助成.....	32
② 後期高齢者医療制度の適用.....	32
③ 自立支援医療(更生医療, 育成医療, 精神通院医療).....	33
④ 指定難病特定医療費の助成.....	35
⑤ 小児慢性特定疾病医療費の助成.....	41
⑥ ひとり親家庭医療費助成 県・市	41
(2) 保険適用外はり, きゅう, マッサージ施術料の助成 市単独事業	41
(3) とちぎ歯の健康センター.....	41
8 障がい福祉サービス等	42
(1) 障害者総合支援法による障がい福祉サービス.....	42
(2) 地域生活支援事業.....	44
(3) サービスの利用者負担.....	44
① 合算上限額の助成制度 市単独事業	45
② 地域生活支援事業等の利用者負担額.....	45
9 児童福祉法による障がい児支援	47
(1) 障がい児入所支援.....	47
(2) 障がい児通所支援.....	47
10 在宅福祉	48

I 日常生活の支援	48
(1) 補装具の購入・修理(補装具費支給)	48
(2) 重度身体障がい者・児等への日常生活用具の給付・貸与	49
(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	57
(4) 人工内耳体外装置購入費等助成	57
(5) 重度身体障がい者住宅改造費の助成	58
(6) 身体障がい者用市営住宅(車いす用住宅)	58
(7) ふれあい収集(戸別訪問収集)	58
(8) 高齢者等ホームサポート事業	59
(9) 車いす等の貸し出し	59
(10) 生活保護の障がい者加算	59
(11) 補助犬の給付および費用助成	60
(12) 補助犬等に係る犬の登録手数料等の徴収免除	60
(13) 成年後見制度	60
(14) 障がい者のための講習, 訓練	61
(15) 医療的ケア児在宅レスパイト事業	61
II 社会参加の促進と支援	62
(1) 自動車改造費の助成.....	62
(2) 重度心身障がい者タクシー料金助成・重度障がい者自家用車燃料費助成 市単独事業	62
(3) 知的障がい者に対する交通費助成 市単独事業	64
(4) 精神障がい者交通費助成 市単独事業	64
(5) 身体障がい者自動車運転技術教習制度	65
(6) 鉄道・バス運賃割引制度	66
(7) 航空旅客運賃割引制度	68
(8) 有料道路通行料金の割引制度.....	68
(9) 一般乗用旅客自動車(タクシー)割引制度	69
(10) 障がい者福祉バスの利用	69
(11)「おもいやり駐車スペース」利用証交付事業	71
(12) 駐車禁止場所における駐車許可.....	72
(13) 高齢運転者等専用駐車区間制度について	72
(14) 「ヘルプカード・ヘルプシール・ヘルプマーク」の配布について.....	72
(15) 「介護マーク」の配布について.....	73
(16) 重度身体障がい者の郵便等による不在者投票	73
(17) 市の施設利用料の減免.....	74
(18) 県立施設の無料開放.....	76
III コミュニケーション支援	77
(1) 意思疎通支援事業.....	77
(2) 手話通訳者の設置.....	79
(3) タブレット端末を活用した手話通訳問合せ対応サービス.....	79
(4) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣.....	79
(5) 点字版・音声版広報うつのみや	80

(6) 点字版・音声版あなたと市議会	80
(7) 点字版・音声版健康づくりのしおり	80
(8) 図書館サービス.....	80
(9) 点字郵便物等の無料扱い.....	80
(10) 無料電話番号案内.....	81
IV 緊急時の支援	81
(1) 緊急通報システム事業	81
(2) 災害時要援護者支援制度.....	82
(3) 防災情報のメール配信サービス	83
11 税金等の控除・減免.....	84
(1) 税金の控除・減免	84
①所得税・住民税の所得控除	84
②住民税の非課税	84
③相続税	84
④贈与税	84
⑤事業税	85
⑥軽自動車税種別割	85
⑦(軽)自動車税環境性能割免除および自動車税種別割減免	86
⑧「障がい者控除対象者認定書」(税申告における障がい者控除)	87
(2) NHK放送受信料の免除.....	87
12 文化・スポーツ活動の充実	89
(1) 点字図書館・聴覚障がい者情報提供施設 図書・録音図書	89
(2) 障がい者福祉センター	89
(3) サン・アビリティーズ.....	89
ボランティアセンターグループ一覧	90

1 障がい者等の利用できる制度

※ 制度によっては、所得制限、年齢要件およびその他要件(障がい内容等)により、●がついていても利用できない場合があります。

※ ▲は、他の障がいと重複する場合に適用となることを示しています。

※ △は、特別児童扶養手当認定診断書により該当となる場合があります。

(詳しくは、掲載ページをご覧ください。)



制度	等級	掲載ページ	身体障がい者						知的障がい者				精神障がい者			難病患者・ 軽度・中等度難聴	所得制限	年齢要件	その他要件	
			1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3					
手当	心身障がい者福祉手当	20	●	●					●	●	●						○			
	特別障がい者手当	20	1～2級の障がいの重複・IQ20以下の方など															○	○	○
	障がい児福祉手当	20	●	●	2級とA2の重複障がい			●	▲								○	○	○	
	特別児童扶養手当(手当額1級)	21	●	●	●				●	●							○	○	○	
	特別児童扶養手当(手当額2級)	21			●	●					●	△					○	○	○	
	難病患者福祉手当	23															●	○	○	
心身障がい者扶養共済制度			29	●	●	●				●	●	●	●					○	○	
保健と医療	重度心身障がい者医療費の助成	32	●	●	3,4級とB1の重複障がい			●	●	▲		●								
	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)	33	●	●	●	●	●	●				●	●	●			○	○	○	
	指定難病特定医療費の助成	35														●	○			
在宅福祉	補装具の交付・修理	48	●	●	●	●	●	●								●	○	○	○	
	日常生活用具の給付・貸与	49	●	●	●	●	●	●	●	●		●				●	○	○	○	
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	57														● (難聴児)	○	○	○	
	人工内耳体外装置購入費等助成	57	聴覚障がい(人工内耳装用児)															○		○
	重度身体障がい者住宅改造費助成	58	●	●														○	○	○
	補助犬の給付および費用助成	60	●	●																○
	自動車改造費の助成	62	●	●	●	●	●	●										○	○	○
	タクシー料金・自家用車燃料費助成	62	●	●						●	●		●							
	知的障がい者の交通費助成	64								●	●	●	●							
	精神障がい者の交通費助成	64												●	●					
身体障がい者自動車運転技術教習制度	65	●	●	●	●	●	●										○	○	○	
「おもいやり駐車スペース」利用証交付	71	●	●	●	●	●	●	●	●			●				● (難病患者)			○	
税金の控除・減免			84	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
その他	鉄道・バス運賃割引制度	66	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	航空旅客運賃割引制度	68	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
	有料道路通行料金の割引制度	68	●	●	●	●	●	●	●	●										
	一般旅客自動車(タクシー)割引制度	69	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
	市の施設利用料の減免	74	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	コミュニケーション支援	77	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
NHK受信料の免除			87	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		○		○	

2 相談窓口

I 日常生活等に関する総合的な相談窓口

(1) 社会福祉事務所

社会福祉法に基づき、宇都宮市に設置されたもので、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法の福祉六法に定める、援護、育成、更生相談やその他福祉に関する業務を行っています。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号(市役所内)

バス 県庁前下車または市内循環バスで宇都宮市役所下車

① 障がい福祉課

障がい児・者福祉の窓口として、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付、補装具・日常生活用具の給付、重度心身障がい者医療、心身障がい者等の福祉手当の支給、ホームヘルプや施設利用などの障がい福祉サービスについての相談を行っています。

また、日常生活での障がいを理由とした不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供などについての相談を行っています。

◆身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・補装具・日常生活用具・重度心身障がい者医療費助成、福祉手当など

TEL 632-2361
632-2362
632-2363

◆障がい福祉サービス・療育手帳など

TEL 632-2366
632-2869

◆障がい者差別解消相談

TEL 632-2673
FAX 636-0398

② 高齢福祉課

高齢者福祉の窓口として、高齢者に関する相談や高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援などを行っています。

◆高齢者に関する相談・支援

TEL 632-2357
FAX 632-3040

③ 生活福祉第1課・第2課

病気などの理由で、収入や蓄えがなく安定した生活が困難になった人に、経済面での援助を行っています。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・介護などの扶助があります。

◆生活保護

TEL 632-2105
632-2465
FAX 632-2355

④ 子ども政策課

児童福祉の窓口として、児童、母子・父子家庭、寡婦の相談、児童・ひとり親家庭などへの手当、こども・ひとり親医療費等の助成を行います。

◆児童手当・こども医療など

TEL 632-2387

◆母子・父子家庭等の相談・支援

TEL 632-2386
FAX 638-8941

⑤ 子ども支援課

児童福祉の窓口として、妊産婦医療費、小児慢性特定疾病医療の助成や、子どもの養育相談などを行っています。

◆妊産婦医療・小児慢性特定疾病など

TEL 632-2296

◆子どもの養育相談など

TEL 632-2390
FAX 638-8941

⑥ 保育課

児童福祉の窓口として、支給認定申請や教育・保育施設等の利用に関する相談・入所申し込みなどの受付を行っています。

◆教育・保育施設等の入退所など

TEL 632-2393
FAX 638-8941

(2) 保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」^{えーるゆー}

子どもや高齢者、障がい者などの日常生活での相談や困りごとを受け止め、育児や介護、生活困窮などのさまざまな保健福祉サービスの案内や利用のアドバイス等を行っています。

<相談の日時>

月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

<お問い合わせ先>

施設名等	担当地域	電 話	FAX	バ ス
保健福祉総務課 地域保健福祉担当 中央部 (本庁1階 A18番窓口) 〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5	本庁管内・ 宝木・豊郷	632-2941	639-8825	県庁前下車または市内循環バス で宇都宮市役所下車
地域保健福祉担当 東部 (平石地区市民センター) 〒321-0903 宇都宮市下平出町 158-1	平石・清原・ 瑞穂野	661-2369	689-2814	関東バス 宇都宮駅東口から 中平出 経由 柳田車庫 行 「JA平石支所」下車 徒歩1分
地域保健福祉担当 西部 (富屋地区市民センター) 〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 80-2	城山・国本 富屋・篠井	665-3698	665-7226	関東バス 宇都宮駅から 船生、石那田、今市車庫、 日光東照宮 行 「富屋小学校前」下車 徒歩1分
地域保健福祉担当 南部 (姿川地区市民センター) 〒321-0151 宇都宮市西川田町 805-1	陽南・横川 姿川・雀宮	645-4535	659-9425	関東バス 宇都宮駅から 桜通り 経由 西川田駅 行 六道 経由 西川田駅 行 「東原町」下車 徒歩10分
地域保健福祉担当 北部 (河内地区市民センター) 〒329-1105 宇都宮市中岡本町 3221-4	上河内・ 河内	671-3205	671-3220	関東バス 宇都宮駅から奈坪台 行 「奈坪台中央」下車 徒歩15分 奈坪台経由・白沢 行 「河内図書館」下車 徒歩10分

(3) 宇都宮市保健所

① 健康増進課 健康づくりグループ

健康づくり、生活習慣病、栄養、禁煙などに関する相談や各種講座を行っています。

また、食生活改善や健康づくりを推進する地域ボランティアの養成や活動支援を行っています。

② 保健予防課 保健対策グループ

難病患者やその家族の方からの療養生活に関する相談やこころの健康に関する不安や悩み等、精神保健についての相談に応じています。必要に応じて家庭訪問や、精神科医及び精神保健福祉士による専門相談(予約制)を実施しています。

〒321-0974 宇都宮市竹林町972番地

■健康増進課 健康づくりグループ TEL 626-1126 FAX 627-9244

■保健予防課 保健対策グループ TEL 626-1116 FAX 626-1133

バス 済生会病院下車

(4) 栃木県障害者総合相談所

障害者総合相談所は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を持つほか、発達障がいや高次脳機能障がい等の専門的な相談支援機関です。

① 身体障害者更生相談所(身体障害支援課)

身体障がい者にかかわる専門的な助言・指導を必要とする方へのさまざまな相談に応じるとともに、身体障がい者手帳の交付(宇都宮市を除く)や補装具費の支給・自立支援医療(更生医療)の給付等に係る総合的な判定を行います。

② 知的障害者更生相談所(知的障害支援課)

18歳以上の知的障がい者にかかわるさまざまな相談に応じ、専門的な助言・指導を行うとともに、療育手帳の判定と交付を行います。また、施設への巡回相談による助言や支援も行っています。

③ 発達障害者支援センター「ふおーゆう」(発達・高次脳機能障害支援課)

自閉症などの発達障がいのある方やご家族、関係者への相談支援を行います。乳幼児期から成人期の方まで、発達に関する悩みや生活上の困難なことについての相談をお受けして、内容に応じた専門的なアドバイスや、適切な関係機関の紹介などを行います。

④ 高次脳機能障害支援拠点機関(発達・高次脳機能障害支援課)

事故や病気などによる脳損傷の後遺症として、記憶や注意、社会的行動の障がい等により、日常生活や社会生活への適応が困難となった高次脳機能障がいのある方やそのご家族の相談をお受けするとともに高次脳機能障がいに関する正しい理解の普及啓発や研修会等を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337番地1(栃木県立リハビリテーションセンター内)

■身体障害者更生相談所 TEL 623-7010

■知的障害者更生相談所 TEL 611-1208

■発達障害者支援センター「ふおーゆう」 TEL 623-6111

■高次脳機能障害支援拠点機関 TEL 623-6114

FAX 623-7255(各課共通)

バス リハビリテーションセンター下車

(5) 障がい者基幹相談支援センター・障がい者虐待防止センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言、障がい者及びその家族への支援等、総合的な相談支援等を行います。また、障がい者虐待の予防や早期発見、虐待を受けた障がい者及び養護者への支援等を行います。

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 市役所障がい福祉課内

TEL 632-2366 FAX 636-0398

<対象者>

相談支援事業者等の関係機関、地域において支援を必要とする障がい者及びその家族

<支援内容>

- 困難事例等に関する相談支援事業者への専門的な助言
- 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援
- 障がい者の虐待に関すること

※虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方は、速やかにご連絡ください。相談者についての秘密は厳守しますので、ためらわずにご相談ください。

(6) 障がい者生活支援センター

障がい種別にかかわらず、地域において生活している障がいのある方の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行います。

<対象者>

地域において生活支援を必要とする障がいのある方とその家族

<支援内容>

- 障がい福祉サービス等の利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- 緊急時の相談支援(障がい福祉サービス未利用者などを対象にした、登録制による緊急時に備えるための支援) など
- 専門機関の紹介
- 権利擁護に関する支援
- 日常生活上の相談支援

事業所名	所在地	電話番号 FAX	法人	担当 地区
障がい者生活支援センター ひかり	〒320-0072 宇都宮市若草 4-20-7 セントラル若草 206	(678)3077 (612)7718	(福)同愛会	[西部]上戸祭, 国本,城山,姿川, 宝木,富士見,細谷, 明保
障がい者生活支援センター サポートみゆき	〒321-0971 宇都宮市海道町 79 番地	(661)5116 (661)5145	(福)みゆきの杜	[東部]石井, 泉が丘,清原,平石, 峰,御幸,御幸ヶ原, 陽東
障がい者生活支援センター クライス	〒320-0043 宇都宮市桜2-5-30 福田ビル 2F (福)房香会サテライトオフィス	(612)4746 (666)5912	(福)房香会	[中央部]今泉,桜, 城東,昭和,中央, 戸祭,西,錦,西原, 東,宮の原,築瀬, 陽南
障がい者生活支援センター スローライフ	〒321-2114 宇都宮市下金井町 587	(678)8781 (678)8782	(株)スローライフ	[北部]上河内, 河内,篠井,富屋, 豊郷
障がい者生活支援センター とみや	〒320-0061 宇都宮市宝木町 1-40-7	(612)8120 (612)8110	(福)すぎの芽会	[南部]五代若松 原,雀宮,瑞穂野, 緑が丘,陽光,横川

(7) とちぎ難病相談支援センター

難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話、面接による一般相談及びピア・サポート(難病患者またはその家族が、相談者と気持ちを共有し、ともに考え、仲間として相談者を支援していくこと)相談を実施しています。また、専門医による医療相談(疾患別・予約制)及び就労相談も行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森1階
TEL 623-6113 FAX 623-6100



(8) 栃木県精神保健福祉センター

精神疾患や、広く心の問題に関わる専門的な助言・指導等を必要とする方に対し、相談や各種グループ活動を行っています。(来所相談は要予約)

また、自立支援医療(精神通院医療)や精神障がい者保健福祉手帳の申請に対する判定も行っています。

〒329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13
TEL 673-8785 FAX 673-6530

○来所相談(電話予約制)

依存症(薬物・ギャンブル・アルコールなど)、摂食障がい、ひきこもり、自傷・自殺関連の相談など、精神疾患や精神障がいに関する悩みや相談等の相談を行っています。

TEL 673-8452, 673-8720

対応時間 8:30~17:15(土日, 祝休日, 年末年始を除く)

○こころのダイヤル

こころの健康や悩みに関する相談を匿名で行っています。

TEL 673-8341

対応時間 9:00~17:00(土日, 祝休日, 年末年始を除く)

○精神科救急医療相談電話

夜間や休日において、精神疾患を有する方や、そのご家族などからの緊急的な精神医療相談を電話で受け付け、相談内容に対し適切な助言等を行い、必要に応じて医療機関の紹介等を行います。なお、かかりつけの医療機関がある場合、最初にそちらへご相談ください。

TEL 0570-666-990

対応時間 平日:17:00~翌日8:30

土日・祝日・年末年始(12/29~1/3):24時間

(9) 宇都宮市社会福祉協議会

市民の皆様の参加と協力のもと、共に支え合い助け合う「向こう三軒両隣」の地域共生社会の実現を目指し、ふれあい・いきいきサロンや安心・安全情報キット配付事業などの地域福祉事業のほか、心配ごと・悩みごと相談センターやボランティアセンターなどの運営を行っています。

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター内

TEL 636-1216 FAX 638-9856, 637-2020

バス 県庁前下車または市内循環バス総合福祉センター前下車



(10) 栃木県社会福祉協議会

県民の地域福祉に対する関心を高める活動を行うとともに、地域における福祉課題の解決に向けた相談・支援などを行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内

TEL 622-0524 FAX 621-5298

バス 福祉プラザまたは戸祭下車

○とちぎ視聴覚障害者情報センター

視覚や聴覚に障がいのある方の社会参加や自立の促進を目的に、情報提供(点字図書、字幕(手話)入りビデオ・DVD の貸し出しなど)やコミュニケーション支援などを行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ2階

TEL 621-6208 FAX 627-6880

対応時間 9:00~17:00(日, 祝日(土曜日にあたる日を除く), 年末年始を除く)

○栃木県障害者ICTサポートセンター

視覚や聴覚に障がいのある方が、ICT 機器(パソコン, スマートフォン, タブレット等)を活用し、必要な情報を取得して社会参加が出来るよう支援を行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ2階

TEL 612-5213 FAX 627-6880

メール ict@tochigikenshakyo.jp

対応時間 9:00~17:00(日, 祝日(土曜日にあたる日を除く), 年末年始を除く)

(11) あすてらす・うつのみや

高齢の方(認知症高齢者, ひとり暮らし高齢者, 高齢者2人世帯)や障がいのある方(知的障がい者, 精神障がい者等)などで判断能力が十分でないために, 福祉サービスの利用手続きが分からなかったり, 日常的な預貯金の出し入れなどについてお困りの方に無料で相談に応じています。

<一般相談の日時>

毎週月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝休日, 年末年始は除く)

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター内

TEL 635-1234 FAX 636-1248

来所または電話にて相談を承ります。来所の場合には事前にご連絡ください。

バス 県庁前下車または市内循環バス総合福祉センター前下車

(12) 栃木県身体障害者総合相談所

身体障がい者の結婚に関する相談や各種の相談を行っています。

<相談事業の日時>

毎週水曜・金曜と年間12回の日曜日の午前10時～午後3時

(祝日と12月29日～1月3日までは休み)

〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号

とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター内

TEL 623-6353 FAX 623-6353

メール soudan@tochi-shinkyō.org

バス 戸祭バス停留所下車

(13) 視覚障がい者相談員

■場所 市総合福祉センター3階

■日時 毎月第1～第4までの火曜日及び木曜日 午前9時～午後4時

■内容 視覚障がいに関する各種相談・情報提供など

〔電話相談・問い合わせ〕障がい者福祉センター TEL 614-3309

(14) 法テラス(日本司法支援センター)

法テラスは, 国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき, 相談窓口が一つになっていないために情報にたどりつけないという状態が生じていたため, どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう, 公的な法人として設立されました。お問い合わせの内容に合わせて, 解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を無料でご案内しています。

また, 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに, 無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

<受付時間>

平日9:00～21:00, 土曜9:00～17:00(日及び祝日は業務を行っておりません。)

TEL 0570-078374

(15) 心配ごと・悩みごと相談センター

日常生活における心配ごとや悩みごとなどの様々な相談をお受けしています。

相談内容	開催日 (祝休日及び休館日除く)	場所・時間
心配ごとや悩みごとの相談	月曜日～金曜日	市総合福祉センター5階 9時～正午
巡回相談 (心配ごとや悩みごとの 相談)	毎月第1木曜日(月1回)	市老人福祉センター(ことぶき会館) 10時～正午
	毎月第2木曜日(月1回)	市老人福祉センター(ふれあい荘) 10時～正午
	毎月第3木曜日(月1回)	市老人福祉センター(やすらぎ荘) 10時～正午
	毎月第4木曜日(月1回)	市老人福祉センター(すこやか荘) 10時～正午
	毎月第1火曜日(月1回)	市河内総合福祉センター 10時～正午
弁護士の法律相談	毎月第3火曜日(月1回)	市総合福祉センター5階 9時～12時(要予約。受付は11時30分まで)
知的障がい者の生活相談	毎月第3水曜日(月1回)	市総合福祉センター5階 10時～15時(要予約)
更生や犯罪予防に 関する相談	毎月第3木曜日(月1回)	市総合福祉センター5階 10時～15時(要予約)
こころの悩み相談	毎月第3金曜日(月1回)	市総合福祉センター5階 13時～16時(要予約)

<費用>

無料

<電話相談・問い合わせ>

心配ごと・悩みごと相談センター(宇都宮市社会福祉協議会) TEL 636-1251

※ 相談日時と異なる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

※ 心配ごとや悩みごとの相談は電話による相談もお受けしております。

(16) つなぐ窓口(内閣府)

令和5年(2023年)3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が改定され(令和6年(2024年)4月1日より施行)、「障害者や事業や、都道府県・市町村等からの相談に対して、法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討すること」が明記されました。

これに伴い、内閣府において、令和5年(2023年)10月16日から令和7年(2025年)3月下旬まで、試行的に「つなぐ窓口」が設置されました。

「つなぐ窓口」は、障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障がいを理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑につなげるための調整・取次を行っています。

TEL 0120-262-701

メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

※ メール送信の際には、上記メールアドレス中の「@」(全角表示)を半角に修正してご送信ください。(セキュリティ対策のため文字を置き換えております。)

対応時間 毎日10時から17時まで(祝日・年末年始を除く)

Ⅱ 療育に関する相談

(1) 宇都宮市子ども発達センター

18歳未満のお子さんの運動やことば、社会性などの発達について、医療・保健・福祉分野のさまざまな支援を総合的に行います。お子さんの発達の状況や家庭環境、保護者の方々のニーズを踏まえ、一人ひとりの特性に応じた療育の提供を行っています。

○子ども発達相談室（TEL 647-4720）

お子さんの発達（運動・ことば・社会性等）について、保護者の方の相談に保健師が対応します。また、専門的な発達検査等が必要なお子さんには、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が専門的に評価し、保護者にアドバイスをを行います。

○診療検査事業（TEL 647-4723）

子ども発達センターの各種事業を利用するお子さんを対象に、小児科医師が療育の指示や支援の方向性を決定するための診察を行います。

※ 有料（保険診療に基づき費用がかかります。）

○早期療育支援事業（カンガルー教室）（TEL 647-4723）

発達（ことばや行動面）に心配のある就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、個別またはグループで遊びを通じた指導やアドバイスをを行います。

○専門療育事業（なないろ教室）（TEL 647-4723）

障がいのあるお子さんを対象に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理相談員が、お子さんの特性に応じた専門的な個別またはグループ指導を行います。

○重症心身障がい児プール活動支援事業（TEL 647-4723）

重い運動障がいのあるお子さんを対象に、当センター内の温水プールを使って、プール活動を行います。

○障がい児通所支援事業（TEL 647-4710）

・児童発達支援センター（若葉園）

知的障がいのある概ね3歳以上で就学前のお子さんの通園療育施設。日常生活に必要な動作の指導や、社会生活適応に向けた療育を行います。

・保育所等訪問支援事業（若葉園）

保育所・幼稚園・認定こども園等に通う主に知的障がいのあるお子さんに対し、支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。

・児童発達支援センター（かすが園）

肢体不自由または医療的ケアが必要な概ね3歳以上で就学前のお子さんの通園療育施設。日常生活に必要な動作の指導や社会生活適応に向けた療育を行います。

・居宅訪問型児童発達支援事業（かすが園）

病気や重度の障がいなどによって児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、支援員が自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

※ 利用の際は、市町の障がい児通所給付を受ける必要があります。給付内容により、利用料及び給食費の自己負担があります。

○障がい児通所給付事業（TEL 647-4721）

障がい児通所支援を利用しようとするお子さんの保護者の方を対象に、通所給付決定に関する事務を行います。

○サポートファイル「かがやき」

発達等に心配のあるお子さんが、関係機関で適切な理解と支援を受けられるよう配布しています。発達に関わる大切な記録や日頃の生活の様子、お子さんの特徴を記入し、家庭や病院など関係機関との情報交換に使用できます。用紙は市ホームページからもダウンロードすることができます。

〈配布について〉

月曜日～金曜日

宇都宮市子ども発達センター、宇都宮市教育センター、宇都宮市障がい福祉課窓口

(2) 宇都宮市教育センター教育相談室

発達に心配のある年長児の就学に関する相談や、小・中学生の学校生活（不登校・発達障がいを含む）に関する相談や助言を行っています。

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒320-0816 宇都宮市天神1丁目1番24号

申込 市教育センターHPの申し込みフォームに必要事項を入力

TEL 639-4380, 639-4381 FAX 639-4390

バス 上河原下車徒歩15分



▲市教育センターHP

(3) 栃木県中央児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じています。障がいのあるお子さんについても、専門家による判定や養育面の指導などを行っています。

〒320-0071 宇都宮市野沢町4番1号

TEL 665-7830 FAX 665-7831

バス とちぎ男女共同参画センター下車

(4) なかよしクラブ

「言葉の遅れ」や「落ち着きがない」「大きな集団が苦手」など、発達に心配があるお子さんの相談に応じたり、親子で楽しめる遊び、親子の交流などの子育て支援を行っています。

石井なかよしクラブ TEL 661-6101

竹林なかよしクラブ TEL 621-0041

北雀宮なかよしクラブ TEL 653-5982

Ⅲ 就労に関する相談

(1) 宇都宮公共職業安定所

身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者などの就職の相談・紹介、障がい者職業能力開発校の入所相談を行っています。また、聴覚障がい者が手話で職業相談ができるように、手話協力員が配置されています。

〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎(1階)

TEL 638-0369(代)

バス ハローワーク下車

(2) 栃木障害者職業センター

ハローワークと密接に連携し、障がいのある方に対する就職の相談・支援、事業主の方に対する障がい者雇用の相談・支援を行う機関です。

また、障がいのある方の就業支援を行う機関の方に対して、職業リハビリテーションの支援技法の助言や提供を行っています。

〒320-0865 宇都宮市睦町3番8号

TEL 637-3216 FAX 637-3190

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tochigi/>

バス 睦町下車

(3) 宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の就業に関する相談を受け、様々な機関と連携をとりながら、職業生活における自立を支援します。

<対象者>

障がいの種別を問わず、宇都宮市内にお住まいの障がいのある方。(手帳を持っていない方でも相談できます。)

<支援内容>

- 職業準備訓練のあっせん
- 職場実習先との調整
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 雇用管理についての事業所に対する助言

〒321-0905 宇都宮市平出工業団地43-100

(受託法人:飛山の里福祉会)

TEL 678-3256 FAX 678-3257

バス 越戸新田下車

IV 地域における身近な相談員

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱された無報酬の非常勤特別職の地方公務員で、地域の心身障がい者、児童、高齢者および生活に困っている人などの相談にあたります。民生委員・児童委員は「宇都宮市担当民生委員・児童委員証」を携帯するとともに、自宅には「民生委員・児童委員」の門標を掲げています。

お住まいの地域の民生委員・児童委員をお知りになりたい場合は、保健福祉総務課までお問い合わせください。

■保健福祉総務課
企画グループ
TEL 632-2919
FAX 639-8825

(2) 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

市長より委嘱された識見の高い民間の協力者です。身体障がい者及び知的障がい者やその家族からのいろいろな相談に応じています。

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談を希望される場合は、障がい福祉課までお問い合わせください。

■障がい福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2366
FAX 636-0398

3 手帳

心身に障がいのある方は、下記の手帳交付を受けていろいろな福祉制度を利用することができます。

(1) 身体障がい者手帳

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいのある方に、その程度により1級から6級の区分で手帳が交付されます。手帳が交付されますと、補装具の交付や更生医療の給付など各種制度を活用することができます。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

<障がいの程度>

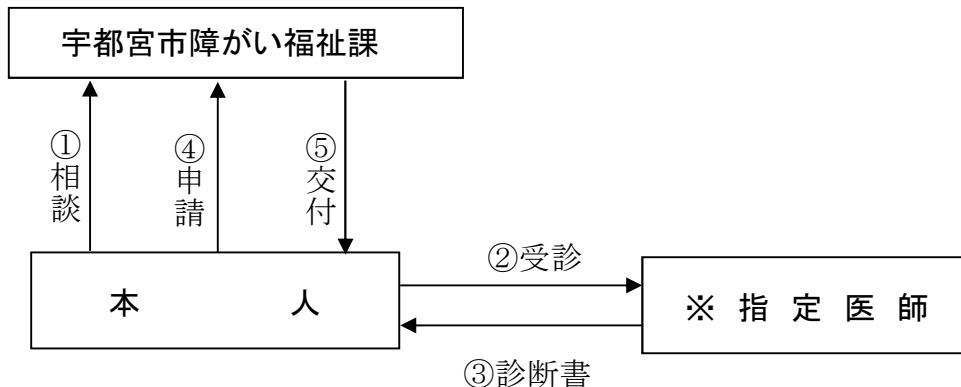
障がいの程度により「身体障がい者障がい程度等級表」1級～6級に分けられています。

<交付手続き>

必要書類等……申請書・本人および家族状況記録票・診断書・

写真(縦4cm×横3cm)2枚

個人番号(マイナンバー)の分かるもの



※ 指定医師(障がいの部位により身体障害者福祉法の第15条指定を受けている医師)でないとう帳申請のための診断書は作成できません。

診断書の用紙は障がい福祉課に用意してあります。

<変更・再交付等>

等級変更	障がいの程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書・写真・個人番号(マイナンバー)の分かるものを持参し申請してください。
居住地・氏名変更・死亡返還	転居された場合、速やかに新しい居住地の市福祉事務所または町村役場に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合および死亡返還時も居住地の市福祉事務所または町村役場に届け出てください。
再交付	紛失または破損したときは、写真・個人番号(マイナンバー)の分かるものを持参し再交付の申請をしてください。

＜身体障がい者障がい程度等級表＞

級別	視覚障がい	聴覚または平衡機能障がい		音声機能, 言語機能 または そしゃく機能障がい
		聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの			
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の喪失
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の著しい障がい
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90dB以上, 他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの		
7級				

- 網掛部分は第1種の障がいを, 他は第2種の障がいを表す。
- 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は, 一級上の級とする。ただし, 二つの重複する障がいがある場合に本表中に指定されているものは, 該当等級とする。
- 肢体不自由においては, 7級に該当する障がいがある場合は, 6級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については, 障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは, おや指については指骨間関節, その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障がい」とは, 中手指節関節以下の障がいをいい, おや指については, 対抗運動障がいを含むものとする。
- 上肢または下肢欠損の断端の長さは, 実用長(上腕においては腋窩より, 大腿においては, 坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは, 前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢	下 肢
1級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1. 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節,肘関節または手関節のうち,いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものの 6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節,肘関節または手関節のうち,いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障がい 6. おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節,肘関節または手関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢のなか指,くすり指および小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指,くすり指および小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節,膝関節または足関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの

級別	肢 体 不 自 由		
	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
		上肢機能	移動機能
1級	体幹の機能障がいにより座ることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1.体幹の機能障がいにより座位または起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓,じん臓,呼吸器,ぼうこうまたは直腸,小腸,免疫,肝臓の機能障がい						
	心臓 機能障がい	じん臓 機能障がい	呼吸器 機能障がい	ぼうこう または直腸の 機能障がい	小腸 機能障がい	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障 がい	肝臓機能障がい
1級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級							
6級							
7級							

(2) 療育手帳

知的障がいの方は障がい程度によってA1(最重度), A2(重度), B1(中度), B2(軽度)の手帳が交付されます。手帳が交付されますと、障がい程度によって各種手当, 税金の控除, 鉄道・バス運賃割引など各種制度を活用することができます。

■障がい福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2365
FAX 636-0398

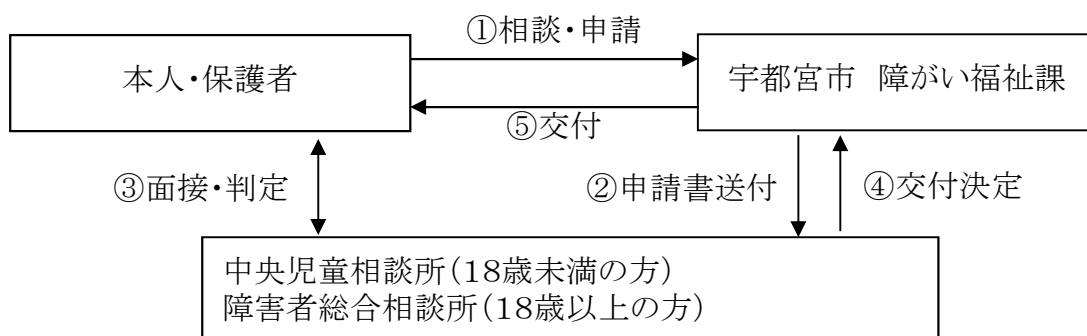
<申請の手続>

療育手帳に関して、次の事項に該当するときは、障がい福祉課までお申し出ください。

事項	用意していただくもの	
新規交付	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、手帳を希望する方 ・他県の手帳をお持ちの方で宇都宮市に住所を有することになった方 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真(縦4cm×横3cm)1枚 ・母子健康手帳 ・お薬手帳(服薬のある場合) ・個人番号(マイナンバー)の分かるもの ・他県で交付された手帳
再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳を紛失したとき ・手帳を破損したとき ・手帳の記載欄の余白がなくなったとき ・写真が古くなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真(縦4cm×横3cm)1枚 ・現在お持ちの手帳(紛失を除く)
記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳の記載内容(住所・氏名など)が変更になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳
<p>なお、住所変更については、新住所の窓口にお申し出ください。</p>		
返還	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡されたとき ・紛失していた手帳が見つかったとき ・障がいの程度が該当しなくなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳

※ 申請書等の記入用紙は、窓口に用意してありますのでお申し出ください。

<交付手続きの流れ>



<再判定>

窓口は、児童相談所または、障害者総合相談所です。

事項	判定機関
<ul style="list-style-type: none"> ・再判定の時期がきたとき(手帳に次の判定年月が記載されていますので、判定機関で予約をとって判定を受けてください。) ・障がいの状態が変わったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所(18歳未満の方) ・障害者総合相談所(18歳以上の方)

■栃木県中央児童相談所
TEL 665-7830
FAX 665-7831
■栃木県障害者総合相談所
(栃木県立リハビリテーションセンター内)
TEL 611-1208
FAX 623-7255

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、交付を受けた方に対し、各方面の協力によりさまざまな支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰及び自立、社会参加の促進を図ることを目的としています。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2361
FAX 636-0398

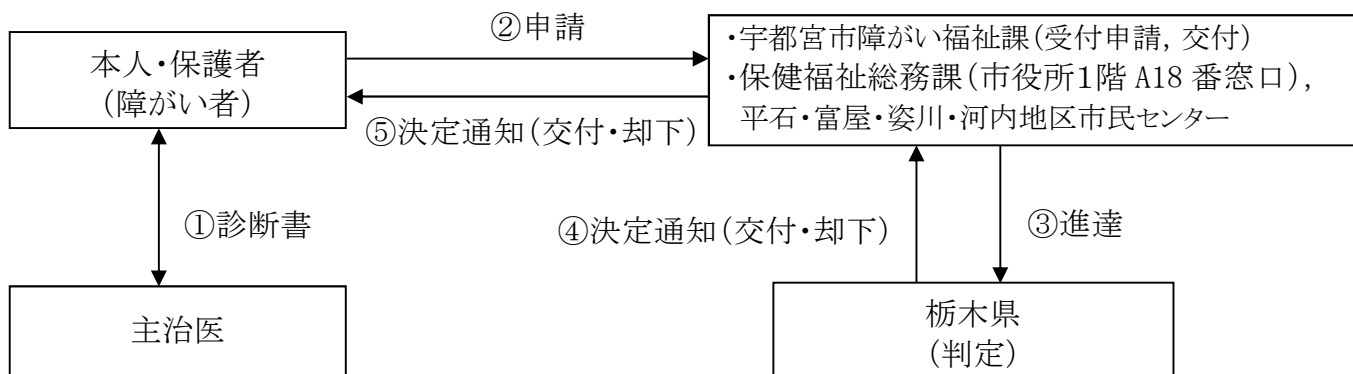
<申請の手続>

精神障がい者保健福祉手帳に関して、次の事項に該当するときは、障がい福祉課までお申し出ください。

申請の種類	内 容	用意するもの
新規交付	・市内に住所を有し、手帳を希望する方 ・他県で手帳を交付された方で宇都宮市に住所を有することとなった方	・診断書または障がい年金受給者の方はその証書の写しと振込通知の写し、または他県で交付された手帳 ・個人番号(マイナンバー)の分かるもの ・写真(縦4cm×横3cm)1枚
更新	・2年ごとの障がい状態の再認定の時期にある方	・診断書または障がい年金受給者の方はその証書の写しと振込通知の写し ・個人番号(マイナンバー)の分かるもの ・写真(縦4cm×横3cm)1枚
障がい等級変更	・障がいの程度に変化があったとき	・診断書または障がい年金受給者の方はその証書等の写しと振込通知の写し ・個人番号(マイナンバー)の分かるもの ・写真(縦4cm×横3cm)1枚
再交付	・紛失、汚損または破損したとき	・現在交付されている手帳(紛失を除く) ・個人番号(マイナンバー)の分かるもの ・写真(縦4cm×横3cm)1枚
記載事項変更	・手帳の記載内容に変更が生じたとき	・変更後の内容を証するもの ・手帳・個人番号(マイナンバー)の分かるもの
返納	・交付を受けた方が消失、死亡されたとき ・その他返納すべき事由が生じたとき	・現在交付されている手帳

■各申請書および所定の診断書については、市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・娑川・河内の各地区市民センターに用意してあります。

<交付手続きの流れ>



4 手当

(1) 心身障がい者福祉手当 **市単独事業**

<支給対象者>

市内に住所がある方で、身体障がい者手帳1・2級の障がいのある方、または療育手帳A・A1・A2またはB1の判定を受けた方(知能指数50以下と判定された方)

<支給制限>

国の特別障がい者手当等を受けている方は除かれます。

支給対象者が20歳以上の場合、受給者、配偶者、扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給停止となります。(※基準額については24ページ参照)

<手当額>

月額 5,000円 (4月, 8月, 12月に支給されます。)

※申請月の翌月分から対象となります。

(2) 特別障がい者手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所がある20歳以上の、次のような障がいのある方。

- 身体障がい者手帳1・2級程度の障がいが2つ以上重複している方(一部該当にならない障がいあり)
- 知能指数が20以下で日常生活において著しく介助を要する状態にある方
- 上肢・下肢・体幹のいずれかの機能障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- 内部疾患で絶対安静の状態にある方(心臓, 呼吸器, 腎臓, 肝臓, 血液疾患等)
- その他, 精神の障がいであって, 上記と同程度以上と認められ, 常時特別な介護を必要とする方 (障がいの内容によっては該当にならない場合もあります。)

<支給制限>

■受給者, 配偶者, 扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給されません。(※基準額については24ページ参照)

■入院3か月以上の方, 施設入所者は除かれます。

<手当額>

月額 28,840円 (2月, 5月, 8月, 11月に支給されます。)

※申請月の翌月分から対象となります。

(3) 障がい児福祉手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所がある満20歳未満の次のような状態の児童

- 身体障がい者手帳1級及び2級の一部の児童

※障がいの内容によっては該当にならない場合もあります。

- 最重度の知的障がいのある児童(療育手帳 A1)
- 身体または精神に前記と同程度の障がい, 疾病等のある児童

<支給制限>

■受給者, 配偶者, 扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給されません。(※基準額については24ページ参照)

■施設入所者は除かれます。

<手当額>

月額 15,690円 (2月, 5月, 8月, 11月に支給されます。)

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■子ども政策課
子ども給付グループ
TEL 632-2387
FAX 638-8941

(4) 特別児童扶養手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所のある方で、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母またはその児童を養育している方

■子ども政策課

子ども給付グループ

TEL 632-2387

FAX 638-8941

■身体障がい者手帳の1・2級と3級の一部の児童
(内部障がいは診断書による)

■療育手帳のA1・A2の児童

1級に該当する
障がい程度

■身体障がい者手帳の3級と4級の一部の児童
(内部障がいは診断書による)

■療育手帳のB1の児童(診断書により判定)

2級に該当する
障がい程度

■その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童
(療育手帳のB2の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等)

<支給制限>

■受給者、配偶者、扶養義務者の所得が以下の各々の基準額以上のときは支給されません。

扶養親族等の数	認定請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人以上	以下 380,000 円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

■児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合、施設入所中の場合には受けられません。

<手当額> (4月、8月、11月に支給されます。)

1級……児童1人につき月額55,350円

2級……児童1人につき月額36,860円

(5) ひとり親家庭支援手当 **市単独事業**

<支給対象者>

次のいずれかに該当する義務教育終了前の児童を養育している方(特別児童扶養手当を受給している場合など、児童の障がいの程度によっては、20歳到達までの児童。障がいの程度はお問い合わせください)

■子ども政策課

自立支援グループ

TEL 632-2386

FAX 638-8941

■父母の一方に重い障がいがある(障がいの程度はお問い合わせください)

■父母が離婚した

■母が婚姻によらず子を出産した

■父または母が法令により1年以上拘禁されている

■父または母の生死が明らかでない

■父または母に裁判所の保護命令が出ている

■父母の一方、または両方が死亡した

■父または母が1年以上入院している

<支給制限>

次のような場合は支給されません。

- 市民税の所得割が課税されているとき
- 生活保護の被保護者であるとき
- 児童が里親に委託されているとき

<支給期間>

- ひとり親となった後5年間(ただし、5年経過後、父又は母が一定の病気や障がい等の状態にあり、就労が困難な場合は、生活支援3,000円を引き続き児童が義務教育を修了するまで支給)

<手当額>

月額1世帯につき 生活支援3,000円、就業による自立を目指す者へは就労支援として2,000円を加算。(4月、8月、12月に支給されます。)

(6) 児童扶養手当 国

<支給対象者>

下記に該当し、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父、母、又は養育者(特別児童扶養手当を受給している場合など、児童の障がいの程度によっては、20歳到達までの児童。障がいの程度はお問い合わせください)。ただし、里子や児童福祉施設などに入所している児童は対象外となります。

- 父母が離婚した
- 母が婚姻によらずに子を出産した
- 父又は母が1年以上行方不明である
- 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- 父又は母の生死が明らかでない
- 父母の一方、又は両方が死亡した
- 父又は母に裁判所のDV保護命令が出ている
- 父又は母に次の障がいがある
 - 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - 一眼の視力が手動弁以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが一〇〇dB以上のもの
 - 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
 - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの
 - 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの
 - 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するものであって、国が定めるもの

■ 子ども政策課
自立支援グループ
TEL 632-2386
FAX 638-8941

<支給制限>

本人、配偶者、扶養義務者の所得が、次表の各々の基準額以上の時は支給されません。

※ 公的年金を受給されている方・・・これまで公的年金を受給されている方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の一部が改正され、受給されている年金等の額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算

<手当月額(令和6年4月分より)>(本人の所得に応じて変動)

児童1人目 45,500円～10,740円

児童2人目 10,750円～5,380円加算

児童3人目以降 1人あたり6,450円～3,230円加算

(7) 難病患者福祉手当 **市単独事業**

<対象疾患>

難病法に基づく指定難病341疾患(36～40ページの指定難病特定医療費助成の対象疾患一覧参照)、及び特定疾患治療研究事業において国または栃木県が指定する疾患の4疾患(スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。))

<受給要件>

上記疾患に罹患し、医療受給者証の交付を受けている方

<支給額>

月額 5,000円 (4月、8月、12月に支給されます。)

※ 申請月の翌月分からが対象になります。

受給者本人が20歳以上の場合、受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれについて、前年(1月から6月までに手当を申請する場合は前々年)の所得が条例で定める額以上であるときは、支給停止となります。

所得については、毎年7月に所得判定を行い、所得制限限度以上の場合は、その年の8月から翌年の7月まで、支給停止の処分を行います。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

【所得制限】

(1) 対象者

- ①受給資格者
- ②配偶者（内縁等事実上の婚姻関係を含む）
扶養義務者で生計を維持する方

(2) 所得制限限度額表

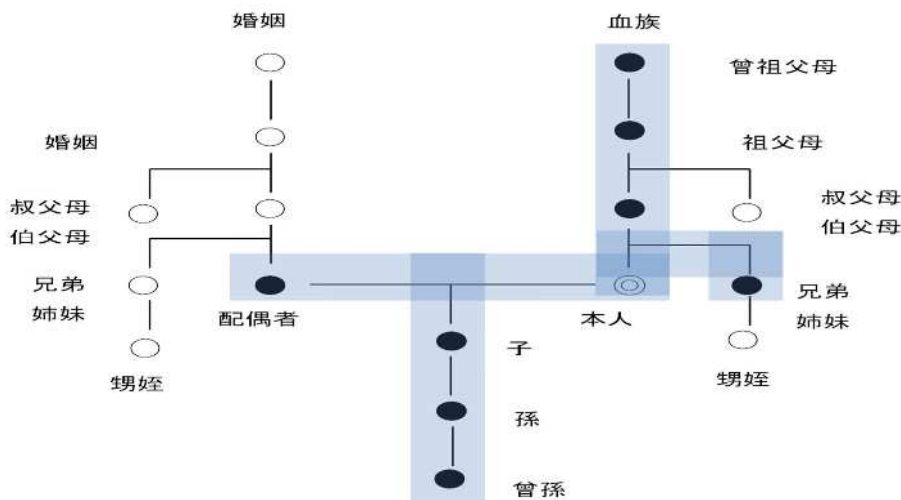
(千円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180	3,604	8,319	6,287
1	5,656	3,984	8,596	6,536
2	6,132	4,364	8,832	6,749
3	6,604	4,744	9,069	6,962
4	7,027	5,124	9,306	7,175
5	7,449	5,504	9,542	7,388

※1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者，老人扶養親族又は，特定扶養親族がある方についての限度額（所得ベース）は，上記の金額に次の額を加算した額とする。

所得対象者	加算額対象者及び加算額
本人	①老人控除対象配偶者・老人扶養親族：10万(1人につき) ②特定扶養親族等(特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族)：25万(1人につき)
配偶者及び扶養義務者	①老人扶養親族：6万（1人につき） 〔但し，当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がない時は，老人扶養親族のうち1人を除く方につき〕

※2 政令上は所得額で規定されており，うえに掲げた収入額は，給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。



(8) 医療的ケア児等福祉手当 **市単独事業**

■子ども発達センター
交流・管理グループ
TEL 647-4721
FAX 647-4715

<支給対象者>

市内に住民票がある方の養育・看護を受け、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である満18歳未満の方。ただし、引き続き医療的ケアが必要と認められる場合は満20歳まで延長。

小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている満18歳未満の方。ただし、継続更新の場合は満20歳まで延長。

<支給制限>

心身障害者福祉手当及び難病患者福祉手当の受給者を除く。

<手当額>

月額 5,000円（4月、8月、12月に支給されます。）

※ 申請月の翌月分からが対象となります。

5 年金

国民年金は、老齢・障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とした制度です。

(1) 障がい基礎年金

- ①国民年金の加入期間中に初診日がある傷病により障がい者となった人で次の要件を満たしたときに請求できます。

ア.初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間(厚生年金保険被保険者期間を含む)と免除された期間が合せて3分の2以上あること。(初診日が令和8(2026)年3月31日までにあるときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がなければよいことになっています)。なお、初診日以後に納付した期間、初診日以後に免除申請した期間、初診日以後に3号特例に該当した期間は除かれます。

イ.初診日から1年6か月を経過した日(その期間内に治った場合はその日)の障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級に該当すること。初診日から1年6か月を経過した日において、障がいの状態が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当しない場合であっても、その後、障がいの状態が重くなった場合に障がい基礎年金を受けられることがあります。

- ②60歳以上65歳未満でいずれの年金にも加入していない期間に初診日のある障がい者(①のア・イが条件)ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方は除かれます。
- ③20歳未満に初診日のある病気、けがで障がい者(1級・2級)になったとき。(所得制限および他の公的年金受給による制限あり)

※ 申請方法及び要件等については、保険年金課または年金事務所へお問い合わせください。

<年金額> 【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

1級障がい基礎年金

令和6年 4月～ 1,020,000円(月額85,000円)

【1,017,125円(月額84,760円)】

2級障がい基礎年金

令和6年 4月～ 816,000円(月額68,000円)

【813,700円(月額67,808円)】

国民年金

■保険年金課

国民年金グループ

TEL 632-2327

FAX 632-2326

厚生年金

■宇都宮西年金事務所

TEL 622-4281

(音声案内①)

FAX 621-2177

■宇都宮東年金事務所

TEL 683-3211

(音声案内①)

FAX 683-3177

＜障がい基礎年金を受けられる障がいの状態＞

1級

- 1 次に掲げる視覚障がい
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04, 他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2級

- 1 次に掲げる視覚障がい
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.08, 他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90dB以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障がいを有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声または言語機能に著しい障がいを有するもの
 - 6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障がいを有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 障がい厚生年金

厚生年金保険被保険者期間に初診日がある傷病により障がい者となった人で障がい基礎年金の要件Aを満たしたときに請求できます。また、イの初診日から1年6か月を経過した日(その期間内に治った場合はその日)の障がいの程度が障がいの状態が該当しない場合であっても、その後、障がいの状態が重くなり、国民年金法施行令で定める1級または2級、または厚生年金保険法施行令で定める3級に該当した場合に障がい厚生年金を受けられることがあります。

■宇都宮西年金事務所
TEL 622-4281
(音声案内①)
FAX 621-2177
■宇都宮東年金事務所
TEL 683-3211
(音声案内①)
FAX 683-3177

<年金額>

1級障がい厚生年金	報酬比例部分×1.25+1級障がい基礎年金
2級障がい厚生年金	報酬比例部分+2級障がい基礎年金
3級障がい厚生年金	報酬比例部分

※ 報酬比例部分は厚生年金保険被保険者期間によって決まる年金額です。【 】内は68歳以上の方の額

※ 3級には最低保障があります。

令和6年4月～ 612,000円(月額51,000円)【610,300円(月額50,858円)】

<障がい厚生年金を受けられる障がいの状態>

1級

障がい基礎年金1級に同じ

2級

障がい基礎年金2級に同じ

3級(厚生年金保険のみ)

1 次に掲げる視覚障がい

イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの

ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの

ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの

2 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの

3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの

4 脊柱の機能に著しい障がいを残すもの

5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの

6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの

7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの

8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったものまたはおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの

9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの

10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの

11 両下肢の十趾の用を廃したもの

12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの

13 精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

14 傷病が治らないで、身体の機能または精神もしくは神経系統に、労働が制限を受けるか、または労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいをもつものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(3) 特別障がい給付金制度

障がい基礎年金などを受給していない障がい者で、下記に該当する65歳未満の方が請求できます。

■保険年金課
国民年金グループ
TEL 632-2327
FAX 632-2326

<対象者>

国民年金に任意加入していなかった下記①・②のいずれかの期間内に初診日があり、現在、障がい基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前の厚生年金・共済組合などの加入者の配偶者
 - ・昭和61年3月以前の厚生年金・共済年金の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者(通算老齢・通算退職年金を除く)の配偶者
 - ・昭和61年3月以前の厚生年金・共済年金の障がい年金受給者の配偶者
 - ・昭和61年3月以前の国会議員の配偶者
 - ・昭和61年3月以前の地方議会議員の配偶者(昭和37年12月以降)があります。

<給付月額>

1級:55,350円 2級:44,280円

※ 所得制限および他の公的年金受給による制限があり、給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。

<特別障がい給付金を受けられる障がいの状態>

27ページ・<障がい基礎年金を受けられる障がいの状態>を参照

(4) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい児(者)を扶養している方が加入者となり、その加入者が死亡または事故などにより重度障がいになったとき、あとに残された障がい児(者)に終身一定年額の年金を支給し、生活の安定を図ろうとする制度です。

■栃木県障害福祉課
TEL 623-3053
FAX 623-3052

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

<加入できる方>

次に掲げる心身障がい児(者)を扶養している方で、栃木県内に住所を有し、加入時年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満の健康な方です。

- 知的障がい児(者)
- 身体障がい者手帳を所持し、その障がい級が1～3級までに該当する方
- その他、精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記と同程度と認められる方(脳性麻痺、進行性筋委縮症、血友病、自閉症、統合失調症など)

<加入口数>

2口まで加入できます。

<掛金額>

加入者の年齢によって異なります。なお、納付期間が20年以上であり、4月1日時点で満65歳である年度の、加入応当月(1月に加入した方は1月、6月に加入した方は6月)の前月まで掛金を納付した場合は、掛金が免除になります。ただし、昭和61年3月31日までに加入された方の一口目については25年になります。

<1口あたりの掛金額>

加入時の年度の4月1日時点の年齢	掛金額(月額)
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

※ 平成19年度以前に加入された方は、上記の掛金額と異なっています。

※ 掛金が免除となり、現在掛金の納付をされていない加入者の方は、引き続き掛金の納付は要しません。

※ 弔慰金、脱退一時金については、加入期間によって金額が異なるためお問い合わせください。

<掛金の減免>

加入者が次のような世帯に属するときは、掛金が減免されます。

世帯区分	減免額
生活保護世帯であるとき	10分の10の額
市民税非課税世帯であるとき	10分の5の額
市民税均等割のみ課税世帯であるとき	10分の3の額

<年金額>

月額20,000円、2口の場合は40,000円

6 貸付制度

(1) 生活福祉資金

障がい者世帯に対し、以下の経費等に対して資金の貸付相談を行っています。

■宇都宮市社会福祉協議会
相談支援課

TEL 636-1251

FAX 636-1248

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限額 の目安	償還期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むための経費	460万円	20年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合には据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年		
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	※2	5年		
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度:130万円, 1年程度:220万円, 2年程度:400万円, 3年程度:580万円

※2 療養期間が1年を超えないときは170万円, 1年を超え, 1年6月以内であつて, 世帯の自立に必要なときは230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円。1年を超え, 1年6月以内であつて, 世帯の自立に必要なときは230万円

★ 生活保護受給世帯の方について:福祉事務所が借入の必要性を認めていることが必要です。まずは福祉事務所にご相談ください。

★ 貸付の決定は栃木県社会福祉協議会が行います。

7 保健と医療

(1) 医療費の助成等

① 重度心身障がい者医療費の助成

入院、通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならないもの(食事代、ベッド代等)は対象外になります。

<対象者>

- 身体障がい者手帳1級・2級の方
- 知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)と判定された知的障がいのある方
- 身体障がい者手帳3・4級かつ、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)と判定された方
- 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

<現物給付方式>

本市においては、現物給付方式を導入しており、栃木県内の医療機関等窓口での医療費の支払いや助成申請の手続負担がありません。

<利用に当たってのご注意点>

- ・医療機関等で受診する際に、「重度心身障がい者医療費受給資格者証」とご本人の「健康保険証」の提示が必要です。
- ※ 提示がない場合や栃木県外医療機関受診等の場合は窓口払いとなります。この場合は、申請用紙に領収書を添えて申請することにより、指定の口座に振り込みます(償還払い)。
- ・公費負担医療が優先されますので、自立支援医療(更生医療・精神通院医療)、特定医療費(指定難病)等の該当の方は、該当の受給資格者証の提示をあわせて行ってください。
- ・受給資格には、有効期限が設定される場合があります。精神障がい者保健福祉手帳により受給資格を持つ方は、手帳の有効期限が必ず受給資格の有効期限となります。身体障がい者手帳や療育手帳により受給資格を持つ方は、手帳の再認定年月等がある場合には、有効期限が設定されていることがあります。手帳の更新等により、障がい等級が変更した場合は、受給資格が喪失する場合があります。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

② 後期高齢者医療制度の適用

<対象者>

下記に該当する方で、申請により、栃木県後期高齢者医療広域連合から認定された65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

- 身体障がい者手帳の等級が1・2・3級と4級の一部に該当する方(音声、言語機能の著しい障がいまたは下肢機能の著しい障がいに該当する方など)
- 国民年金法等の障がい年金証書1・2級等に該当する方
- 療育手帳Aと判定された方
- 精神障がい者保健福祉手帳1・2級に該当する方

■保険年金課
後期高齢者医療
グループ
TEL 632-2307
FAX 632-2326

③ 自立支援医療(更生医療, 育成医療, 精神通院医療)

<対象者>

手術などによって障がいが軽減または除去され、機能が回復するような場合(更生医療(18歳以上)や育成医療(18歳未満)), 精神疾患の治療のために、通院により医療を受ける場合(精神通院医療)に医療費が助成されます。

更生医療を受ける場合には、身体障がい者手帳が必要です。

※ 一定所得以上の方は除かれます。(利用者負担の項を参照)

<対象となる疾病>

肢体不自由……動かなくなった関節を再び動かさうようにする手術など

視覚障がい……角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術や瞳孔閉鎖症者に対する手術など

聴覚・平衡機能障がい…外耳の変形や狭窄閉塞に対する形成術など

心臓機能障がい……心臓疾患に対する手術やこれに伴う医療(内科治療のみのは除かれます。)

じん臓機能障がい……じん臓機能障がい者に対する慢性透析療法およびじん臓移植術と、これに伴う医療に限られます。

音声・言語機能障がい……口蓋裂の形成手術や歯科矯正に伴う医療など

小腸機能障がい……小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法およびこれに伴う医療

免疫機能障がい……ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいに対する治療など

肝臓機能障がい……肝臓機能障がいに対する肝臓移植後の抗免疫療法

精神疾患……統合失調症, 躁うつ病・うつ病, てんかんなど(育成医療は除く。)

※育成医療に関する対象範囲は以下も含む。

その他の内臓障がい……腸閉塞症, 直腸・肛門奇形, 気管支閉塞症などについては先天性, 後天性どちらでも可
食道閉鎖症・胆道閉鎖症・そけいヘルニアなどについては先天性のみ可

<利用者負担>

- ・ 原則として医療費の1割を負担していただきます。(定率負担)
- ・ ただし, 世帯の所得水準等に応じて一月あたりの負担に上限額を設定します。
- ・ また, 一定の負担能力があっても, 継続的に相当額の医療費負担が生じる方(高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」))にも, 一月あたりの負担に上限額を設定しています。

※高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲

○疾病, 病状等から対象となる方

◆更生医療・育成医療……腎臓機能障がい, 小腸機能障がい, 免疫機能障がい, 心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る), 肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の方。

◆精神通院医療……統合失調症, 躁うつ病・うつ病, てんかん, 認知症等の脳機能障がい, 薬物関連障がい(依存症等)の方または集中・継続的な医療を要するものとして精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方。

更生医療

精神通院医療

■障がい福祉課

福祉サービス

グループ

TEL 632-2362

FAX 636-0398

育成医療

■子ども支援課

管理グループ

TEL 632-2296

FAX 638-8941

○医療保険の高額療養費で多数該当の方。(同じ世帯で直近1年間の支給が4回以上あった場合、4回目以降に支給されます。)

◆更生医療・育成医療・精神通院医療とも

- ・ 入院時の食費(標準負担額)相当については原則自己負担となります。
- ・ 所得を判断する際の世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

世帯の課税状況	「重度かつ継続」	「重度かつ継続」以外	
市民税額(所得割) 23万5千円以上の世帯	(経過措置) 負担上限月額 20,000円	公費負担の対象外	
市民税額(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満 の世帯	負担上限月額 10,000円	1割負担 (医療保険 の自己負担 限度)	育成医療(経過措置) 負担上限月額 10,000円
市民税額(所得割) 3万3千円未満の世帯	負担上限月額 5,000円		育成医療(経過措置) 負担上限月額 5,000円
市民税非課税世帯 (本人収入80万円超の世帯)	負担上限月額 5,000円		
市民税非課税世帯 (本人収入80万円以下の世帯)	負担上限月額 2,500円		
生活保護世帯	負担額 0円		

＜申請の方法＞

申請書, 同意書, 意見書(診断書), 健康保険証の写し, 個人番号(マイナンバー)の分かるもの, 特定疾病療養受療証の写し(人工透析の方のみ), 障がい年金または遺族年金振込通知書の写しなどが必要です。

＜受付窓口＞

- ◆ 更生医療・・・障がい福祉課, (再認定については, 保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口), 平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターで受付可能です)
- ◆ 育成医療・・・子ども支援課, 保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口), 各地区市民センター及び各出張所
- ◆ 精神通院医療・・・障がい福祉課, 保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口), 平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター

＜市独自の補助制度＞

- ◆ 精神通院医療 — 市民税非課税世帯
- ◆ 育成医療 — 3歳未満および市民税非課税世帯
利用者負担額の全額を助成します。
— 3歳以上(市民税非課税世帯を除く。)
月額500円を超える利用者負担額を助成します。
(ただし, 高校3年生相当(18歳)までは, 月額500円の利用者負担額を, 「こども医療費助成制度」で助成)

※ 上記の対象者については、その自己負担分を市で助成いたします。詳しい内容や手続きについては、それぞれの担当課へお問い合わせください。

※ 更生医療の利用者負担額は、重度心身障がい者医療の対象者である場合、医療機関の窓口でのお支払いはありません。お支払いをされているときは、重度心身障がい者医療費として申請することにより償還払いされます。

④ 指定難病特定医療費の助成

指定難病に罹患している患者(36～40ページの<指定難病特定医療費助成の対象疾患>に該当)が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合において、その医療費の一部を助成します。

■保健所保健予防課
保健対策グループ
TEL 626-1116
FAX 626-1133

<対象者>

指定難病に罹患している方で、一定の要件を満たす方。

<自己負担限度額>

医療保険制度および介護保険制度を適用した上で、別表に示す額が自己負担上限額となります。

別表<対象患者の月別自己負担上限額>

階層区分	階層区分の基準		医療保険適用後の患者負担割合:2割		
			自己負担上限額 (外来+入院+薬代+介護給付費)		
			一般	高額かつ 長期(※1)	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人収入 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超～	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	世帯の市民税課税額 課税以上7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	世帯の市民税課税額 7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	世帯の市民税課税額 25.1万円以上		30,000円	20,000円	

(※1)「高額かつ長期」について

医療費助成を受け始めてから、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある方が該当

<申請の方法>

申請書、臨床調査個人票(所定の診断書・指定医の記載が必要)、保険証、住民税額を証する書類、世帯全員分の住民票などを揃えて保健所保健予防課または保健福祉総務課(市役所1階A18番窓口)へ提出

■各申請書などは、保健所保健予防課または市役所1階保健福祉総務課(市役所1階A18番窓口)でお渡ししています。

< 指定難病特定医療費助成の国の疾患(341疾患) >

令和6年4月1日現在

疾患名		疾患名		
あ	アイカルディ症候群	え	HTLV-1関連脊髄症(HAM)	
	アイザックス症候群		ATR-X症候群	
	IgA 腎症		エーラス・ダンロス症候群	
	IgG4関連疾患		エプスタイン症候群	
	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)		エプスタイン病	
	悪性関節リウマチ		エマヌエル症候群	
	アジソン病		MECP2 重複症候群	
	アッシュャー症候群		遠位型ミオパチー	
	い	アトピー性脊髄炎	お	黄色靱帯骨化症
		アペール症候群		黄斑ジストロフィー
		アラジール症候群		大田原症候群
		α1-アンチトリプシン欠乏症		オクシピタル・ホーン症候群
		アルポート症候群		オスラー病
		アレキサンダー病		カーニー複合
	う	アンジェルマン症候群	か	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
		アントレー・ピクスラー症候群		潰瘍性大腸炎
		イソ吉草酸血症		下垂体性 ADH 分泌異常症
		一次性ネフローゼ症候群		下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		
1p36 欠失症候群		下垂体性 TSH 分泌亢進症		
遺伝性自己炎症疾患		下垂体性 PRL 分泌亢進症		
遺伝性ジストニア		下垂体前葉機能低下症		
遺伝性周期性四肢麻痺		家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		
遺伝性膝炎		家族性地中海熱		
え	遺伝性鉄芽球性貧血	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)		
	ウィーバー症候群	家族性良性慢性天疱瘡		
	ウィリアムズ症候群	カナバン病		
	ウィルソン病	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		
	ウエスト症候群	歌舞伎症候群		
	ウェルナー症候群	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		
	ウォルフラム症候群	カルニチン回路異常症		
ウルリッヒ病	肝型糖原病			

疾患名		疾患名	
か	間質性膀胱炎(ハンナ型)	け	原発性側索硬化症
	環状 20 番染色体症候群		原発性胆汁性胆管炎
	完全大血管転位症		原発性免疫不全症候群
	眼皮膚白皮症		顕微鏡的多発血管炎
き	偽性副甲状腺機能低下症	こ	高IgD症候群
	ギャロウェイ・モワト症候群		好酸球性消化管疾患
	球脊髄性筋萎縮症		好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	急速進行性糸球体腎炎		好酸球性副鼻腔炎
	強直性脊椎炎		抗糸球体基底膜腎炎
	巨細胞性動脈炎		後縦靭帯骨化症
	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)		甲状腺ホルモン不応症
	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)		拘束型心筋症
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		高チロシン血症 1 型
	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)		高チロシン血症 2 型
	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)		高チロシン血症 3 型
	筋型糖原病		後天性赤芽球癆
	筋ジストロフィー		広範脊柱管狭窄症
	く		クッシング病
クリオピリン関連周期熱症候群		コケイン症候群	
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群		コステロ症候群	
クルーズン症候群		骨形成不全症	
グルコーストランスポーター1 欠損症		5p 欠失症候群	
グルタル酸血症 1 型		コフィン・シリス症候群	
グルタル酸血症 2 型		コフィン・ローリー 症候群	
クロウ・深瀬症候群		混合性結合組織病	
クローン病		鰓耳腎症候群	
クロンカイト・カナダ症候群		再生不良性貧血	
け	痙攣重積型(二相性)急性脳症	さ	再発性多発軟骨炎
	結節性硬化症		左心低形成症候群
	結節性多発動脈炎		サルコイドーシス
	血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)		三尖弁閉鎖症
	限局性皮質異形成	し	三頭酵素欠損症
	原発性高カイロミクロン血症		CFC 症候群
	原発性硬化性胆管炎		シェーグレン症候群
	原発性抗リン脂質抗体症候群		色素性乾皮症(XP)

疾患名		疾患名	
し	自己貪食空胞性ミオパチー	せ	脊髄性筋萎縮症
	自己免疫性肝炎		セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		前眼部形成異常
	自己免疫性溶血性貧血(AIHA)		全身性アミロイドーシス
	シトステロール血症		全身性エリテマトーデス(SLE)
	シトリン欠損症		全身性強皮症
	紫斑病性腎炎		先天異常症候群
	脂肪萎縮症		先天性横隔膜ヘルニア
	若年性特発性関節炎		先天性核上性球麻痺
	若年発症型両側性感音難聴		先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
	シャルコー・マリー・トゥース病		先天性魚鱗癬
	重症筋無力症		先天性筋無力症候群
	修正大血管転位症		先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
	ジュベール症候群関連疾患		先天性三尖弁狭窄症
	シュワルツ・ヤンペル症候群		先天性腎性尿崩症
	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		先天性赤血球形成異常性貧血
	神経細胞移動異常症		先天性僧帽弁狭窄症
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		先天性大脳白質形成不全症
	神経線維腫症		先天性肺静脈狭窄症
	神経有棘赤血球症		先天性副腎低形成症
	進行性核上性麻痺		先天性副腎皮質酵素欠損症
	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		先天性ミオパチー
	進行性骨化性線維異形成症(FOP)		先天性無痛無汗症
	進行性多巣性白質脳症(PML)		先天性葉酸吸収不全
	進行性白質脳症		前頭側頭葉変性症
	進行性ミオクローヌステんかん		線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	そ	早期ミオクローニー脳症	
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		総動脈幹遺残症	
スタージ・ウェーバー症候群		総排泄腔遺残	
す	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	総排泄腔外反症	
	スミス・マギニス症候群	ソトス症候群	
	脆弱X症候群	た	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
脆弱X症候群関連疾患	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		
成人発症スチル病	大脳皮質基底核変性症		
脊髄空洞症	大理石骨病		
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	高安動脈炎		
脊髄髄膜瘤	多系統萎縮症		

疾患名		疾患名	
た	タナトフォリック骨異形成症	ね	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症
	多発血管炎性肉芽腫症		ネフロン癆
	多発性硬化症/視神経脊髄炎	の	脳クレアチン欠乏症候群
	多発性嚢胞腎		脳腱黄色腫症
	多脾症候群		脳内鉄沈着神経変性症
	タンジール病		脳表ヘモジデリン沈着症
	単心室症		膿疱性乾癬(汎発型)
	弾性線維性仮性黄色腫		嚢胞性線維症
	胆道閉鎖症		
ち	遅発性内リンパ水腫	は	パーキンソン病
	チャージ症候群		バージャー病
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
	中毒性表皮壊死症		肺動脈性肺高血圧症
	腸管神経節細胞僅少症		肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
て	TRPV4異常症		ハッチンソン・ギルフォード症候群
	TNF 受容体関連周期性症候群		バッド・キアリ症候群
	低ホスファターゼ症		HTRA1 関連脳小血管病
	天疱瘡		ハンチントン病
と	特発性拡張型心筋症		ひ
	特発性間質性肺炎	非ケトーシス型高グリシン血症	
	特発性基底核石灰化症	肥厚性皮膚骨膜炎	
	特発性血小板減少性紫斑病	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
	特発性後天性全身性無汗症	肥大型心筋症	
	特発性大腿骨頭壊死症	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
	特発性多中心性キャッスルマン病	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
	特発性門脈圧亢進症	左肺動脈右肺動脈起始症	
	ドラベ症候群	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
な	中條・西村症候群	は	非典型溶血性尿毒症症候群
	那須・ハコラ病		非特異性多発性小腸潰瘍症
	軟骨無形成症		皮膚筋炎/多発性筋炎
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎		表皮水疱症
に	22q11.2 欠失症候群	ふ	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
	乳幼児肝巨大血管腫		VATER 症候群
	尿素サイクル異常症		ファイファー症候群
ぬ	ヌーナン症候群		ファロー四徴症

疾患名		疾患名	
ふ	ファンconi貧血	む	無虹彩症
	封入体筋炎		無脾症候群
	フェニルケトン尿症		無βリポタンパク血症
	複合カルボキシラーゼ欠損症	め	メーブルシロップ尿症
	副甲状腺機能低下症		メチルグルタコン酸尿症
	副腎白質ジストロフィー		メチルマロン酸血症
	副腎皮質刺激ホルモン不応症		メビウス症候群
	ブラウ症候群		メンケス病
	プラダー・ウィリ症候群	も	網膜色素変性症
	プリオン病		もやもや病
プロピオン酸血症	モワット・ウィルソン症候群		
へ	閉塞性細気管支炎	や	ヤング・シンプソン症候群
	β-ケトチオラーゼ欠損症	ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	ベーチェット病	よ	4p欠失症候群
	ベスレムミオパチー	ら	ライソゾーム病
	ペリー病		ラスマッセン脳炎
	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)		ランドウ・クレフナー症候群
	片側巨脳症	り	リジン尿性蛋白不耐症
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		両大血管右室起始症
ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	る	リンパ管腫症/ゴーハム病
	発作性夜間へモグロビン尿症		リンパ脈管筋腫症(LAM)
	ホモシスチン尿症	る	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	ポルフィリン症		ルビンシュタイン・テイビ症候群
ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	れ	レーベル遺伝性視神経症
	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		レット症候群
	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	ろ	レノックス・ガストー症候群
	慢性再発性多発性骨髄炎		ロスムンド・トムソン症候群
	慢性特発性偽性腸閉塞症		肋骨異常を伴う先天性側弯症
み	ミオクロニー欠神てんかん	対象疾病等の詳しい情報は、難病情報センターへ https://www.nanbyou.or.jp/ 下のQRコードを携帯電話やスマートフォンで読み取っていただいても確認ができます。あわせてご利用ください。【難病情報センター】	
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
	ミトコンドリア病		

※ 特定疾患治療研究事業にあたる「スモン」,「劇症肝炎」,「重症急性膵炎」,「プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)」の4疾患についても医療費助成の対象となっております。



⑤ 小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性特定疾病(16疾患群 788疾病)に罹患している患者が、指定医療機関で特定疾病に係る医療を受けている場合において、その医療費を助成します。

<対象者>

市内に住所があり、満18歳未満で小児慢性特定疾病の医療を受けている方。
ただし、継続更新の場合は満20歳まで延長

■子ども支援課 管理グループ

TEL 632-2296
FAX 638-8941

⑥ ひとり親家庭医療費助成 県・市

ひとり親家庭などの親を対象に、健康保険が適用になる診療を受けた場合において、その医療費を助成します。

自立支援医療(精神通院)を利用される方は、重複して申請することはできません。

<支給対象者>

市内に住所があるひとり親家庭の方で、18歳到達後最初の3月31日までの児童及び、養育している父、母又は配偶者のいない養育者。

※ 児童扶養手当(22ページ)と同様です。ただし、児童の障がいによる20歳までの延長はありません。

<支給制限>

次のような場合は支給されません。

■申請者の所得が一定以上

■配偶者や扶養義務者の所得が一定以上(同居している場合)

※ 児童扶養手当と同様の所得制限です。23ページの所得制限表をご覧ください。

■子ども政策課 自立支援グループ

TEL 632-2386
FAX 638-8941

(2) 保険適用外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成 市単独事業

原則として、在宅の70歳以上の高齢者、身体障がい者1・2級の方が、保険の適用外で、はり、きゅう、マッサージの施術を受けるときに、料金の一部を助成します。

<枚数>

年間最高18枚の『保険適用外はり、きゅう、マッサージ助成券』を交付します。(助成券1枚は1,000円)。

<使用方法>

市が指定した施術所でのみ使用できます。施術1回につき1枚の助成券を使用し、規定料金から1,000円を差し引いた額を施術者に支払ってください。

<手続き>

『身体障がい者手帳』を持参のうえ手続きをしてください。

※ 翌年度分からは毎年3月末に郵送いたしますので、手続きの必要はありません。

■障がい福祉課 福祉サービスグループ

TEL 632-2363
FAX 636-0398

(3) とちぎ歯の健康センター

とちぎ歯の健康センター診療所(宇都宮市一の沢2丁目2番5号)では、主に心身に障がいがある方々の歯科診療を行っています。

お口の中で困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。

<診療日> 月曜日～金曜日(予約制)

<診療時間> 午前9時30分～正午 午後1時30分～午後5時

<休診日> 土、日、祝休日、年末年始

<電話 話> 予約直通:648-6472

FAX :648-6483

8 障がい福祉サービス等

(1) 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」があり、それぞれ利用する際の手続き方法が異なります。

**■障がい福祉課
相談支援グループ**
TEL 632-2366
2869,2354
FAX 636-0398

<対象者>

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者(国の指定する369疾患)、障がい児(障がいのある18才までの児童)

<対象となるサービス>

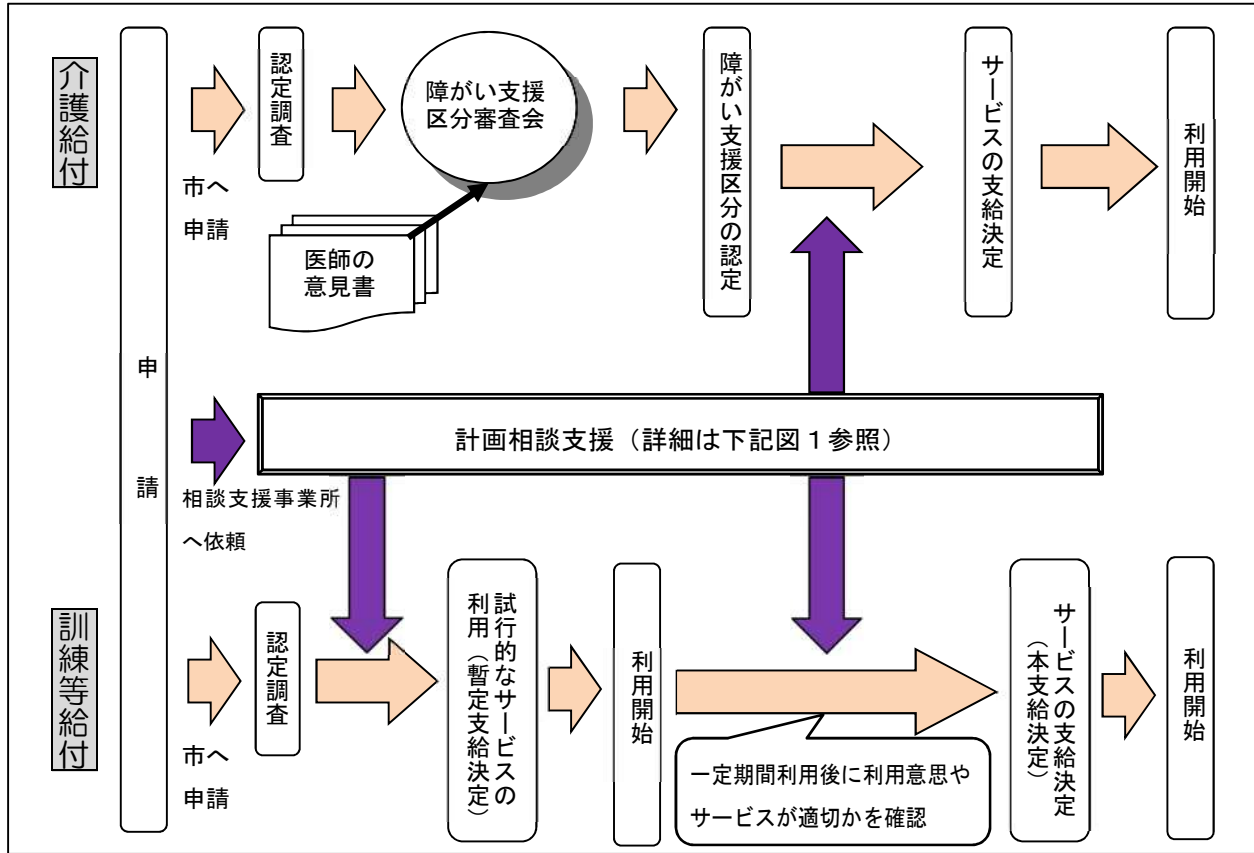
	サービス	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	・障がい者等の自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事援助、通院介助などを行います。
	重度訪問介護	・重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事などの介護や外出時における移動支援を総合的に行います。
	行 動 援 護	・重度自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同 行 援 護	・重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時における移動の介護や必要な支援を行います。
	重度障がい者等 包 括 支 援	・介護の必要性がとても高い方に、居宅介護、行動支援、通所サービスなどを包括的に行います。
	短 期 入 所 (ショートステイ)	・自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療 養 介 護	・医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生 活 介 護	・常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	障がい者支援施設 での夜間ケア等 (施設入所支援)	・施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	・自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	・一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 継 続 支 援 (雇用型・非雇用型)	・一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自 立 生 活 援 助	・施設等から地域での一人暮らしに移行した方に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の相談対応を行います。
	就 労 定 着 支 援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した方の、就労に伴う課題に対応するため、一定期間、自宅や企業等の定期訪問や連絡調整を行います。

※ 事業所・施設等については、別冊の事業所・施設等一覧をご覧ください。

<利用の手続き>

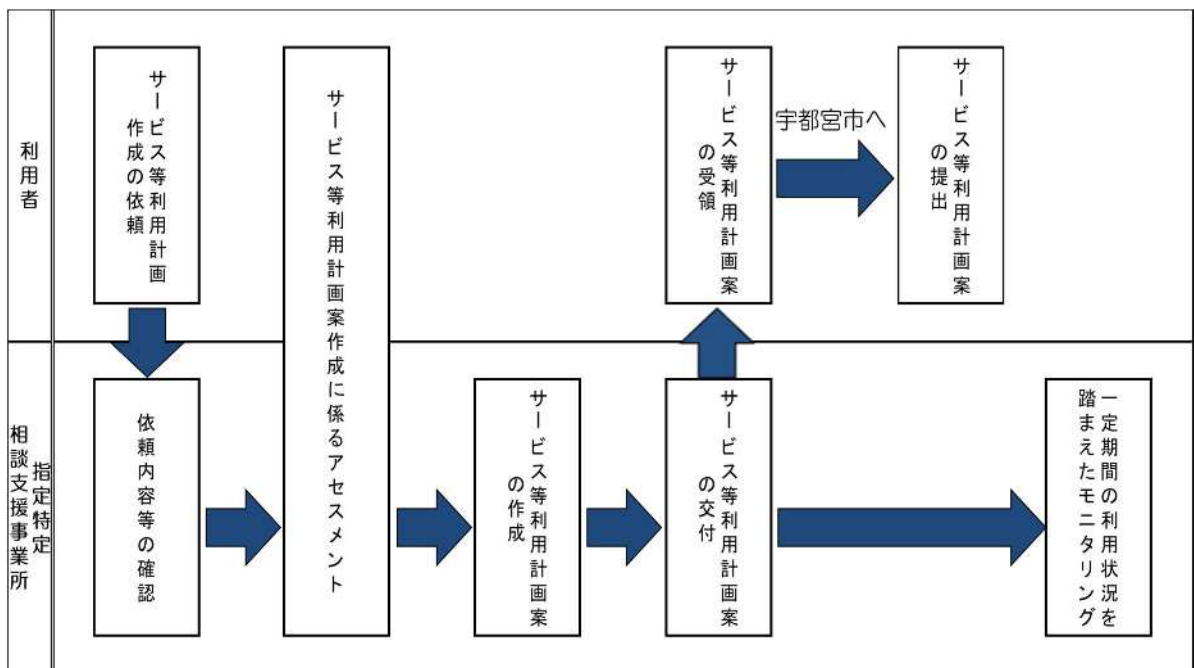
所定の申請書に必要事項を記入し、障がい福祉課で申請してください。

また、障がい福祉サービスの利用には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画（計画相談支援）が必要となります。



※ 身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合等において、サービス等利用計画に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができます。また、介護保険制度を利用している方は「ケアプラン」、障がい児通所支援を利用している方は「障がい児支援利用計画」を提供していただきます。

図1 計画相談支援のフロー図



(2) 地域生活支援事業

サービス	内 容
移動支援	屋外での移動に困難がある障がい児・者に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等社会との交流を促進するための支援を行います。
訪問入浴サービス	自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者・重症心身障がい児・者に対し、訪問による入浴サービスを行います。
日中一時支援	障がい児・者の日中における活動の場を提供し、見守りを実施します。(日中支援型と医療的ケア支援事業があります。)
重度障がい者等 就労支援特別事業	重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用している方を対象に、通勤時の介助や、就労時における身体の介護などの支援を行います。

(3) サービスの利用者負担

利用者負担については、原則として、サービスの提供に要した費用の1割を負担することになります(定率負担)。また、市民税課税額等に応じて、利用者ごとの月額負担上限額が設定されますので、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、上限額以上の負担はありません。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業の月額負担上限額

【18歳以上の障がい者】・・・利用者本人および利用者の配偶者の所得状況等で判断

負担区分	対 象		月額負担上限額
生 保	生活保護受給者		0 円
低所得 1	市民税 非課税世帯	本人収入 80 万円以下 (年金 2 級相当)	0 円
低所得 2		本人収入 80 万円超 (年金 1 級相当)	0 円
一 般 1	市民税 課税世帯	所得割 16 万円未満	9,300 円
一 般 2		所得割 16 万円以上	37,200 円

【18歳未満の障がい児】・・・利用する障がい児の属する世帯の所得状況等で判断

負担区分	対 象		月額負担上限額
生 保	生活保護受給者		0 円
低所得 1	市民税 非課税世帯	障がい児の保護者の 収入が 80 万円以下	0 円
低所得 2		障がい児の保護者の 収入が 80 万円超	0 円
一 般 1	市民税 課税世帯	所得割 28 万円未満	4,600 円
一 般 2		所得割 28 万円以上	37,200 円

※ 施設入所者および共同生活援助の支給決定がされている方については、認定方法が一部異なります。

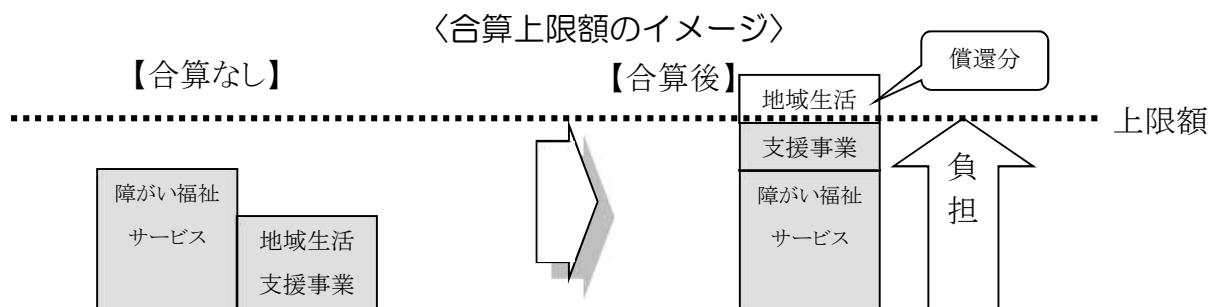
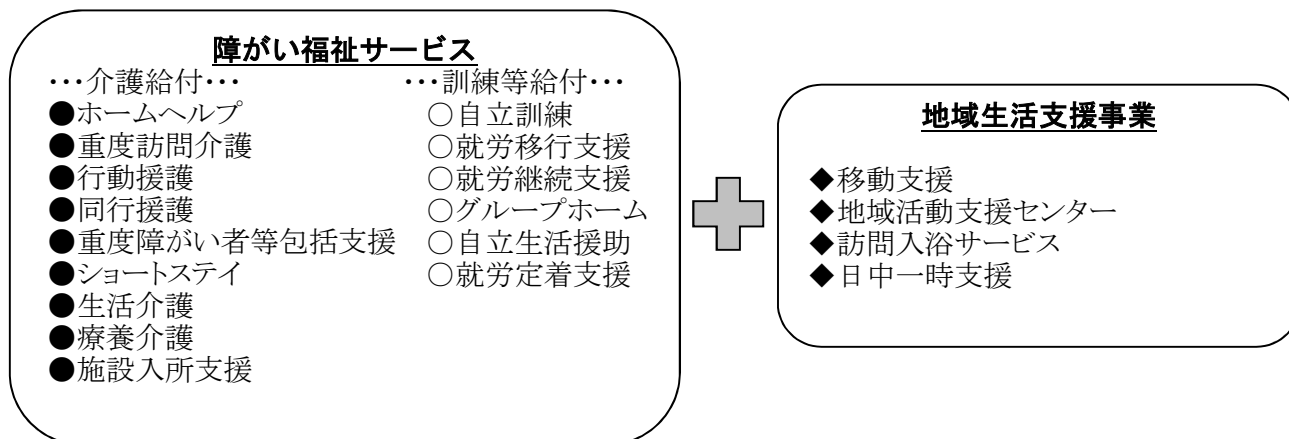
※ 障がい福祉サービスと補装具、障がい児通所支援、介護保険サービスのいずれかを併用した場合や、65歳に至る前の5年間にわたり居宅介護等の障がい福祉サービスの支給決定を受けていた等の一定の条件を満たした場合は、高額償還の対象になる場合がありますので、詳細については障がい福祉課までお問い合わせください。

① 合算上限額の助成制度 **市単独事業**

地域生活支援事業のひと月の利用者負担合計額と、障がい福祉サービス(介護給付および訓練等給付)の利用者負担合計額が、利用者負担上限月額を超えた場合は、申請していただくことにより、市から、その超えた額を償還払い方式により支給します。

支給申請の期限は、サービス提供月の翌月初日から1年以内です。

なお、月額上限額の適用期間は、障がい福祉サービスの決定に伴い、利用期間中に変更になる場合があります。



② 地域生活支援事業等の利用者負担額

地域生活支援事業等を利用された場合の利用者の負担額の上限は、次のとおりです。

1 地域活動支援センター事業

単位(円)

サービス区分	金額
A型(1日)	390
B型(1日)	300
低所得者の食事提供加算 ※A型	30
入浴加算 ※A型	40
送迎加算(片道)	54

単位(円)

2 移動支援事業

サービス提供時間	30分	1時間	1時間30分	2時間	2時間30分	3時間	以後30分毎
個別支援型 区分A	230	400	580	655	730	805	70
個別支援型 区分B	80	150	225	295	365	435	70
グループ支援型 区分A	161	280	406	459	511	564	49
グループ支援型 区分B	56	105	158	207	256	305	49

※ 区分A:身体介護を伴う者

※ 区分B:身体介護を伴わない者

※ 上記は、8:00～18:00までの金額です。夜間・早朝・深夜は加算があります。

3 訪問入浴サービス事業

単位(円)

サービス区分	金額
1回	1,310

4 日中一時支援事業

○ 日中支援型

単位(円)

サービス提供時間	4時間以下 (1ポイント)	4時間超～8時間以下 (2ポイント)	8時間超 (3ポイント)
基本分	200	400	600
送迎加算(片道)	54		
低所得者の食事提供加算	30		

○ 重症心身障がい児・者医療的ケア支援事業

単位(円)

サービス提供時間	4時間以下 (1ポイント)	4時間超～8時間以下 (2ポイント)	8時間超 (3ポイント)
区分A	500	1,000	1,500
区分B	500	1,000	1,500
送迎加算(片道)	54/医療的ケアを行う職員が同乗した場合 91		
低所得者の食事提供加算	30		

※ 区分A:気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

※ 区分B:その他の医療的ケアを必要とする者

9 児童福祉法による障がい児支援

(1) 障がい児入所支援

障がい児入所支援については、児童相談所への相談が必要です。詳細については、お問い合わせください。

■栃木県中央児童
相談所
TEL 665-7830
FAX 665-7831

(2) 障がい児通所支援

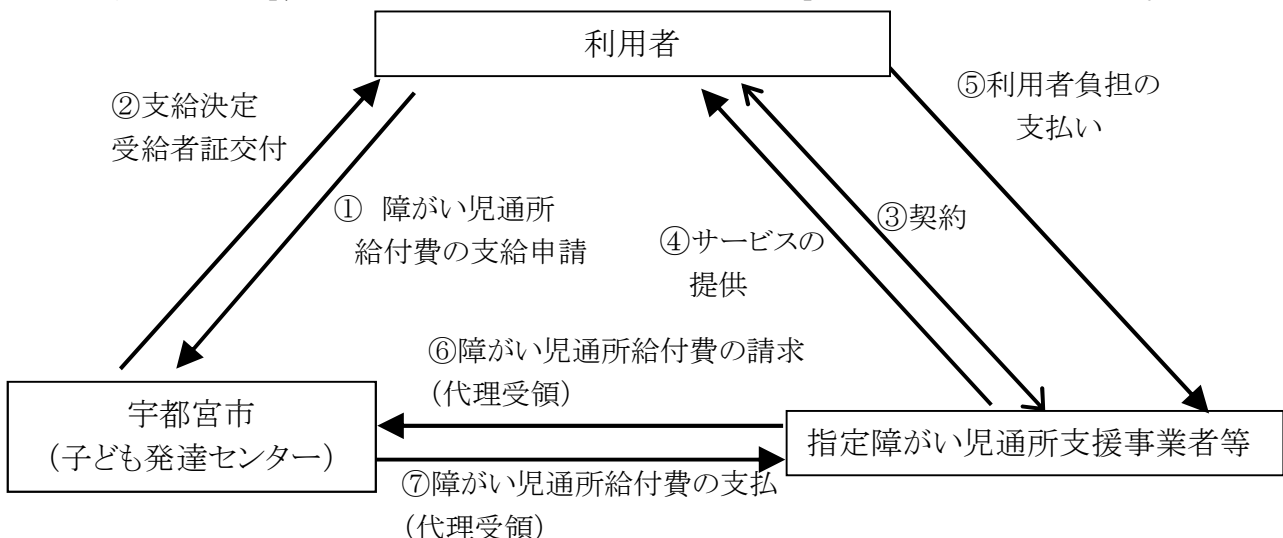
障がい児通所支援の申請窓口は、子ども発達センターになります。支援の種類と内容については、以下の通りです。

■子ども発達
センター
TEL 647-4721
FAX 647-4715

支援	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学で、肢体不自由のある理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・認定こども園等に通う主に知的障がいのあるお子さんに対し、支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を促すことを目的とした療育を行います。
居宅訪問型児童発達支援	病気や重度の障がいなどによって児童発達支援を受けるための通所が困難な障がい児に対し、支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

<利用の手続き>

所定の申請書に必要事項を記入し、子ども発達センターへ申請をしてください。また、障がい児通所支援の利用には指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画」、又は申請者が作成する「セルフプラン」の提出が必要になります。



※利用者のご負担については、世帯の収入に基づいて決定されます。

また、障がい福祉サービスと障がい児通所支援、両方の利用時には、高額償還の対象になる場合がありますので、詳細については、子ども発達センターへお問い合わせください。

10 在宅福祉

I 日常生活の支援

(1) 補装具の購入・修理（補装具費支給）

身体に障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な補装具の交付や修理を行います。

(注) 労災保険の窓口は別になります。

<補装具の種類>

肢体不自由…………… 歩行補助つえ（1本杖を除く）、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置など

視覚障がい…………… 視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡など

聴覚障がい…………… 補聴器、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）

その他…………… 重度障がい者用意思伝達装置（肢体不自由および音声・言語機能障がい）

■障がい福祉課

福祉サービス

グループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

(注)労働基準監督署

TEL 633-4251

※品目により、更生相談所の判定(医師の意見書)が必要なものもありますので、事前にご相談ください。

※介護保険対象者は、介護保険のサービスが優先となります。

<利用者負担>

- ・ 原則として、応能負担となります。
- ・ 利用者と同一世帯に属する方が、障がい福祉・介護保険・障がい児支援のサービスを利用し、補装具費の支給を受けており、利用者負担合計額が、利用者負担上限月額を超えた場合、申請していただくことにより、市から、その超えた額を償還払い方式により支給します。

【18歳以上の障がい者】

・補装具費の支給基準および月額負担上限額を算定する際の所得段階区分については、利用者本人と配偶者のみの所得で判断されます。

市の独自軽減

負担区分	対 象		月額負担上限額	軽減後
生 保	生活保護受給者		0 円	0 円
低所得	市民税非課税者		0 円	0 円
一 般	市民税課税者	所得割 16 万円未満	37,200 円	9,300 円
		所得割 16 万円以上		37,200 円

※ 本人または配偶者のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、支給の対象外となります。

【18歳未満の障がい児】

・補装具費の支給基準および月額負担上限額を算定する際の所得区分については、利用する障がい児の属する世帯の所得で判断されます。

市の独自軽減

負担区分	対 象		月額負担上限額	軽減後
生 保	生活保護受給世帯		0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円	0 円
一 般	市民税 課税世帯	所得割 28 万円未満	37,200 円	4,600 円
		所得割 28 万円以上		37,200 円

(2) 重度障がい者・児等への日常生活用具の給付・貸与

重度障がい者・児および難病患者等が家庭生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするために必要な生活用具を給付・貸与します。原則として購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の月額負担上限額を設定いたします。(補装具と同じです。)

貸与器具については、低所得世帯のみとなります。

※ 介護保険対象者は、介護保険のサービスが優先となります。

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2363
FAX 636-0398

重度障がい者・児用給付種目(身体・知的・精神) ※難病含む

種 目	基準額(円)	対 象 者	性 能	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (介護優先)	154,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で18歳以上の者 ②難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する難病患者等をいう。以下同じ。)であって、当該難病に起因し、寝たきりの状態にある者	腕,脚等の訓練のできる器具を付帯し,原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット (介護優先)	19,600	①下肢又は体幹機能障がい1級の18歳以上の者 ②下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上の児 ③重度の知的障がい児・者で3歳以上の者 ④難病患者等であって,当該難病に起因し,寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
	エアマット (介護優先)	82,400	①両下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい児・者(常時介護を要する寝たきりの者に限る。)	褥瘡の防止のためのものであってエアマットと送風装置からなるもの。	5年
	特殊尿器 (介護優先)	67,000	①下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって,当該難病に起因し,自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので,障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	82,400	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で入浴に介護を要する3歳以上の児・者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器 (介護優先)	15,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で,下着交換等に当たって,家族等他人の介助を要する学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって,当該難病に起因し,寝たきりの状態にある者	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
	移動用リフト (介護優先)	159,000	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で3歳以上の児・者 ②難病患者等であって,当該難病に起因し,下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が障がい者等を移動させるにあたって,容易に使用し得るもの。ただし,天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練いす	33,100	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童であって,原則として3歳以上の児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年

	訓練用ベッド	159,200	①下肢又は体幹機能障がい 2級以上で学齢児以上の児・ 者 ②難病患者等であって、当 該難病に起因し、下肢又は 体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を 備えたもの。	8年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具 (介護優先)	90,000	①下肢又は体幹機能障がい 児・者で入浴に介助を要する 3歳以上の児・者 ②難病患者等であって、当 該難病に起因し、入浴に介 助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助でき、障が い者等又は介助者が容易に使用 し得るもの。ただし、設置に当 たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器 (手すり) (介護優先)	4,450 (5,400)	①下肢又は体幹機能障がい 2級以上で学齢児以上の児・ 者 ②難病患者等であって、当 該難病に起因し、常時介助 を要する者	障がい者等が容易に使用し得る もの。(手すりをつけることができ る。)ただし、取替えに当たり住 宅改修を伴うものを除く。	8年
	T字状・棒状の つえ	3,000	①下肢若しくは体幹機能障 がい児・者	障がい者が容易に使用し得るも の。	3年
	移動・移乗支援 用具 (介護優先)	60,000	①平衡機能又は下肢若しく は体幹機能障がいを有する 身体障がい児・者で、家庭内 の移動等において介助を必 要とする3歳以上の児・者 ②難病患者等であって、当 該難病に起因し、下肢が不 自由な者	おおむね次のような性能を有す る手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の 状態を十分踏まえたものであ って、必要な強度と安定性を有 するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作 の補助、移乗動作の補助、段差 解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	8年
	頭部保護帽	12,160	①下肢又は体幹機能障がい 児・者 ②てんかんの発作等により頻 繁に転倒する重度の知的障 がい児・者および精神障がい 者1級	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの。	3年
	特殊便器	151,200	①上肢障がい2級以上の者 ②上肢障がい2級以上の児 童で学齢児以上の児 ③重度の知的障がい児・者 で訓練を行っても自ら排便後 の処理が困難な児・者 ④難病患者等であって、当 該難病に起因し、上肢機能 に障がいのある者	障がい児・者又は介護者が容易 に使用し得るもので、温水温風 を出し得るもの。ただし、取替え に当たり住宅改修を伴うものを 除く。	8年

自立生活支援用具	火災警報器	15,500 (ただし、聴覚障がい児・者の場合は32,600)	①障がい等級 2 級以上の身体障がい児・者(ただし、聴覚障がい児・者の場合は等級にかかわらず) ②重度の知的障がい児・者 ③精神障がい者 1 級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音若しくは振動又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8 年
	自動消火器	28,700	①障がい等級 2 級以上の身体障がい児・者(ただし、聴覚障がい児・者の場合は等級にかかわらず) ②重度の知的障がい児・者 ③精神障がい者 1 級で、火災発生の感知・避難が著しく困難な者 ④火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8 年
	電磁調理器	41,000	①視覚障がい 2 級以上の身体障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ②重度の知的障がい者で 18 歳以上の者	視覚障がい者、知的障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	①視覚障がい 2 級以上で学齢児以上の児・者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10 年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	①聴覚障がい 2 級以上の 18 歳以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	①腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者 ②腎臓機能障がい 3 級以上で 3 歳以上の児	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年
	ネブライザー (吸入器)	36,000	①呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの。	5 年

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	56,400	①呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって必要と認められる者で学齢児以上の児・者 ②難病患者等であって、当該難病に起因し、呼吸器機能に障がいのある者	障がい者等が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	9,000	①視覚障がい2級以上で学齢児以上の児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障がい者用体重計	18,000	①視覚障がい2級以上の18歳以上の者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	視覚障がい者用血圧計	15,000	①視覚障がい2級以上の18歳以上の者で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	①難病患者等であって、当該難病に起因し、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	①音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者で学齢児以上の児・者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	情報・通信支援用具	100,000	①視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上の児・者	情報機器(パソコン又は携帯情報端末)を使用する際に必要な不自由さを補助する周辺機器やソフト等で障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年
	点字ディスプレイ	383,500	①視覚障がい1級又は視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級の身体障がい者が必要と認められる者で18歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年
	点字器	10,400	①視覚障がい児・者で学齢児以上の児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7年
	点字タイプライター	63,100	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で、本人が就労若しくは就学しているか就労が見込まれる児・者	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	5年

情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 または、 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障がい者用ボイスレコーダー	23,000	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	操作の表示が点字で表示されているもの又は簡単に操作ができるもの。	5年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	①視覚障がい2級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者	①文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。 ②事前に、知りたい物の内容を音声で登録したタグを読み取り、登録した内容を音声で出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	視覚障がい者用拡大読書器(暗所視支援眼鏡)	198,000	①視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で学齢児以上の児・者 ②網膜色素変性症等の疾患により視野狭窄症、夜盲症の症状がある者で学齢児以上の児・者	①画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。 ②音声読み取り画面の上に読みたいもの(印刷物等)を置くことで、活字文書を認識し、簡単に音声読み上げができるもの。 ③暗所視支援眼鏡を身に着けることで、画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年
	視覚障がい者用時計	触読式 10,300 音声式 13,300	①視覚障がい2級以上で18歳以上の者(音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
	聴覚障がい者用通信装置	71,000	①聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有する児・者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、学齢児以上の児・者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障がい者用 情報受信装置	88,900	①聴覚障がい児・者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年
	人工喉頭	70,100	①喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年
	福祉電話(貸与)		①難聴者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—
	点字図書		①主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書。	—
排泄・管理支援用具	ストマ装具	消化器系 8,600/月 尿路系 11,300/月	①ストマ造設者	障がい児・者が容易に使用し得るもの。(サポート用品を含む※)	—
	収尿器	8,500	①高度の排尿機能障がい者	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	1年

※ この表における「サポート用品」とは次に掲げるものをいう。

皮膚保護ペースト(パテ)、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックスインサート、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア) レッグバッグ(下肢装着用ウロバッグ)、ナイトドレーナージバック(夜間用ウロバッグ)、パウチカバー、皮膚保護剤穴あけ専用はさみ、消臭剤

排泄・管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ, 洗腸用具, サラシ・ガーゼ等衛生用品)	12,000/月	<p>3歳以上であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p> <p>②先天性疾患(先天性鎖肛をのぞく)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p> <p>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p> <p>④脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、身体障がい者更生相談所もしくは指定育成医療機関(児の場合)の判定により、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p>	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	—
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(介護優先)	200,000	<p>①下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上の身体障がい児・者で学齢児以上の児・者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の者)</p> <p>②難病患者等であって、当該難病に起因し、下肢又は体幹機能に障がいのある者</p>	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の補聴器の交付や修理を行います。原則として購入等に係る費用の1割を負担いただくこととなりますが、所得に応じて一定の月額負担上限額を設定いたします。(補装具と同じです。)

本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、支給の対象外となります。

※ 新規交付につきましては、医師の意見書が必要となります。

※ 労働者災害補償保険法(平成22年法律第50号)その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合は対象外となります。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

(4) 人工内耳体外装置購入費等助成

人工内耳を装着している聴覚障がい者・児に、下記による体外装置の買い替え等に要する費用の一部を助成します。

■ 正常な使用のもとで生じた故障による買い替えや修理

■ 聞こえの向上や機能向上を目的とした買い替え(医師の意見書が必要です。)

※ 事前にご相談ください。

※ 次のいずれかに該当する場合は助成の対象外となります。

・故意、過失、事故による故障や、盗難、紛失の場合

・医療保険や民間保険、補装具(修理のみ)等の他制度で給付される場合

・本制度で助成を受けてから5年を経過していない場合

・助成対象者又はその配偶者のうち、市民税所得割が46万円以上の方がいる場合(助成対象者が20歳未満の場合を除く。)

<助成額>

買い替えや修理に要する費用の2分の1。ただし、その額は450,000円を限度とします。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

(5) 重度身体障がい者住宅改造費の助成

重度の身体障がい児(者)の日常生活を容易にするために、住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより、生活環境の整備を図ります。

<対象者>

次のすべての条件を満たす方に給付されます。

- 1級・2級に該当する両下肢または体幹の機能障がい有している方。または、3級に該当する下肢の障がいのうち一下肢の機能を全廃したもので、かつ、次のいずれかに該当する障がい有している方(①1級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能の全廃、②2級に該当する上肢の障がいのうち両上肢の機能の著しい障がいまたは一上肢の機能の全廃、③3級に該当する上肢の障がいのうち一上肢の機能の著しい障がい)。または、1級・2級に該当する乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がい有している方。
- 重度身体障がい者の属する世帯の前年分所得税額が16,200円以下である方または生計中心者の前年所得税額が非課税である方。

<給付額>

補助対象工事に要した経費の4分の3とします。ただし、その額は900,000円を限度とします。
※ 事前にご相談ください。

(6) 身体障がい者用市営住宅(車いす用住宅)

下肢および体幹にかかる障がい1・2級に該当し、常時車いすが必要な方のいる世帯を対象にした住宅です。空きがある場合に申し込みを受け付けます。

申し込みには入居者全員の合計収入が一定基準以内であるなどの条件があります。
なお、入居申込者が募集戸数を上回った場合は、公開抽選で入居者を決定します。

(7) ふれあい収集(戸別訪問収集)

ごみをごみステーションまで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者の自宅に直接訪問し、ごみの収集を行います。

<対象者>

親族や近所などから支援が受けられず、自力でごみを出すことが困難である方で、おおむね次に該当する方。

- 介護認定を受けている、65歳以上のひとり暮らしの高齢者
 - 身体障がい者手帳を有している、ひとり暮らしの障がい者
- ※ その他、上記と同程度の状態にある高齢者や障がい者など、対象となる場合もありますので、ご相談ください。

<収集回数>

週1回(家庭から排出される資源物、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみを収集)

<手続き>

申込みを希望される方は、事前にごみ減量課 収集指導グループ(市役所12階)へ電話でお問い合わせのうえ、介護保険被保険者証の写し又は障がい者手帳の写しを添えて、申請書類を提出してください。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

■宇都宮市営住宅

管理センター

TEL 678-8861

FAX 678-8831

■ごみ減量課

収集指導グループ

TEL 632-2423

FAX 632-3316

(8) 高齢者等ホームサポート事業

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などに日常生活をしていくために必要な支援を行います。

<サービスの内容>

寝具類等大物の洗濯・日干し、家周りの手入れ、軽微な修理、屋内の整理・整頓など

<対象者>

前年所得税非課税の世帯のうち、65歳以上で介護保険の認定を受けているひとり暮らし高齢者、障がい者(手帳所持者)のみで構成された世帯。

<利用量> 原則として、週2時間以内。

<費用> 料金の1割と材料費等の実費全額。

<手続き> サービスの利用には、利用登録が必要です。

・利用登録→障がい福祉課 福祉サービスグループまたは
保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口)

・利用申込→シルバー人材センター

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■シルバー
人材センター
TEL 633-5300
FAX 639-0120

(9) 車いす等の貸し出し

高齢や身体障がい、事故・病気等の理由で「一時的に」車いすを必要とされる方のために、車いす等を貸し出します。ただし、入院中の方や施設などに入所している方の、病院・施設内での利用は対象となりません。

<貸出期間> 最大で3か月以内

<費用> 無料

<手続き> 市社会福祉協議会ボランティアセンターまたは下表の施設に電話で連絡のうえ、『申請書』を記入・提出してください。

場所	所在地	電話番号
ボランティアセンター	中央1丁目1-15(総合福祉センター内)	636-1285
河内総合福祉センター	白沢町 385	673-8453
ことぶき会館	屋板町 558	656-8792
ふれあい荘	陽東2丁目 3-1	663-3156
やすらぎ荘	宝木本町1991-1	665-5284
すこやか荘	下砥上町1259-3	648-7750
上河内老人福祉センター	松田新田町116-1	674-4003
雀の宮作業所	新富町15-25	655-4091
若草作業所	若草3丁目12-11	643-4759

■ボランティアセンター
TEL 636-1285
FAX 634-2870

(10) 生活保護の障がい者加算

生活保護受給者で身体障がい者手帳1～3級の交付を受けた方、障がい年金1～2級受給の方、精神障がい者保健福祉手帳1～2級の交付を受けた方及び療育手帳 A1～B1 の交付を受けた方は、障がい者加算の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

■生活福祉第1・2課
TEL 632-2105
632-2465
FAX 632-2355

(11) 補助犬の給付および費用助成

18歳以上の在宅の身体障がい者に補助犬を給付することにより、自立更生を図ることを目的としています。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

<条件>

■身体障がい者手帳の交付を受けていて、下記の障がいに該当する方

①盲導犬:視覚障害1級 ②介助犬:肢体不自由1, 2級 ③聴導犬:聴覚障害2級

■所定の共同訓練を受け、補助犬を適切に利用し、飼育できること。

■自己の所有以外の家屋に居住している場合、その家屋の所有者(または管理者)の承諾を得られること。

※ 栃木県身体障害者補助犬育成貸与事業実施要綱に基づく。

<費用の助成>

市では、これらの条件によって補助犬を導入した身体障がい者に、導入時に10万円を、導入の次年度からは5年間2万円ずつ助成します。

※ 事前にご相談ください。

(12) 補助犬等に係る犬の登録手数料等の徴収免除

犬には生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務付けられておりますが、補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)にあっては、犬の登録申請手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料及びこれらの再交付手数料の徴収を免除します。

■生活衛生課
環境衛生グループ
TEL 626-1108
FAX 627-9244

<対象者及び必要書類>

補助犬使用者:身体障がい者手帳、身体障がい者補助犬認定証

またはその他身体障がい者補助犬であることを証明する書類

補助犬訓練施設等の法人:指定書

<申請の方法>

必要書類を提示し、手数料徴収免除申請書を保健所生活衛生課窓口に御提出ください。

※ 狂犬病予防注射済票の交付にあっては、動物病院発行の狂犬病予防注射済証も必要です。

(13) 成年後見制度

認知症の高齢者、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方が、そのことによって不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをして、援助してくれる人を付けてもらう制度です。身寄りのない方など、申立人がいない場合は、市長が申し立てることができます。

認知症の高齢の方は
■高齢福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2357
FAX 632-3040

知的障がいの方は
■障がい福祉課
相談支援グループ
TEL 632-2339
FAX 636-0398

精神障がいの方は
■保健所保健予防課
保健対策グループ
TEL 626-1116
FAX 626-1133

(14) 障がい者のための講習, 訓練

障がい者の社会参加を促進するため、障がいに応じた各種講習や訓練を行っています。これらの事業は、関係団体等に委託しています。

■栃木県障害福祉課

TEL 623-3053

FAX 623-3052

事業名	事業内容
視覚障害者社会・日常生活支援事業	視覚に障がいのある方に対し、日常生活や社会生活に必要な知識や諸能力の習得、体験交流等が行える場を設定
視覚障害者生活訓練事業	視覚に障がいのある方に対し、点字等の講習を実施
障害者相談会・研修会開催事業	主に視覚、聴覚、知的に障がいのある方に対し、日常生活や社会生活において直面するさまざまな課題を解決するための相談会及び必要な知識を吸収するための講習会や訓練等を実施
肢体不自由者行動訓練事業	主に肢体不自由者に対して野外訓練等生活行動訓練を実施
レクリエーション・社会生活トレーニング事業	主に知的に障がい(家族を含む)のある方に対し、レクリエーションを通じた社会生活のトレーニングを実施
音声機能障害者発声訓練・発声訓練士養成事業	音声機能障がいのある方に対し、発声訓練の実施および発声訓練士養成などを実施
オストメイト社会適応訓練・相談支援者育成事業	人工肛門、人工ぼうこうを造設している方に対して、ストマ用器具の使用等に関する講習会の実施及び相談支援者育成などを実施

(15) 医療的ケア児在宅レスパイト事業

医療的ケア児とその家族を地域で支えるサービスとして、訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりに介護を提供し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間を創出するため、訪問看護に係る費用を助成します。

■子ども発達センター
交流・管理グループ

TEL 647-4721

FAX 647-4715

<対象者>

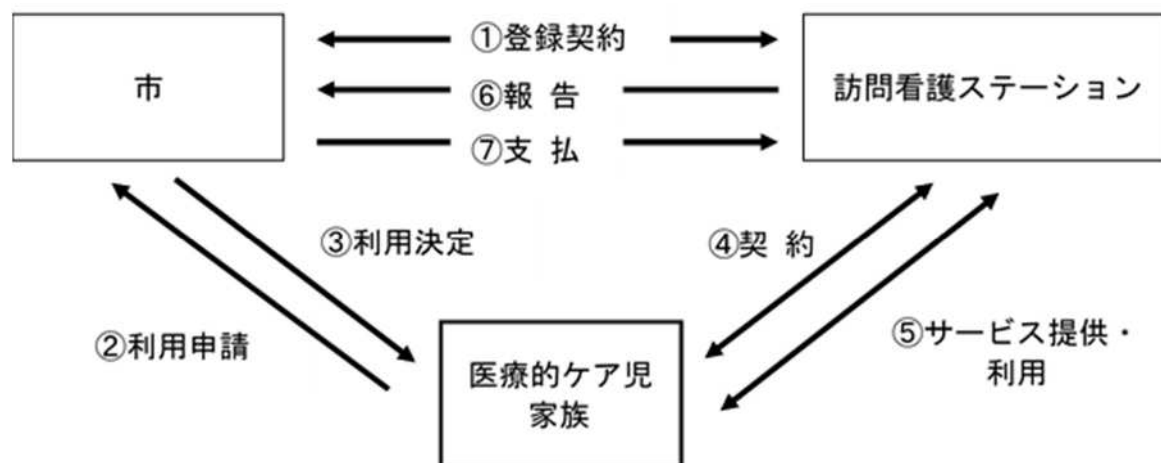
市内在住の医療的ケアを必要とする20歳未満、最初の3月31日までの児童の介護を行っている家族

<サービス内容>

- 医療的ケア児の家族が利用している訪問看護ステーション等の看護師が、対象者の自宅において医療的ケアをともなう介護を提供
- 利用時間上限：年間48時間（年度単位）
- 医療保険が適用される訪問看護と併用が可能
- 利用者の自己負担はありません。

※訪問看護費の他に発生する実費（交通費等）や当日のキャンセル料等を除く。

<申込の流れ>



II 社会参加の促進と支援

(1) 自動車改造費の助成

上下肢や体幹に機能障がいのある身体障がい者が就労等のため自動車を取得し、ハンドルに握りを付けたり、ブレーキ、アクセルを手動にするなど制動装置等を改造する必要があるとき、世帯の所得に応じて改造費を助成します。

限度額は100,000円とします。

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

(2) 重度心身障がい者タクシー料金助成・重度障がい者自家用車燃料費助成

市単独事業

電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な重度の心身障がい者や重度の在宅精神障がい者が通院などのためにタクシーを利用したときに、そのタクシー料金の一部を助成します。なお、タクシーを利用することが困難な方においては、通院などのために自家用車を利用したときに、その燃料費の一部を助成します。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

<対象者>

宇都宮市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、電車・バス等の公共交通機関を利用することが困難な方。

- 身体障がい者手帳1級または2級の方。
- 療育手帳A・A1・A2の方。
- 精神障がい者保健福祉手帳1級の方。

※ なお、重度障がい者自家用車燃料費助成を申請される方は、電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に限ります。

※各タクシー事業者

① 重度心身障がい者タクシー料金助成

<助成額>

- タクシー利用1回につき、助成券4枚まで使用することができ、1枚につき基本料金相当額を上限とし、実額を助成します。
- 年間の交付枚数は、96枚を限度とします。

<申請の方法>

■重度心身障がい者の方

身体障がい者手帳または療育手帳を持って市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・娑川・河内の各地区市民センターへ申請します。地区市民センターでの申請の場合、助成券は後日郵送となります。

※ 翌年度からは、毎年3月末に郵送いたしますので、手続の必要はありません。

■精神障がい者の方

精神障がい者保健福祉手帳を持って市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・娑川・河内の各地区市民センターへ申請します。地区市民センターでの申請の場合、助成券は後日郵送となります。

<助成券の交付>

助成券は1か月8枚の割合で、その年度(4月1日から翌年3月31日)有効のものをまとめて交付します。

たとえば、4月中に申請しますと96枚、5月中に申請しますと88枚になります。

<利用できるタクシー>

宇都宮市と協定を締結しているタクシー会社と個人タクシーが利用できます。

<助成券の利用法>

タクシー料金を支払う時に、手帳を運転手に見せるとともに、助成券を運転手に渡し、タクシー料金から助成額を差し引いた金額を支払います。

(身体障がい者手帳または療育手帳を提示された場合は、障がい者割引(1割引)後の金額について適用となります。)

<その他>

- 有効期限を経過したものや、助成対象者でない方は使用できません。また、助成券を他人に譲ったり、貸したりすることもできません。
- 助成券は、いかなる理由でも、再交付できません。
- 年度の途中で他の交通費助成事業に変更することはできません。

②重度障がい者自家用車燃料費助成

<助成額>

- 1枚につき1,000円相当額の燃料費助成券(ガソリン券)を年間最大6枚交付します。
- 交付枚数は、申請月によって、次の枚数を交付します。

申請月	4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月
交付枚数	6枚	5枚	4枚	3枚	2枚	1枚

<申請の方法>

■重度心身障がい者の方

身体障がい者手帳または療育手帳と、登録する車両の車検証(助成対象者またはその家族等が所有する自家用車に限る)を持って、市役所1階 障がい福祉課へ申請します。

※ 翌年度からは、毎年3月末に郵送いたしますので、手続きの必要はありません。

■精神障がい者の方

精神障がい者保健福祉手帳と、登録する車両の車検証(助成対象者またはその家族等が所有する自家用車に限る)を持って、市役所1階 障がい福祉課へ申請します。

<助成券の交付>

申請月に応じた交付枚数を、窓口にて即日交付します。

<利用できるガソリンスタンド>

全国石油業共済協同組合連合会が指定する取扱店で利用できます。

<助成券の利用方法>

燃料費を支払う時に、手帳を提示するとともに、助成券を取扱店の方に渡し、燃料費から助成額を差し引いた金額を支払います。

<その他>

- 有効期限を経過したものや、助成対象者でない方は使用できません。また、助成券を他人に譲ったり、貸したりすることもできません。
- 助成券は、いかなる理由でも、再交付できません。
- 年度の途中で他の交通費助成事業に変更することはできません。
- 登録する車両は、二輪車・事業用の車両を除きます。
- ガソリン券の詳細については、全国石油業共済協同組合連合会のホームページをご確認ください。
(<https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp/>)
右のQRコードからもアクセスいただけます。



(3) 知的障がい者に対する交通費助成 **市単独事業**

療育手帳の交付を受けた知的障がい者が、通学、通院、訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に、その交通費の2分の1を助成します。介護を必要とする場合には、介護者も認められます。(特別支援教育就学奨励費を受給している方を除く。)

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2363

FAX 636-0398

(4) 精神障がい者交通費助成 **市単独事業**

在宅精神障がい者が公共交通機関を利用する場合、その料金の一部を助成します。

■障がい福祉課

福祉サービスグループ

TEL 632-2362

FAX 636-0398

<対象者>

宇都宮市内に住所を有し、次に該当する方。

- 精神障がい者保健福祉手帳を所有している方(重度心身障がい者タクシー料金助成・重度障がい者自家用車燃料費助成・知的障がい者に対する交通費助成を受けている方を除く。)

<助成額>

■通院の場合(バス・地域内交通に限る。)

- 1か月あたり1,000円分の福祉ポイント(1ポイント=1円として利用可能)を totra へ付与します。
- 年間のポイント数は、12,000ポイントを限度とします。
- 福祉ポイントは、ポイントが付与された年度の3月31日まで使用できます。
- 福祉ポイントは、関東自動車及びジェイアールバス関東の一般路線バスの乗車の際にご使用いただけます。

■通所の場合(バスまたは電車に限る。)

- 通所の実日数に1日あたり190円を乗じた額を助成します。

<申請の方法>

通院の交通費助成を受けようとする方は、精神障がい者保健福祉手帳と記名式 totra を持って、市役所1階 障がい福祉課へ申請します。

通所の交通費助成を受けようとする方は、精神障がい者保健福祉手帳を持って、市役所1階 障がい福祉課、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターへ申請します。なお、地区市民センターでの申請の場合、通所の助成請求に必要な書類は後日郵送となります。

<福祉ポイントの交付および助成額の振込>

通院の場合は、申請月より起算して、翌年の3月まで最高12,000円分の福祉ポイントをまとめて交付します。

【ポイント付与数の例】

4月申請の場合 ⇒ 12,000ポイントを付与

5月申請の場合 ⇒ 11,000ポイントを付与

通所の場合は、申請による受給資格決定後、7月・10月・1月・4月の各月に前月までの請求書を提出することにより、通所日数に190円を乗じた額を、翌月に本人の口座へ振り込みます。

<その他>

- 福祉ポイントは、いかなる理由でも再交付しません。
- 通所の場合、助成申請書には通所する施設の確認が必要です。

(5) 身体障がい者自動車運転技術教習制度

身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大し、自立更生を促進するため普通自動車運転免許取得教習を受ける場合に、その費用を助成します。

<対象者>

- 肢体不自由者であって、栃木県警察本部長の実施する運転適性検査の結果、クラッチ、ブレーキ、アクセル、その他の装置について改造された車両に限定されて、運転の適性を認められた方。
- 聴覚障がいの程度が2級または3級であって、補聴器を使用しても音声による通常の会話ができない方。

<助成額>

区 分	助 成 額
身体障がい者が、所得税非課税世帯に属する場合	実費(18万円を限度)
身体障がい者が、所得税年16,200円以下の世帯に属する場合	実費の2分の1(9万円を限度)

※ 事前にご相談ください。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

(6) 鉄道・バス運賃割引制度

身体障がい者手帳や療育手帳を所持している方が旅客鉄道株式会社(JR)の経営する鉄道やバスを利用する場合、手帳を提示すると運賃が割引されます。

また、JR以外の鉄道・バスについても、JRに準じて割引を行っているところもありますので、各事業者にお問い合わせください。

■JR鉄道 みどりの窓口設置駅等
列車時刻、運賃・料金、空席情報案内
TEL 050-2016-1600
(ご案内時間 6:00~24:00)

<JR鉄道>

割引乗車券の種類および割引率

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	本人・介護者 ともに5割	12歳未満の小児定期は割引されず、介護者のみ5割引。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割	障がい者が12歳未満の場合のみ割引対象。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
利用方法	▽ 乗車券販売窓口で身体障がい者手帳・療育手帳を提示し、割引乗車券を購入する。			

■ 介護者は1名のみです。

■ 第1種、第2種の別については、手帳に記載されています。なお、知的障がい者については、障がい程度がA・A1・A2の方が第1種、B・B1・B2の方が第2種となっています。

■ ご利用の際は、身体障がい者手帳または療育手帳を携行してください。

【お知らせ:障がい者用 Suica のサービスについて】

■ 「障がい者用 Suica」のサービスが提供されています。(2023年3月18日開始)

■ 「障がい者 Suica(本人)」「介護者 Suica」は同時かつ同一行程で乗車いただくことが利用条件です。別々または単独でご利用いただくことはできません。

※片道の営業キロが101キロ以上の区間をご利用になる場合、降車時に改札窓口にてお申し出いただいたうえで、単独でのご利用が可能です。

■ お求めは、みどりの窓口等にて手帳(第1種)を提示のうえ、「本人用」「介護者」用のSuicaを同時にお求めいただけます。※単独でのお求めはできません。

■ サービス対象者や、ご利用方法、1年ごとの資格確認など条件があります。詳細については、JR東日本のホームページをご確認ください。

■ ご利用の際は、身体障がい者手帳または療育手帳を携行してください。

■東武鉄道 お客さまセンター
TEL 03-5962-0102
(ご案内時間 9:00~18:00)
(年中無休 ただし年末年始を除く)

<東武鉄道>

割引乗車券の種類および割引率

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	本人・介護者 ともに5割	12歳未満の小児定期乗車券は割引されず、介護者のみ5割引。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割	障がい者が12歳未満の場合のみ割引対象(ただし幼児の場合、その幼児は無料で介護者のみ5割引となります)。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
利用方法	▽ 乗車券販売窓口で身体障がい者手帳・療育手帳を提示し、割引乗車券を購入する。 ▽ 介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が身体障がい者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。			

※ 問い合わせ先のご案内時間については、変更になる場合もあります。ホームページをご確認のうえ、お問合せください。

<JRバス>

割引乗車券の種類および割引率

■JRバス 687-0671

■関東バス 634-8133

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障がい者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券	本人・介護者ともに5割	
		定期乗車券	本人・介護者ともに3割	12歳未満の小児については介護者のみ3割引き。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
第二種障がい者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割	
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券	本人のみ5割	
		定期乗車券	本人のみ3割	障がい者が12歳未満の場合のみ介護者も3割引き。介護者は年齢職業に関係なく通勤定期乗車券を発売。
精神障がい者	単独で利用する場合	普通乗車券	5割	本人のみに限る。
利用方法	▽運賃支払の際に、乗務員に身体障がい者手帳・療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を提示し、割引きした運賃を支払う。			

■ 介護者は1名のみです。

■ 第1種、第2種の別については、手帳に記載されています。

■ 障がい者関係団体が行事などで貸切バスを利用する場合は、割引きされることがありますので、バス会社にお問い合わせください。

<関東バス>

割引乗車券の種類および割引率

	適用範囲	種類	割引率
を又身 おは精 持障 ちのが 方※い 者手 帳・ 療 育 手 帳 保 健 福 祉 手 帳	単独で利用する場合	普通乗車券	5割
	介助者とともに利用する場合	普通乗車券	本人・介助者ともに5割
		定期乗車券	本人のみ大人定期券の3割
利用方法	▽運賃支払の際に、乗務員に身体障がい者手帳・療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を提示し、割引きした運賃を支払う。		

■ 介助者は原則1名のみです。

■ 定期券ご購入の際は、窓口で手帳を提示してください。

■ 手帳提示の際は、乗務員が確認できるようなっきりとご提示ください。乗務員が確認できなかった場合は再度手帳提示いただくようお声をおかけします。

■ 小児定期券をご購入の場合は、割引は適用になりません。

■ 高速バスやコミュニティバスは対象となりません。

【地域連携ICカード「totra」を使用する場合】

関東自動車及び栃木県内を運行するJRバス関東の路線バスの運賃を「totra」でお支払いする場合には、事前に「totra」へ障がい者手帳の有無を設定しておくことで、

精算時に自動で運賃が割引されます。(「totra」へ障がい者手帳の設定をしていない場合は、降車時に「totra」をかざす前に乗務員へ障がい者手帳をご提示ください。)

また、福祉ポイントは本人分の支払いのみに適用されます。複数人分同時に支払いをする場合には、現金チャージ分からの支払いになり、ポイントは対象外になります。

(7) 航空旅客運賃割引制度

<対象者>

12歳以上で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、次に該当する方が国内航空(定期航空)を利用する場合、運賃が割引されます。

障がい者割引運賃は航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者または路線によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。

■各航空会社
または
■各旅行会社

対象者	割引適用者	割引を受ける方法
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	本人と 介護者1名 (※)	手帳(有効期間内)を航空券購入窓口や 空港カウンター等に提示します。

※ 割引適用者について、一部の航空会社において取り扱いが異なる場合があります。

(8) 有料道路通行料金の割引制度

<適用範囲>

■身体障がい者手帳を所有する方が、自動車(営業用の自動車を除く)を、自ら運転する場合。

■重度の身体障がい者(第1種身体障がい者)または重度の知的障がい者(第1種知的障がい者)が乗車する場合。(営業用の自動車は除く)

<対象となる自動車>

■親族や知人等の所有する自動車

■レンタカー

■車検時の代車

■タクシー(要介護者のみ)

※業務利用等自動車は対象外

<利用手続き>

身体障がい者手帳または療育手帳、運転免許証(重度の身体障がい者、重度の知的障がい者、自家用車をお持ちでない方は不要)、自動車検査証記録事項と車検証を持って、市役所1階障がい福祉課

または地区市民センター、出張所へ申請します。(自家用車をお持ちでない場合でも申請可能)

手帳に、割引の対象である旨のシール貼付および自動車登録番号、有効期限の記載を受けます。(自家用車をお持ちでない場合「自動車登録なし」を記載)

<利用方法>

有料道路の料金支払の際に、割引の対象である旨の記載を受けた手帳を見せるとともに、所定の料金を支払います。割引料金額は、原則として通常料金の半額です。

<ETC利用対象者証明書の発行>

ETCを利用する方は、ETC利用申請が必要となります。

ETC車載器セットアップ申込書・証明書およびETCカード(18歳以上の場合、ETCカードの名義は、原則障がい者本人名義に限ります。)を上記の利用手続きのときに提示して申請します。本人または本人の親族等が所有する自動車(営業車を除く)1台のみ登録可

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■有料道路 ETC 割引
登録係
TEL045-477-1233

能です。

発行されたETC利用対象者証明書を、所定の封筒で有料道路 ETC 割引登録係あて郵送し、登録済結果通知が届いてから、ETCを利用できます。

※各種申請（新規申請・変更申請・更新申請）がオンラインでできます。詳しくは、有料道路 E T C 割引登録係へご確認ください。

(9) 一般乗用旅客自動車（タクシー）割引制度

心身障がい者がタクシーを利用する場合、手帳を提示すると運賃の1割が割り引きされます。

<対象者>

身体障がい者手帳または療育手帳を所持している方。

<割引を受ける方法>

タクシー料金支払いの際に手帳を提示する。

<重度心身障がい者タクシー料金助成制度との併用>

障がい者タクシー料金助成券をお持ちの方は、運賃メーター器表示額より1割割り引きされた金額について適用されます。

【使用例】

基本料金500円のタクシーを利用し、運賃が2,000円で、タクシー助成券を3枚使用した場合

$$2,000 \times 0.9 = 1,800 \text{ (10円未満の端数は切り捨て)}$$

$$1,800 - 1,500 \text{ (タクシー助成券500円} \times 3 \text{枚)} = 300$$

⇒ 300円を現金で支払う。

※ 重度心身障がい者タクシー料金助成制度については63ページを参照。

(10) 障がい者福祉バスの利用

宇都宮市では、障がい者の社会参加を促進するため、障がい者福祉バスを運行しています。

<利用資格>

下記の1～3「すべて」の要件に該当する団体等

1 次のいずれかに該当する団体等

- ・市内に居住する障がい者及びその介護者
- ・市内の障がい者福祉団体（障がい者又はその保護者及び関係者で組織され、障がい者の地域社会への参加と福祉の向上に寄与している団体）
- ・障害者総合支援法第29条第1項の規定による市内の指定障がい福祉サービス事業者等
- ・市内の特別支援学校・市立小中学校の特別支援学級児童生徒及びその介護者
- ・その他市長が適当と認める団体

2 福祉バスを利用するときは、半数以上は障がい者であることとします。

3 福祉バスを利用するときの乗車人員は、10名以上とします。ただし、車いす使用者のみの利用の場合においては、3名以上（介護者1名を含む。）とします。原則、上限定員37名としますが、定員を超える場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

<利用対象事業>

- 1 講習会、研修会、社会見学などの教育事業
- 2 文化祭、スポーツ大会、レクリエーションなどの社会参加促進事業
- 3 機能回復訓練
- 4 その他市長が適当と認める行事

■障がい福祉課
自立支援グループ
TEL 632-2229
FAX 636-0398

＜利用時間等＞

- 1 利用できる時間は、午前9時から午後5時までとし、1日の走行距離は200キロメートル以内で、1回の利用日数は2日以内とします。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではありません。
- 2 福祉バスの運休日は、12月29日～翌年1月3日、点検整備日、その他市長が必要と認めた日とします。

＜利用に伴う費用負担＞

利用料は無料ですが、下記の費用が発生する場合は、利用団体等の負担となります。

- 1 宿泊する場合の運転手の宿泊費
- 2 有料道路の通行料
- 3 駐車料
- 4 その他市長が必要と認めた経費

＜利用の予約等＞

- 1 利用希望日を、電話またはファクシミリ、メール等により、利用希望日(2日間の場合は初日)の6ヶ月前から1ヶ月前までに、該当する利用人数に応じて下記運行事業者まで連絡してください。同一日に利用を希望する団体等が複数あるときは、先着順となります。
- 2 利用の予約をした団体等は、添乗責任者を定め、利用希望日(2日間の場合は初日)の1ヶ月前までに、行程表を添付した「福祉バス利用承認申請書」を予約先の運行事業者まで提出してください。
- 3 内容を審査し、利用を適当と認めた場合には、当該申請団体等に対して、「福祉バス利用承認通知書」を送付します。

※ 「福祉バス利用承認申請書」の様式は、宇都宮市公式HPからダウンロードできます。

＜申込先＞

○マイクロバス 車いす2名＋座席利用21名まで
(座席利用のみの場合10名から21名まで)

マロニエ交通株式会社

宇都宮市越戸4-1-26

TEL:028-689-1661 FAX:028-662-0627

メール:maronie_ko-tsu@amber.plala.or.jp

○中型バス 車いす2名＋座席利用22名から31名まで
(座席利用のみの場合22名から37名まで)

豊交通株式会社

宇都宮市下荒針町3476-43

TEL:028-648-2864 FAX:028-616-2163

メール:yutaka.k@theia.ocn.ne.jp

(11)「おもいやり駐車スペース」利用証交付事業

要介護者や障がいのある方などのための
駐車スペースを適正にご利用いただくた
め、利用証を交付する事業です。

■保健福祉総務課
企画グループ

TEL 632-2919
FAX 639-8825

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2361
FAX 636-0398

<対象者>

対象者	必要書類・要件	有効期限
①身体障がい者	身体障がい者手帳（1～6級 14区分）	なし(グリーン)
②知的障がい者	療育手帳（障がいの程度A）	なし(グリーン)
③精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級	なし(グリーン)
④要介護者	介護保険被保険者証 要介護1～5	なし(グリーン)
⑤難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証，通知書（特定医療費申請結果），小児慢性特定疾病医療費受給者証，一般特定疾患医療受給者証のいずれか	なし(グリーン)
⑥妊産婦	母子健康手帳（原則として妊娠7ヶ月～産後1年）※多胎児妊娠の場合は6ヶ月～	あり(オレンジ)
⑦傷病人	・本人確認書類（運転免許証，保険証等） ・交付申請書への医師の記入又は医師が歩行に配慮が必要な期間を記入した診断書等	あり(オレンジ)

※ 身体障がい者の交付基準

身体障がい区分		対象等級
視覚障がい		1級～4級
聴覚又は 平衡機能障がい	聴覚障がい	—
	平衡機能障がい	3級・5級
音声言語機能障がい		—
肢体不自由	上肢	1級・2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級・5級
肢体不自由(脳原性の運動機能障がい)	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓，じん臓，呼吸器， ぼうこう又は直腸，小腸， 免疫，肝臓の機能障がい	心臓機能障がい	1級・3級・4級
	じん臓機能障がい	1級・3級・4級
	呼吸器機能障がい	1級・3級・4級
	ぼうこう又は直腸機能障がい	1級・3級・4級
	小腸機能障がい	1級・3級・4級
	免疫機能障がい	1級～4級
肝臓機能障がい	1級～4級	

<交付場所>

- ・ 栃木県(本庁，健康福祉センター)
- ・ 県内市町(本庁，出先機関等)
- ・ 障がい者団体等

※ 本市では，本庁保健福祉総務課，障がい福祉課，高齢福祉課，子ども支援課，保健所保健予防課，各地区市民センター，各出張所にて交付します。

<交付手続き>

- ・ 交付場所の窓口で直接交付，又は栃木県のホームページより電子申請システムで申請が可能となります。(郵送での手続きは受け付けておりません。)
[栃木県HPトップページ→子育て・福祉・医療→社会福祉・地域福祉→バリアフリー→おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業(パーキングパーミット制度)]
- ・ 交付場所へ必要書類(写しは不可)を持ってお越しください。その場で交付いたします。
- ・ 宇都宮市民以外であっても，栃木県に居住していることが確認できる場合は，本市の交付場所での手続きも可能。

(12) 駐車禁止場所における駐車許可

心身の障がいによって歩行が困難で、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章を受けた方は、公安委員会が駐車を禁止した場所での、必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所および法定の駐車禁止場所での駐車はできません。

なお、標章を使用する場合は、前面ガラス内側の見やすい箇所に標章の記載内容が確認できるように掲出してください。

詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。

■**県警察本部**
交通規制課
TEL 621-0110(代)

■**各警察署**
中央 623-0110(代)
東 610-0110(代)
南 653-0110(代)

(13) 高齢運転者等専用駐車区間制度について

官公庁や福祉施設、公園など施設の利用が見込まれる場所でありながら駐車場が確保されていない又は足りない場所の付近道路を公安委員会で指定し専用の道路標識を設置しました。この専用駐車区間で「専用場所駐車標章」を自動車前面ガラスの内側の見やすい箇所に掲出して下さい。

＜「専用場所駐車標章」交付対象者＞

■70歳以上の高齢の方

■妊娠中又は出産後8週間以内の方

■聴覚障がい又は肢体不自由によって普通自動車免許に条件が付されている方

※ 普通自動車免許を持った人が、上記いずれかの条件を満たした場合、標章交付対象者となります。

※ 「専用場所駐車標章」の申請及び交付は、住所地を管轄する警察署で受付けることができます。詳しくは最寄りの警察署交通課へお問い合わせ下さい。

■**県警察本部**
交通規制課
TEL 621-0110(代)

■**各警察署**
中央 623-0110(代)
東 610-0110(代)
南 653-0110(代)

(14) 「ヘルプカード・ヘルプシール・ヘルプマーク」の配布について

障がいのある方などが障がいの特性や支援を受ける際に必要な情報を記入し、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いやすすくするための「ヘルプカード」や周囲に理解してほしいことや配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるためお持ちの携帯電話や手帳などに貼って使用する「ヘルプシール」を配布しています。

また、障がいがあることが外見からは分かりにくい方が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう栃木県で作成している「ヘルプマーク」を配布しています。

本市では、宇都宮市役所(障がい福祉課・子ども支援課・保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口)), 保健所保健予防課, 子ども発達センター, 宇都宮市総合福祉センター, 教育センター, 各地区市民センター, 各出張所等の窓口で配布しています。(子ども支援課ではヘルプマーク, ヘルプシールのみ配布)

ヘルプマーク制度
については
■**栃木県障害福祉課**
社会参加促進担当
TEL 623-3020
FAX 623-3052

配布については
■**障がい福祉課**
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398



ヘルプカード



ヘルプシール



ヘルプマーク

(15) 「介護マーク」の配布について

高齢者や障がいのある方などを介護する方が、介護中に公共のトイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう、また、地域における日常的な支えあいを推進するため、介護マークを配布しています。

本市では、障がい福祉課および高齢福祉課の窓口で配布しています。

制度については
**■栃木県高齢対策課
 地域支援担当**
 TEL 623-3148
 FAX 623-3058
 配布については
**■障がい福祉課
 企画グループ**
 TEL 632-2353
 FAX 636-0398
**■高齢福祉課
 企画グループ**
 TEL 632-2903
 FAX 632-3040

(16) 重度身体障がい者の郵便等による不在者投票

■郵便等投票ができる方

身体障がい者手帳をお持ちの方で次のような障がいのある方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等によりご自宅で不在者投票ができます。

(原則として自書できる人に限ります。)

身体障がい者手帳の場合	
障がいの区分	障がいの程度
両下肢	1級・2級
体幹	
移動機能	
心臓	1級・3級
じん臓	
呼吸器	
ぼうこう又は直腸	
小腸	1級・2級・3級
免疫又は肝臓	

(注意) 身体障がい者手帳の「身体障がい者等級表による級別」欄ではなく、「障がい名」欄で該当の有無を判断します。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

介護保険の被保険者証の場合	
要介護状態区分	要介護5

■代理記載による郵便等投票ができる方

上記の要件に該当し、かつ、次のような障がいのある方は、代理記載人による代理記載の方法で郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障がい者手帳	
障がいの区分	障がいの程度
上肢	1級
視覚	

(注意) 身体障がい者手帳の「身体障がい者等級表による級別」欄ではなく、「障がい名」欄で該当の有無を判断します。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■お問い合わせはお早めに

上記の要件により郵便等投票に該当する方は、郵便等投票証明書の交付申請が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■選挙管理委員会事務局
 TEL 632-2793
 FAX 632-2790

(17) 市の施設利用料の減免

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護者1人(障がいのある方に同伴する場合)、障がい者団体などを対象に、利用料金を原則免除(無料)にします。

■各施設受付

施設名		減免額	減免に関する問い合わせ	
			電話番号	ファクス番号
市総合福祉センター		全額免除	634-2941	638-9856
河内総合福祉センター		全額免除	673-8453	673-1029
茂原健康交流センター		全額免除	654-2815	654-2830
市老人福祉センター	ことぶき会館	全額免除	656-8792	
	ふれあい荘		663-3156	
	やすらぎ荘		665-5284	
	すこやか荘		648-7750	
	上河内老人福祉センター		674-4003	674-4258
サン・アビリティーズ		全額免除	656-1458	
子ども発達センター		別途、基準により減免	647-4721	647-4715
総合コミュニティセンター		別途、基準により減免	632-2887	632-3268
地域コミュニティセンター		別途、基準により減免	632-2887	632-3268
市民活動センター		別途、基準により減免	632-2887	632-3268
地区市民センター		別途、基準により減免	632-2887	632-3268
まちづくりセンター		全額免除	661-2778	689-2731
コミュニティプラザ		別途、基準により減免	632-2887	632-3268
市民プラザ(会議室)		別途、基準により減免	616-1540	616-1541
市民プラザ市民ギャラリー		別途、基準により減免	616-1573	
市男女共同参画推進センター「アコール」		全額免除	636-4075	636-4079
青少年活動センター		全額免除	663-3155	662-6540
市営駐車場(中央・相生・駅西) 減免手続きが可能な時間 中央 午前8時～午後10時 駅西 午前7時～午後9時 相生 午前7時30分～午前0時		最初の2時間まで全額免除 ただし、総合福祉センター、中央生涯学習センターを利用する場合は中央駐車場のみ3時間まで全額免除	632-2433	632-5420
市営駐車場(雀宮駅東口) 減免手続きが可能な時間 午前6時～午前0時 手続きは近隣のJR雀宮駅東口自転車駐車場で受付のため駐輪場の開設時間内		最初の6時間まで全額免除	632-2513	639-0626
市営自転車駐車場		全額免除	632-2513	639-0626
宮サイクルステーション		全額免除	627-3196	
オリオン市民広場		全額免除	632-2434	632-5420
バンバ市民広場		全額免除	632-2434	632-5420
ろまんちっく村		温泉館(ヴィラ・デ・アグリ)の宿泊は1割減額、体験センター、クラインガルテン、土地又は建物の一部の利用は全額免除	665-8800	665-8678
上河内地域交流館(梵天の湯)		全額免除	674-8963	674-8965
宇都宮駅東口交流広場(宮みらいライトヒル)		全額免除	611-5522	611-5533
宇都宮駅東口交流拠点施設(ライトキューブ宇都宮)		全額免除	611-5522	611-5533
篠井農産加工所		全額免除	632-2437	632-2765
河内ふれあい市民農園		全額免除	632-2475	639-0619
河内農村体験交流館		全額免除	632-2475	639-0619
河内農業構造改善センター		全額免除	632-2475	639-0619
西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター		全額免除	632-2475	639-0619
少年自然の家 (再整備に伴い、令和6年4月から休館)		1割減額	652-4497	

施設名	減免額	減免に関する問い合わせ	
		電話番号	ファクス番号
市自然休養村管理センター (再整備に伴い、令和6年4月から休館)	全額免除	652-4497	
宮原運動公園野球場・庭球場、駒生運動公園野球場	全額免除	658-1052	
清原中央公園庭球場・宇都宮清原球場・清原体育館、清原南公園野球場	全額免除	667-1227	667-1228
市体育館、市サッカー場、石井緑地野球場・多目的運動場、柳田緑地野球場・サッカー場・ソフトボール場、道場宿緑地野球場・ソフトボール場、御幸公園野球場、みずほの中央公園野球場・アーチェリー場	全額免除	663-1611	663-0067
宇都宮駅東公園プール	全額免除	661-5310	655-6827
河内総合運動公園陸上競技場・多目的運動広場・プール	全額免除	673-0212	673-0312
雀宮体育館・運動広場	全額免除	655-0058	
明保野体育館	全額免除	632-6381	
上河内体育館、上河内運動場野球場・庭球場	全額免除	674-3290	
下田原運動場野球場・庭球場・弓道場、古田運動場、宮山田運動場、芦沼運動場	全額免除	672-1051	
高間木キャンプ場	宿泊料は1割減額、その他は全額免除		
河内体育館	全額免除	673-5600	673-5601
市スケートセンター	全額免除	655-6817	655-6827
市弓道場、屋板運動場多目的運動場・庭球場	全額免除	656-7329	
サイクリングターミナル (再整備に伴い、令和6年4月から休館)	宿泊料は1割減額、その他は全額免除	652-4497	
八幡山公園展望塔	全額免除	624-0642	622-6002
八幡山交通公園ゴーカート	全額免除	624-0642	622-6002
宇都宮城址公園教養施設(清明館和室)	全額免除	638-9390	632-5418
みずほの自然の森公園イベントスペース・バーベキューパーク	全額免除	657-5222	666-8313
市冒険活動センター	宿泊料は1割減額、その他は全額免除	669-2441	669-2240
市文化会館	全額免除	636-2121	635-3593
生涯学習センター	別途、基準により減免	632-2748	632-2675
市視聴覚ライブラリー	別途、基準により減免	638-5704	610-5117
宇都宮美術館	別途、基準により減免	643-0100	643-0895
旧篠原家住宅	別途、基準により減免	624-2200	
市教育センター	全額免除	639-4383	639-4393
南図書館	別途、基準により減免	653-7609	653-7619

＜手続き＞入館等の際、受付で手帳又は、ミライロIDを提示してください。

※ 工事等により施設が利用できない場合があります。

(18) 県立施設の無料開放

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が施設（一部）を利用する場合に、その入館料を無料にしています。

■栃木県障害福祉課
TEL 623-3053
FAX 623-3052
■各施設受付

<対象施設>

No	施設名	所在地	電話番号
1	栃木県子ども総合科学館(展示室, プラネタリウム) ※リニューアルのため屋内施設休館中 (令和6年1月～令和7年9月)	宇都宮市西川田町 567	028-659-5555
2	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7	028-621-3566
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	028-634-1311
4	とちぎ花センター(鑑賞大温室)	栃木市岩舟町下津原 1612	0282-55-5775
5	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1	0288-55-0880
6	英国大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0880
7	イタリア大使館別荘記念公園	日光市中宮祠 2482	0288-55-0388
8	栃木県井頭公園(花ちょう遊館)	真岡市下籠谷 99	0285-83-3121
9	とちぎ明治の森記念館	那須塩原市青木 27	0287-63-0399
10	栃木県日光田母沢御用邸記念公園	日光市本町 8-27	0288-53-6767
11	栃木県とちぎわんぱく公園(ふしぎの船)	壬生町国谷 2273	0282-86-5855
12	栃木県なかがわ水遊園	大田原市佐良土 2686	0287-98-3055
13	障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)	宇都宮市若草 1-10-6	028-678-6677

<対象者(1～12)>

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持している方と、第1種障がい者(※)および精神障がい者保健福祉手帳1級交付者の介助のための同伴者(障がい者1名につき介助者1名)。

※注:第1種障がい者 身体障がい者…視覚1～3級と4級の一部, 聴覚2・3級,
肢体1級と2・3級の一部,
内部1・3級と4級の一部,
免疫障がい1～4級, 肝臓障がい1～4級,
知的障がい者…療育手帳A1・A2・A

<手続き(1～12)>

入館等の際、受付で手帳または(株)ミライロが提供するアプリ「ミライロID」を提示してください。

<対象者(13)>

障がい者, 障がい者1名につき1名の介助者, 障がい者団体等は利用料金が減免されます。

【障がい者】

- ① 身体障がい者手帳, 療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者
- ② ①と同等の心身の機能の障がいがあると指定管理者が認める者
(例: 特定医療費受給者証の交付を受けた者)

【障がい者団体】

- ① 構成する者のうち半数以上が障がい者である団体
- ② 障がい者スポーツの指導者やボランティア等を育成する団体
- ③ 特別支援教育を行う学校
- ④ 障がい福祉サービス等を行う事業者等
- ⑤ 専ら障がい者福祉活動を行っている指定管理者が認める団体

<手続き(13)>

詳細は障害者スポーツセンターにお問い合わせください。

Ⅲ コミュニケーション支援

(1) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等の社会参加を円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

<概要>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住する聴覚障がい者・音声又は言語機能障がい者 ・ 家族・聴覚障がい者等で構成する団体 ・ 聴覚障がい者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人や団体 																					
派遣できる用務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院や診療所などの受診 ・ 市役所など官公庁での手続き ・ 学校など教育関係での用事 ・ 日常生活上で必要な用事(買い物など) など 																					
利用料	無料																					
申請方法	<p>ホームページに掲載している「派遣申請書・依頼書」に必要事項をお書きいただき、以下の依頼先へ提出してください。</p> <p>【手話通訳者派遣】</p> <table border="1"> <tr> <td>依頼先</td> <td>宇都宮市障害者福祉会連合会</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日の午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td rowspan="2">028-636-1219(FAXは24時間自動受信)</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>miya-syuwairai@mbe.nifty.com</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 夜間・休日など上記以外の時間帯で、急病や事故等緊急で手話通訳を依頼したい場合や手話通訳派遣の当日のキャンセルなどやむを得ない場合は、以下の方法で連絡してください。 ・緊急ファクス 028-625-3330 (通常の申請書をご利用ください。) ・緊急メール syuwakinkyu@mbr.nifty.com </td> </tr> </table> <p>【要約筆記者派遣】</p> <table border="1"> <tr> <td>依頼先</td> <td>宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日の午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>028-636-1285</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>028-634-2870</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>miya-vc@ap.wakwak.com</td> </tr> </table>	依頼先	宇都宮市障害者福祉会連合会	受付時間	平日の午前8時30分から午後5時まで	電話番号	028-636-1219(FAXは24時間自動受信)	FAX番号	メール	miya-syuwairai@mbe.nifty.com	その他	夜間・休日など上記以外の時間帯で、急病や事故等緊急で手話通訳を依頼したい場合や手話通訳派遣の当日のキャンセルなどやむを得ない場合は、以下の方法で連絡してください。 ・緊急ファクス 028-625-3330 (通常の申請書をご利用ください。) ・緊急メール syuwakinkyu@mbr.nifty.com	依頼先	宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター	受付時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで	電話番号	028-636-1285	FAX番号	028-634-2870	メール	miya-vc@ap.wakwak.com
依頼先	宇都宮市障害者福祉会連合会																					
受付時間	平日の午前8時30分から午後5時まで																					
電話番号	028-636-1219(FAXは24時間自動受信)																					
FAX番号																						
メール	miya-syuwairai@mbe.nifty.com																					
その他	夜間・休日など上記以外の時間帯で、急病や事故等緊急で手話通訳を依頼したい場合や手話通訳派遣の当日のキャンセルなどやむを得ない場合は、以下の方法で連絡してください。 ・緊急ファクス 028-625-3330 (通常の申請書をご利用ください。) ・緊急メール syuwakinkyu@mbr.nifty.com																					
依頼先	宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター																					
受付時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで																					
電話番号	028-636-1285																					
FAX番号	028-634-2870																					
メール	miya-vc@ap.wakwak.com																					

- ※ 「経済活動に関わるもの(営業活動など)」、「通年で長期にわたるもの(通勤や通学など)」、「社会通念上派遣することが適当でないもの」については、派遣できません。
- ※ 市の意思疎通支援者派遣事業の対象とならない場合(民間企業からの依頼など)は、有料(斡旋)となります。
- ※ メールの設定によっては、返信できない場合がありますので、申請前にメール設定をご確認ください。

② 遠隔手話通訳サービス

手話通訳者が同行できない場合などにおいても、円滑な意思疎通を行うために、遠隔手話通訳サービスを実施しています。

■ 自分の携帯電話等で利用する場合(一般市民用)

感染症など手話通訳者が同行できない場合や日常生活における定期通院や買物などのさまざまな場面において、遠隔での手話通訳を行います。

<概要>

対応時間	平日の午前8時30分から午後5時まで
利用端末	利用者個人が所有するスマートフォンやタブレット端末等
利用料	無料(別途、通信料はかかります。)

※ 機種によっては、利用できない場合がありますのでご了承ください。

<申請方法>

前述①手話通訳者の派遣と同様に、「宇都宮市障害者福祉会」に申請してください。申請の際には、FAX やメールの空いているところに「遠隔手話通訳者希望」と必ず大きく、お書きください。

<利用方法>

派遣決定通知書に記載されているQRコードまたはURLを読み込むことで、手話通訳者とのビデオ通話が始まります。

※市ホームページに利用方法についての動画がありますので、ご確認ください。

<緊急利用について>

発熱や感染症の疑い等による診察、学校からの急な呼び出し、事故への対応、災害時の避難所における生活など、急遽、手話通訳が必要となった場合にも利用することができます。(平日の午前8時30分から午後5時まで)

この場合、事前申請は不要となりますが、担当者が不在の場合などには利用できませんのでご了承ください。

■ 地区市民センターなどの窓口へ行って利用する場合(行政機関窓口用)

地区市民センター等で、各種申請等の手続きをする時に、手話通訳が必要となる場合には、地区市民センター等のタブレット端末を活用して、遠隔での手話通訳を行います。(申請不要)

<概要>

対応時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで
利用できる場所	地区市民センター、出張所、市民活動センター、コミュニティプラザ、保健所、子ども発達センター(計26か所)
利用料	無料

<利用方法>

利用する際は、各地区市民センター等の窓口職員にその旨をお伝えください。

※ 手話通訳者が不在にしている場合等には、利用できませんのでご了承ください。

スマートフォンの設定など詳しい利用方法については、市ホームページをご確認ください。

(2) 手話通訳者の設置

市役所(本庁舎)に来庁した聴覚障がい者等のために、障がい福祉課の窓口到手話通訳者を設置しています。

<設置時間>

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

(3) タブレット端末を活用した手話通訳問合せ対応サービス

聴覚障がいのある方が、ご自身のパソコンやスマートフォンに登録したテレビ電話アプリ(Skype)を使って、障がい福祉課内に配置したタブレット端末に問い合わせいただき、通訳者が手話でその問合せに対応いたします。

<アカウント>

Skype名 「宇都宮市障がい福祉課」

SkypeID 「u19042353」

<対応時間>

午前8:30～午後5:15(土日、祝祭日、年末年始を除く)

<問い合わせできる内容>

市役所本庁舎内業務の問合せ

(例:「〇〇の手続きの方法」、「〇〇の申請における必要書類」等)

<その他>

- ・通訳者が不在等で対応できなかった場合は、対応終了後こちらからかけなおしいたします。
- ・「Skype」については、テレビ電話機能以外(チャット機能等)は使用いたしません。
- ・アプリのダウンロード及びご利用には別途通信料がかかります。(通信料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。)

■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

(4) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

視覚障がいと聴覚障がいを併せ持つ者(盲ろう者)に対して、盲ろう者の自立と社会参加を促進するために、通訳・介助員を派遣いたします。

<派遣できる方>

- ・身体障がい者手帳の交付を受けており、記載された障がい内容が視覚障がい及び聴覚障がいの双方に該当し、重複した障がいが1級又は2級の方
- ・盲ろう者向け派遣センターに、盲ろう者登録をされている方

<派遣できる内容>

- ・日常生活におけるコミュニケーション支援
- ・相談支援
- ・自立更生に関する支援
- ・社会活動、入退院・通院又は、公的機関等への移動等の通訳・介助
- ・その他社会生活上不可欠な外出が必要と認められる用務
(営業活動等の経済活動に係るもの、通勤・通学等の通年かつ長期にわたるもの、社会通念上派遣に適切でないものを除く)

■栃木盲ろう者友の会
「ひばり」
派遣センター
TEL 621-0860
FAX 688-8733
■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

(5) 点字版・音声版広報うつのみや

目の不自由な方のために、市政情報などを掲載した「点字版 広報うつのみや」・「音声版 広報うつのみや(デイジー編集全訳版)」を月1回発行しています。

■ 広報広聴課
広報グループ
TEL 632-2028
FAX 637-5151

(6) 点字版・音声版あなたと市議会

目の不自由な方のために、市議会の活動内容を掲載した議会広報「点字版 あなたと市議会」・「音声版 あなたと市議会(デイジー編集全訳版)」を、定例会後に年4回(7月、10月、1月、4月)発行しています。

■ 議会事務局政策調査課
政策調査グループ
TEL 632-2611
FAX 632-2613

(7) 点字版・音声版健康づくりのしおり

目の不自由な方のために、健康診査・健康相談・健康講座などの保健事業に関する情報を掲載した「点字版 健康づくりのしおり」・「音声版 健康づくりのしおり」を年1回発行しています。

■ 保健所
健康増進課
企画グループ
TEL 626-1128
FAX 627-9244

(8) 図書館サービス

① 市立中央図書館 TEL 636-0231(代) FAX 639-0740

・図書等の郵送貸し出し

市内に居住している視覚障がい者、肢体不自由者、要支援・要介護認定を受けた方で来館が困難な方は、点字図書、声の図書、本、雑誌、CD、DVD等の郵送貸し出しを利用できます。貸し出し期間は郵送期間を含めて1か月以内、送料は無料です。

・対面朗読サービス

視覚障がい者に対面朗読サービスを行っています。事前に予約が必要です。

・電子図書館

ご自身のパソコンやスマートフォンを使って、文字の読み上げや拡大、画面の白黒反転等の機能がある(各コンテンツによる)電子書籍を閲覧できる電子図書館を開設しています。

ご利用には事前にお申し込みが必要で、通信料がかかります。

・その他

視覚障がい者からの希望に応じて、点字図書やテープ・デイジー図書のほか、図書館で開催した「落語会」の録音資料を製作し、貸し出しています。

② 県立図書館 TEL 622-5112 FAX 624-7855

・図書の郵送貸し出し

身体障がい者手帳を有し、来館に支障のある方および療育手帳(障がいの程度「A」)所持者は送料無料で貸し出します。貸し出し期間は30日以内です。

③ とちぎ視聴覚障害者情報センター TEL 621-6208 FAX 627-6880

・視覚障がい者に点字図書・録音図書の貸し出し 期間は2週間

・聴覚障がい者に字幕(手話)入りDVDの貸し出し 期間は1週間

※ 郵送貸し出しの場合、点字・音声図書は送料無料で、字幕(手話)入りビデオ・DVDは送料100円(聴覚障がい者用ゆうパック 60サイズ)がかかります。

(9) 点字郵便物等の無料扱い

次の郵便物で一部開封のものは、3キログラムまで無料になります。

■ 点字のみを掲げた内容のもの。

■ 盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設など盲人の福祉を増進することを目的とする施設(日本郵便株式会社の指定するものに限る)から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの。

■ 表面の左上部(横に長いものは右上部)に「点字用郵便」の文字を表示。

■ 各郵便局

(10) 無料電話番号案内

電話帳の使用が困難な方が、電話番号案内(104番)を利用する場合、あらかじめNTTに登録し、利用する際「ふれあい案内」と申し出ることにより、無料で利用できます。

■NTT東日本
ふれあい案内事務局
TEL 0120-104-174

<受付時間>

9:00～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

<対象者>

身体障がい者手帳をお持ちの方で、視覚障がい1～6級、もしくは、単独障がいによる肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1、2級の方、戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力の障がい(特別項症～第6項症)、もしくは、上肢の障がい(特別項症～第2項症)の方および療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

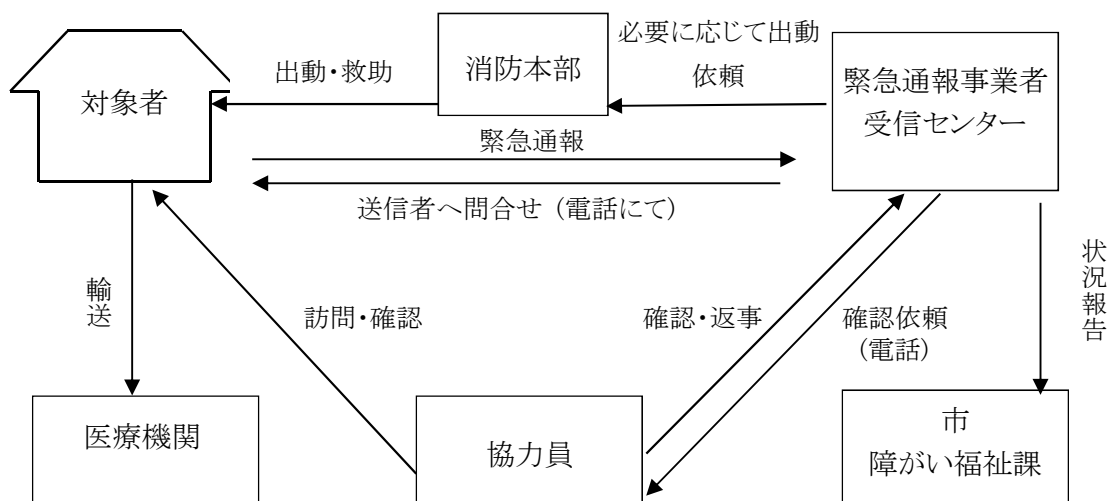
IV 緊急時の支援

(1) 緊急通報システム事業

重度身体障がい者(手帳1・2級)でひとり暮らしの方などが、急病等の緊急の際に、緊急通報装置(ペンダント)を押すことにより、受信センターに通報され、協力員(1名以上)が状況を確認するとともに、必要に応じて消防本部に連絡し救急車により医療機関に輸送します。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

また、日常時においては、受信センターが健康・生活相談をお受けします。



<対象者>

- ・ 重度身体障がい者(手帳1・2級)でひとり暮らし等の方
 - ・ おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者の方など
- ※ 状況調査により、決定します。

＜費用＞生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり月ごとの利用料金の一部を負担していただきます。

	利用世帯の区分	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	100円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	200円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	300円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上	500円

＜手続き＞

『緊急通報システム事業利用申請書』を障がい福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課(市役所1階 A18 番窓口)、または平石・富屋・姿川・河内地区市民センターに提出してください。

(2) 災害時要援護者支援制度

風水害や地震などの大規模な自然災害が発生または発生が予想される場合に、自力での避難が困難な重度の障がい者でひとり暮らしの方などに事前に登録していただき、登録情報を市と地域で共有することにより、市と地域が協力・連携を図って要援護者の避難誘導や安否確認などの支援活動を行います。

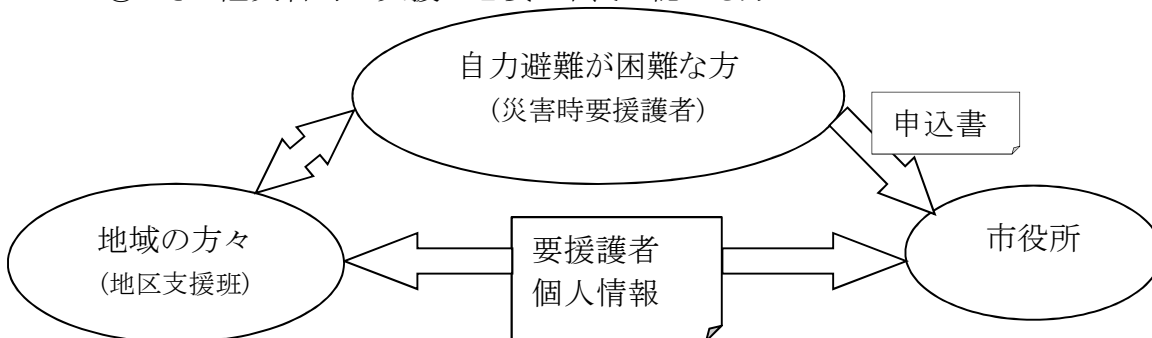
■障がい福祉課
企画グループ
TEL 632-2353
FAX 636-0398

＜対象者＞

高齢者(概ね65歳以上)や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)が登録できます。

※在宅で生活している方が対象となります。

- ① 要介護3以上の高齢者
- ② 「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
- ③ 身体障がい者手帳1・2級所持者
- ④ 療育手帳A・A1・A2所持者
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 障がい者福祉サービスを受けている難病患者
- ⑦ その他災害時の支援が必要と市長が認める方



※ 市役所と地域の方々の間で、個人情報の取扱いに関する協定を結び、情報を共有します。

(3) 防災情報のメール配信サービス

宇都宮市では、市に関係する気象警報等の発表や避難情報（避難指示等）発令などの防災情報をメールで配信しています。メール配信サービスを利用することで、聴覚障がいのある方は文字情報として、視覚障がいのある方は携帯端末の音声読み上げ機能による音声情報として、すばやく情報を得ることができます。

■危機管理課

TEL 632-2052

FAX 632-7123

<メール配信登録方法>

- ① お使いの携帯電話やスマートフォンで右のQRコードを読み取ります。

※QRコードを読み取れないときは？

インターネットで「宇都宮シティガイド(市公式サイト)」にアクセスし、「メール配信サービス」を選びます。

【アクセス方法】

- 1「宇都宮シティガイド」で検索
- 2「宇都宮シティガイド」のアドレス入力
<http://utsunomiya.mwjp/>



- ② 「メール配信サービス」の登録サイトが表示されましたら、「登録はこちら」を選びます。
- ③ メール作成画面が表れ、あて先が自動的に入力されますので、何も入力せずメールを送信します。
- ※ 本文を入力しないとメールが送信できない場合は、スペース(空白)等を入力して送信してください。
- ④ しばらくすると市からメールが届きます。

※市から登録用の返信メールが届かない場合には

原因：迷惑メール防止機能で指定したアドレスからしか受け取らない設定をしていることが考えられます。

解決方法：@utsunomiya.mwjp.jp からのメール受信を許可してください。

機種により、設定の仕方が異なりますので、詳細はお使いの携帯電話の販売店にご相談ください。

- ⑤ 返信されたメールを開くと、「下記のURLへアクセスしてください」と表示されますので、選んでアクセスします。
- ⑥ サービスへの本登録画面が表示されますので、「防災情報」を選択し、登録ボタンを押します。
- ⑦ 「ご登録を受け付けました」という画面が出ましたら、登録完了です。

11 税金等の控除・減免

(1) 税金の控除・減免

① 所得税・住民税の所得控除

所得税、住民税の所得金額から、所得控除として控除額を差し引くことができます。(障がい者手帳を取得した年分の申告から対象)

確定申告の場合

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

源泉徴収の場合

■勤務先の給与担当

■市民税課

TEL 632-2233

種 類			控除額		
			所得税	住民税	
障がい者 控除(※)	障がい者	本人又は 同一生計 配偶者・ 扶養親族	・身体障がい者手帳の等級が3～6級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がB1・B2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が2～3級の方 など	27万円	26万円
	特別 障がい者		・身体障がい者手帳の等級が1～2級の方 ・知的障がい者療育手帳の等級がA1・A2の方 ・精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級の方 ・「障がい者控除対象者認定書」(87ページ参照)の交付を受けている方など	40万円	30万円
	同居特別 障がい者	特別障がい者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかの同居を常に行っている方	75万円	53万円	

※ 障がい者控除は、16歳未満の扶養親族及び合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者についても適用されます。

② 住民税の非課税

その年の1月1日現在で、以下に該当する方は住民税が非課税になります。

内 容	税 額
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方	非課税

■市民税課

TEL 632-2233

③ 相続税

内 容	金 額
障がい者控除 (精神または身体に障がいのある者などが相続した場合)	障がいの程度や年齢に応じて控除

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

④ 贈与税

内 容	金 額
特定障がい者を受益者とする特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権	6,000万円(特別障がい者以外は3,000万円)まで非課税

■宇都宮税務署

TEL 621-2151(代)

⑤事業税

内 容	金 額
視力障がい者(失明または両眼の視力が矯正視力0.06以下の者)が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう等その他医業に類する事業	課 税 対 象 外

■宇都宮県税事務所
TEL 626-3018

⑥軽自動車税種別割

- ア. 減免の申請は納期限前7日までです。
減免は、自動車税・軽自動車税をとおして、障がいのある方1人につき1台です。
- イ. 対象となる車は次のとおりです。

■税制課
TEL 632-2205
FAX 651-5165

- 障がい者が納税義務者であり、本人、生計を一にする方または常時介護する方が運転する車
- 障がい者と生計を一にする方が納税義務者であり、同生計を一にする方が運転する車
- 障がい者を常時介護する方が納税義務者であり、同常時介護する方が運転する車

障がいの区分	障 が い の 級 別
視 覚	1級から4級までの各級
聴 覚	2級および3級
平 衡	3級
音 声	3級(咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)
上 肢	1級および2級
下 肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体 幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	
上肢機能	1級および2級
移動機能	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心 臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小 腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級
知的障がい	重度の知的障がい(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級
○生計を一にする方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の用に供するものであることが必要です。(通勤、通学、通院、生業等)	

⑦(軽)自動車税環境性能割免除および自動車税種別割減免

身体障がい者手帳等の級別の表示が1級の方、または、障がい者が下表の障がいの級別に該当する方には、申請により、(軽)自動車税環境性能割の免除および自動車税種別割の減免が受けられる制度があります。

■ 県自動車税事務所
TEL 658-5521
■ 宇都宮県税事務所
TEL 626-3029

障がい区分	障がいの級別
視覚	1級から4級までの各級
聴覚	2級および3級
平衡	3級
音声	(障がい者本人が運転する場合のみ) 3級(喉頭摘出者に限る)
上肢	1級および2級
下肢	(障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
体幹	(障がい者本人が運転する場合) 1級から3級までの各級および5級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい

上肢機能	1級および2級
移動機能	(身体障がい者本人が運転する場合) 1級から6級までの各級 (生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合) 1級から3級までの各級
心臓	1級および3級
じん臓	1級および3級
呼吸器	1級および3級
ぼうこうまたは直腸	1級および3級
小腸	1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級
肝臓	1級から3級までの各級
知的障がい	栃木県で療育手帳の交付を受けている場合は、重度の知的障害(A・A1・A2)
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級

○ 個々の障がい名が上記に該当する方に限られます。障がい名の記載が2つ以上ある方は、いずれかの障がい名が上記に該当する方に限られます。

○ 生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合は、もっぱら当該身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者が同乗して使用されることが必要となります。(通勤、通学、通院、通所、生業等)

○ 常時介護する方とは、障がい者の方のみの世帯で生活する障がい者のために、継続して日常的に運転される方です。

⇒この場合、「常時介護証明書」が必要になります。(「常時介護証明書」身体障がい者および知的障がい者の場合は障がい福祉課、精神障がい者の場合は保健所保健予防課へ)

○ 心身障がい者本人が運転する場合は、当該心身障がい者本人の名義の自動車に限られます。

○ 生計を一にする方が運転する場合は、心身障がい者本人または生計を一にする方の名義の自動車に限られます。

○ 常時介護する方が運転する場合は、心身障がい者本人または常時介護する方の名義の自動車に限られます。

■ これから取得する自動車について減免(免除)申請をする場合は、個々の事例ごとに減免申請の時期および減免となる税額が異なりますので、自動車の登録前に、県自動車税事務所または、県税事務所に確認してください。

■ 現在所有している自動車について種別割の減免申請をする場合は、減免を受けようとする年度の2月末日までに県自動車税事務所または県税事務所に申請してください。なお、納期限後に申請があった場合は、申請日の翌月分からの減免となりますのでご注意ください。また、賦課期日(毎年4月1日)以降に心身障がい者となった場合で、納期限までに申請があった場合は、心身障がい者の減免要件に該当することとなった月の翌月分から月割で減免が受けられます。

■ 減免(免除)を受けられることができる自動車は、心身障がい者の方1人について1台です。

したがって、自動車税種別割または軽自動車税種別割の減免を受けている間は、他の自動車に係る自動車税種別割の減免を受けることができません。

⑧「障がい者控除対象者認定書」(税申告における障がい者控除)

障がい者手帳を所持していなくても、精神や身体に障がいのある満65歳以上の方で、その障がいの程度が、身体・知的または精神障がい者に準ずる者として市長の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

また、障がい者手帳等を所持している方(例:身体障がい者手帳3～6級相当)のうち、本制度により特別障がい者に係る障がい者控除の対象になる方も、申請することができます。

<手続き>

- 「障がい者控除対象者認定書交付申請書」を、高齢福祉課認定審査グループ、障がい福祉課福祉サービスグループ、又は各地区市民センター・各出張所にご提出ください。
- 申請ができる方は、本人、家族、成年後見人(登録証明書の写しを添付)に限ります。
- 認定された場合、「障がい者控除対象者認定書」が交付されますので、確定申告等の税の申告の際にご利用ください。

■高齢福祉課
認定審査グループ
TEL 632-2986

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2361

■市民税課
TEL 632-2233

■宇都宮税務署
TEL 621-2151(代)

(2) NHK放送受信料の免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」(下記の適用基準)に該当する場合は、NHK放送受信料の全額または半額が免除となります。

■NHKふれあいセンター
TEL 0570-077-077

<免除基準>

【全額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	身体・療育・精神のいずれかの障がい者手帳を所持している者を含む世帯構成員全員の市民税が非課税の場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合 	NHK, 生活福祉第1課・第2課
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合	NHK
年間収入が一定額以下等の別住居の学生	親元などから離れて暮らしており、以下のいずれかにあてはまる学生 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の被扶養者である場合 国民健康保険の修学特例対象の場合 経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している場合 経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている場合 年間収入が130万円以下の場合 国民年金保険料の学生納付特例対象の場合 親元などが市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合 親元などが公的扶助受給世帯の場合 ※奨学金受給、授業料免除、年間収入が130万円以下、国民年金保険料の学生納付特例の対象の学生には、親元など生計をともにする方がいない学生を含む	NHK

【半額免除】

対象	適用条件	受付窓口
障がい者	世帯主が、視覚・聴覚、重度(1級または2級)の身体、重度の知的、重度(1級)の精神のいずれかの障がい者手帳を所持し、NHKの契約者である場合	NHK, 障がい福祉課, 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター
戦傷病者	世帯主が、戦傷病者手帳(障がい程度が特別項症から第1款症)を所持し、NHKの契約者である場合	

<手続き>

免除申請書については、受付窓口に備え付けてあります。障がい者、公的扶助受給者及び戦傷病者の方で放送受信料の免除を希望される方は、市の窓口で免除事由の証明(確認)を受けてください。証明(確認)を受けた免除申請書をNHKに提出することにより、放送受信料が免除となります。

12 文化・スポーツ活動の充実

(1) 点字図書館・聴覚障がい者情報提供施設 図書・録音図書

視覚障がい、聴覚障がいのある方に各種の情報提供(点字(録音)刊行物・字幕(手話)入りDVDの貸し出しなど)やコミュニケーションの支援を行う施設です。

施設名	郵便番号	所在地	連絡先	運営主体
とちぎ視聴覚障害者情報センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ2階	TEL (621)6208 FAX (627)6880	(社福)栃木県社会福祉協議会

(2) 障がい者福祉センター

障がいのある方に対して生きがいづくりや仲間づくりを主な目的として、創作活動や機能訓練、社会適応訓練などに関する講座を実施する施設です。

施設名	郵便番号	所在地	連絡先	指定管理者
宇都宮市障がい者福祉センター	320-0806	宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内2, 3階	TEL (639)1050 FAX (639)1052	(社福)宇都宮市社会福祉協議会

(3) サン・アビリティーズ

障がいのある方の教養、文化および体育の向上を図り、社会参加を促進するための施設です。障がいのある方が優先的に使用でき、宇都宮市外在住の方も使用できます。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	指定管理者
宇都宮市サン・アビリティーズ	321-0112	宇都宮市屋板町251-1	(656)1458 (FAX共用)	労働者協同組合 労協センター 事業団

<使用できる施設>

体育館、研修室、機能訓練室、多目的ホール、教養娯楽室、ミーティングルーム、音楽室、相談室、図書コーナー、談話コーナー、男子・女子更衣室(ベビーシート)、男子・女子シャワー室、バリアフリートイレ(オストメイト対応)

<開館時間>

火曜日～土曜日 午前9時～午後9時
日曜日・祝日 午前9時～午後5時

<休館日>

毎週月曜日(休館日が祝日のときは、翌日が休館日となります。)
12月29日～翌年1月3日

<使用料>

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者の方1名、障がい者団体などは全館無料でご使用いただけます。

(障がい者以外の方は有料(図書コーナー、談話コーナー、機能訓練室を除く。), 料金等詳しくは同館へお問い合わせください。)

<使用申請>

■障がいのある方は、使用日の属する月の3ヶ月前から当日まで(休館日は除く)に、障がい者以外の方は、使用日の属する月の1ヶ月前から当日までに、サン・アビリティーズに直接または電話・FAXで申請してください。なお、障がいのある方は、ご使用の際に、各種障がい者手帳をご提示ください。

ボランティアセンターグループ一覧

宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL:636-1285 FAX:634-2870

E-mail:miva-vc@ap.wakwak.com

2024/4/1現在

No.	団体名	代表者	活動内容
1	ウツノミヤ 宇都宮ボランティア協会	マツモト 松本 カネ子	1. ボランティア活動についての相談事業 2. 研究会、対外研修、新年・運動交流会の開催 3. 機関紙「はこべ」の発行(年3回) 4. 各種街頭募金 5. 国際交流、社会福祉協議会、学校、行政との共働・交流 6. 福祉まつり・独り暮らし高齢者の一日招待会の開催 他
2	フェイス V・Gすずめ	マツモト 松本 カネ子	福祉全般、町づくり、居場所の運営、青少年の健全育成
3	ウツノミヤシンカクショウガイシャフクシキョウカイ 宇都宮市視覚障害者福祉協会	オノ 小野 知良	会員同士の親睦。チャリティマッサージ。宇都宮市職員互助会カフェテリアプラン事業の利用権の集計・請求他
4	おはなしきゃらばん つぼみ座	オギス 萩巣 美佐	人形劇、パネルシアターなどの巡回公演及び練習。
5	ウツノミヤコウセイホゴジョセイカイ 宇都宮更生保護女性会	ヒロセ 廣瀬 ミチ子	青少年の健全育成、非行防止活動、児童養護施設訪問
6	ニッサトダンチ 新里団地ゴールドクラブ 合唱団	セキネ 関根 タダヨシ 忠義	施設などを訪問し、コーラスやダンスなどを提供する
7	テナヤク 点訳ボランティアサークル「スイートピー」	ヨシダ 吉田 ヒロコ 博子	書籍、書類等の点訳 出前福祉共育講座のアシスタント
8	フクシ ゲキダン 福祉劇団 やすらぎ	ナガシマ 長島 ジョウセイ 丞生	舞踊、唄、お芝居、マジック等のボランティア訪問による演芸披露。主に老人会、自治会、老人ホーム、デイサービスセンター病院、障がい者施設等。
9	ニッポンアクティブライフクラブ 栃木拠点 ナルク栃木「とちの実会」	クロカワ 黒川 リョウコ 良子	・周辺の掃除 ・どんぐり育苗出前授業 ・思いやり教室開催 ・日本舞踊、民話、コーラス、唄 ・傾聴 ・乳児のあやし、おもちゃ等の清掃・消毒
10	エスディーオー SDOサポート27	マツウラ 松浦 マサオ 正夫	老人介護施設での傾聴活動
11	ソウゴウ 総合グランドお掃除ボランティア	カワセ 川瀬 ユキオ 幸雄	総合グランド清掃活動
12	ケイチャウ 傾聴ボランティア きずな	ヤマモト 山本 カズコ 和子	施設を訪問し、傾聴する
13	ミナミトシヨカンリョクカドコウカイ 南図書館緑化同好会	キタヤマ 北山 ハチロウ 八郎	花壇及び樹木芝生等の植栽・除草及び維持管理
14	オンヤク 音訳ボランティアグループ 風	ツツイ 筑井 ゆう子	音の情報誌「風のさんぽみち」の発行。情報誌利用者との交流、「まちぴあ」デイジー版発行、勉強会の開催など
15	ミヤ ウチコ 宮の内子ども見守り隊	キクチ 菊池 タカシ 孝利	子供下校時の見守り

16	エスピーオーハウジングウツノミヤ NPO法人宇都宮まちづくり推進機構	スカ 須賀 英之	釜川美化活動(花植え・清掃活動)
17	ことぶきハーモニカアンサンブル	フクガワ 福川 正勝	外国人とのハーモニカ交流 バンバ広場出演、老人施設での活動
18	とちぎいやしの園芸研究会	フクイ 和久井 隆	高齢者福祉施設(ケアハウスなど)における園芸 活動の支援
19	テング チョウ 天狗町ほのぼの会	ムクタ 椋田 了	高齢者福祉 慰問
20	トチギケンコ 栃木県子ども総合科学館	カミヤマ 神山 正幸	天体観望会(星をみる会)、おりがみ教室
21	サロンほっと! 歌声・シネマ	ウメキ 梅木 猛	築瀬10丁目自治会員及び他地域の方々へ歌声 と映写会の支援活動
22	ケイチョウ 傾聴こだまの会	ナカムラ 中村 長司	傾聴ボランティア
23	セイキョウ 生協ふたば診療所ボランティアの会	カナダ 金田 みな子	通所リハビリ利用者との交流やお茶の提供及び 傾聴
24	ケンシュウカイ フラ研修会	ヒサカワ 久川 孝	老人施設などを訪問し、フラダンスの発表や指導 を行う。
25	オンヤク 音訳ボランティア「ひかり」	スズキ 鈴木 利津子	・地区情報誌かわちの音訳、デイジー製作、発送 ・個人依頼による雑誌の音訳、デイジー製作、発 送
26	シカクショウガイシヤシエン 視覚障がい者支援グループ スカイベ リー	アライ 荒井 啓子	点訳、支援、勉強会、会員相互の交流など
27	テンヤク 点訳グループ てんとう虫	イヱ 入江 有子	点訳、校正
28	セイシンホケンフクシ 精神保健福祉ボランティアそよかぜ	ナカノ 中野 滋	社会福祉法人ふるさとジョアン支援(作業補助、 交流会、行事参加)、県立岡本台病院にて洗濯 物整理、会員親睦会、各種研修会等参加
29	テンヤク 点訳ボランティアサークルかたつむり	ワダ 和田 さおり	広報うつのみやの点訳、絵本・児童書・一般図書 の点訳、出前講座の手伝い 等
30	グリーンクラブ	オカダ 岡田 美智子	公共施設の花壇などへの植栽および維持管理活 動
31	タカラギホイクエントショ 宝木保育園図書ボランティア	ワタナベ 渡邊 好造	宝木保育園に訪問して絵本の貸出する 宝木保育園の年間行事に参加し、応援する。

32	アフリカダンス・シルバ ^{ソク} 族	ナカムラ マサオ 中村 政雄	施設でのアフリカダンスを通しての交流
33	さぎ草 ^{ソク} パソコンクラブ	ノノヤマ ヒロノブ 野々山 碩延	パソコン教室
34	ショウ 手話サークル・コスモ	ハセガワ カン 長谷川 隆	手話の学習会、聴覚障がい者との交流と情報提供
35	テイキョウダイガクボウサイ 帝京大学防災ボランティアERSU	イシカワ モモカ 石川 百香	東北遠征、防災イベントの開催、各種イベントの参加
36	カシバイ 紙芝居マロニエ	モリ アキコ 森 明子	紙芝居に関する研修、紙芝居の上演(高齢者福祉施設等)
37	イッパンシャダンホウジントチギケンシンキョウシカイ 一般社団法人栃木県鍼灸師会	タカヒデ ヨシユキ 高秀 喜幸	市保健センター・子育てサロンにて「親子スキンタッチ教室」で親が子に行うツボ健康法による健康管理・増進に向けた活動。各種イベントで鍼灸無料体験・健康相談など。
38	トクテイヒエイリカヅウホウジンジリツセイカツ 特定非営利活動法人自立生活センター とちぎ	サイノウ ヤスオ 齋藤 康雄	相談支援、ピアカウンセリング、自立生活プログラム
39	ショウ 手話サークル すいすい	ヤマナカ ユウジ 山中 佑二	手話の勉強(ろう者・難聴者とのコミュニケーション)、福祉の祭典参加
40	よりそいボランティア「ひまわり」	ネモト アイコ 根本 愛子	宇都宮シルバーホームへの月1回の訪問。入所者様と歌を歌ったり手品をしたり、デイサービスに月2回訪問して、絵手紙の指導をしている。
41	エスジーシー スコヤカ SGC「健」	マスフチ アキオ 増渕 明男	会員相互による練習会及び特老などの施設訪問・演芸ボランティア
42	ケイチョウ 傾聴ボランティアグループふくみみ	ヨシカワ ユミコ 吉川 由美子	施設を訪問して傾聴活動を行う
43	ヨコカワチク 横川地区こどもとふれあ ^{カイ} う会	カワシマ カズコ 川嶋 和子	防犯活動、環境美化、体験活動、居場所作り、健康づくり等
44	ハーモニカクラブG ^{ジーフラット} b	ヤマガタ テツオ 山形 哲夫	ハーモニカ演奏による慰問活動
45	ナツ ウタ ^{カイ} 懐メロ唄おう会	ヒラノ ヨウコ 平野 洋子	施設を訪問し懐メロを一緒に唄う
46	カヨウ ゲキダン、ワカ 歌謡劇団”若”	ワカバヤシ アキラ 若林 彰	高齢者施設を訪問し、歌・踊りを行う
47	シャカイフクシ 社会福祉シェイクハ ^{トモ} ンズ友 ^{カイ} の会	ナカヤマ マサコ 中山 昌子	プルタブ・使用済み切手・エコキャップ収集活動、施設訪問、交流活動

48	ショフ 手話サークル「北斗星」 ホクトセイ	イシカワ ヒロミ 石川 裕美	地域の町で障がい者との手話の学習、交流
49	ウツノミヤラクゴケンキョウカイ 宇都宮落語研究会	イノウエ マサユキ 井上 匡幸	視覚障がい者観賞用落語テープを作成するための落語会を行う。
50	こすもす会 カイ	ムラタ ユウコ 村田 裕子	篠井地区のひとりぐらし高齢者に手作り弁当を作り宅配、安否確認を目的としている。(希望者のみ)
51	バンド Band どんぐりころころ	マツオカ シンイチ 松岡 信一	施設などを訪問し、バンド演奏を行う。(童謡や抒情歌、ナツメロと一緒に歌うことで、元気になってもらう活動)
52	シモンケミンワ カイ 下野民話の会	ヒラノ ヨウコ 平野 洋子	民話語り、民話研修会
53	ガクフ テンヤク 楽譜点訳「アモーレ」	マツモト ケイコ 松本 恵子	楽譜の点訳
54	えんゆう会 カイ	ナカガワ キョウコ 中川 今日子	宝寿苑 年2回慰問
55	ケイチョウ 傾聴ボランティア「ささやき」	サワダ アキコ 澤田 璋子	傾聴ボランティア
56	ピースうつのみや	タナカ カズノリ 田中 一紀	昭和20年の宇都宮空襲の体験の記憶を原点とし、その惨禍を通して命の尊厳と恒久平和を基調とした願いを市民に伝える語り継ぎ活動
57	ショフ 手話サークル 虹 ニジ	アラカワ ヒロヨ 荒川 啓代	手話の学習・交流、福祉の祭典
58	ショフ 手話コーラス「瞳」 ヒトミ	キタノ アイコ 北野 愛子	手話コーラスの発表
59	ウツノミヤシンタイフジユウジヤフボノカイ 宇都宮市肢体不自由児者父母の会	ヤマザキ トミコ 山崎 富子	療養訓練、お楽しみ会、福祉の祭典への参加、福祉わかめ、愛の絵ハガキ
60	キンユウカイ 琴友会	スズキ アケミ 鈴木 明美	大正琴の学習(演奏活動)
61	ウツノミヤシセキジュウジホウサンカワチブンダン 宇都宮市赤十字奉仕団河内分団	ノノエ アイコ 野添 愛子	日赤奉仕活動
62	トチギ ミンワカタ 栃木の民話語り かまどの会 カイ	モリシゲ ナオキ 森重 直樹	ふるさと栃木に伝わる民話を学校、地域、老人会施設などで語り伝えるボランティア、学校支援活動
63	ヨウヤクヒッキ 要約筆記サークルすず	ヤスタ フサヨ 安田 房代	①要約筆記に関する学習会 ②関係団体への協力・情報提供及び交換 ③会員の交流 ④聴覚障がい者への支援及び交流

64	エヌエーウツノミヤ NA宇都宮グループ	オオヨシ ツトム 大吉 努	薬物依存症からの回復プログラムを使う当事者による自助を目的とした集まり
65	さぎ草ボランティア会	ツジ コウイチ 辻 孝一	河内地区5施設に対するボランティア活動 (作業・演芸活動)
66	マルヨ ③うつのみや	タケダ ユミコ 武田 由美子	要約筆記派遣、ボランティア活動、聴覚障害者への文字による情報保障、県要約筆記養成講座への協力、難聴者・難聴協との交流、要約筆記周知活動他
67	エヌエー NAうさはなグループ	オオヨシ ツトム 大吉 努	薬物依存者の女性当事者による自助グループ ミーティング
68	イチゴクラブ	オオタ タツヒコ 太田 達彦	書籍の点訳・点訳の体験指導
69	オンヤク 音訳ボランティアグループひばり	イトウ マコト 伊藤 真弓	個人依頼による週刊誌の音訳
70	ゲキダンサンジュウロクケイ 劇団三十六計	トダゴウ 戸田 古道	中学校を中心とした、薬物乱用防止啓発演劇の上演訪問など。
71	かわちシヨウシヤトモカイ かわち消費者友の会	キムラ ユミコ 木村 由美子	きれいな水といのちを守るため水環境に配慮した死活の実践、廃油油からリサイクルせっけんつくりを啓発している。
72	オンヤク 音訳ボランティア「ひびき」	ヤノ アキコ 矢野 明子	・視覚障がい者のための音訳、支援活動 (主にグループ活動と個人活動) ・音訳、デージーの勉強会 ・「あなたと市議会」音訳・編集他
73	ハナノカイ 華乃会	オオタ キヨ子 太田 季陽子	施設での演芸活動 (歌、踊り)
74	デフ・みやの会	オオシマ ヒデコ 大島 英子	70歳以上の高齢者の交流活動(座談会・出前講座他)
75	パソコン要約筆記きぶな	サウ リコ 佐藤 典子	聴覚障がい者への情報提供のためのパソコン要約筆記活動を主とし聴覚障がい者並びに会員相互の親睦と技術の向上を図る。
76	オンヤク 音訳ボランティアグループかつこう	イタミ サチ 伊丹 左知	講師による勉強会をもとに①県立盲学校図書館の蔵書の音訳②月刊雑誌「かつこうだより」テープ版、CD版の制作③個人依頼の週刊誌の音訳④対面朗読⑤「あなたと市議会」制作
77	トクテイエイリカクツウホウジン 特定非営利活動法人 スペシャルオリン ピックス日本・栃木	タカカズ カズオ 高久 和男	知的障害者児・者に日常的にスポーツトレーニングを提供している。
78	アイシーシーブコ ICC文庫	イツキ サコ 入月 聡子	読み聞かせ、朗読、素話、腹話術 すべて手作りの人形劇、影絵、大型紙芝居、ペープサート
79	ボランティアグループ まなびば	ハラダ ミキオ 原田 幹男	1)ともだち活動 2)地域福祉の調査研究及び住民福祉活動 3)非行防止の啓発・啓蒙活動 4)栃木県保護司会等との協力活動 5)各種街頭募金に参加・協力

80	セイシンホケン 精神保健ボランティアかたくりの会	イケダ エ 池田 とし江	精神障がい者の方との交流、居場所づくり、NPO 法人へのボランティア
81	シュワ 手話サークルかたつむり	ナカザワ 中澤 あけみ	手話学習・ろう者との交流
82	ボランティアグループ「クローバー」	ヤマザキ ヨシコ 山崎 良子	・傾聴ボランティア ・福祉関係イベントなどでのボランティア(模擬店の出 店等) ・障がい児・者にまつわる団体へのボランティア
83	トチギケンモウマクシキソヘンセイショウキョウカイ 栃木県網膜色素変性症協会(JRPSとち ぎ)	ヒラツカ エイジ 平塚 英治	①定例PRサロン ②定期総会 ③白杖講習会 ④散策の会 ⑤栃木県難病団体連絡協議会 ⑥その他 行事参加
84	ヒガシシュワ 東手話サークル	カノ ヒトエ 菅野 仁枝	手話の学習・ろう者との交流
85	ウツノミヤシュワツウヤクシヤレンラクカイ 宇都宮手話通訳者連絡会	ヨウマ ヒデミ 郷間 秀美	手話通訳者の技術、知識向上のための学習
86	アオゾラ 青空ノート	クワ アキコ 栗田 章子	中途失聴、難聴者に筆談で情報保障する。
87	ゼンケンソウレントチギケンケンセツロウドクミアイツノミヤシ 全建総連栃木県建設労働組合宇都宮支 部	アラカワ タカシ 荒川 隆	地域のイベント(福祉まつり)等に参加。福祉施設 の修繕奉仕作業
88	トチギケンジャクネンシヤシエンキョウ 栃木県若年者支援機構	ナカノ ケンサク 中野 謙作	若年者支援・寺子屋
89	おたすけclubぴあかん	カウ ミチヒロ 加藤 道広	精神障害ピアサポート
90	トチギケンシュワツウヤクモンダイケンキョウカイ 栃木県手話通訳問題研究会	イ コン カオリ 井腰 香織	手話や手話通訳、聞こえない人々に関わる問題 についての研究、運動。
91	シュイング・ザ・ハート	コダマ ヒロミ 小玉 裕美	オリオンスクエア・とちぎ福祉プラザ等で発表会、 ディサービス、ボランティア、手話ソング
92	うつのみやシティガイド協会 キョウカイ	フジモト ユリコ 藤本 由利子	宇都宮市内の案内
93	ヤガイカヅドウタンケンタイ 野外活動探検隊キャプテントムソーヤ	ヨコスカ リコ 横須賀 典子	小中学生を対象とした「夏の冒険キャンプ」の開催や、 地域で開催されるキャンプ活動支援など野外活動 を通して青少年交流事業を実施している。
94	がんセンター ボランティアこだまの会 カイ	ヨシケ ハルエ 吉池 春枝	外来患者さんへの案内サービス及び緩和病棟の 入院患者さんへのおもてなし、交流活動
95	NPOホウジン ショウガイシヤフクシスイシ NPO法人 障がい者福祉推進ネット ち えのわ	イケモト キヨマサ 池本 喜代正	障がい理解啓発活動 障がい者の子育てと教育に関する研修活動

96	サポートネットワーク・マロニエ	ヒロタ 久男 廣田 久男	介護生活援助方法等、各種相談事業
97	トクテイエイリホウジン 特定非営利活動法人 アイティ ITアットうつのみや	イトウ 元幸 伊藤 元幸	パソコン講習会の受託、運営
98	ペアレントトレーニングでのひら	ヤマグチ レイコ 山口 礼子	発達につまづきのある子どもへの適切な関わり方を講師を招いて学ぶ。レクリエーション活動もあり。
99	ウツノミヤカイゴシャ 宇都宮介護者の会	サンジヨウ ヤスコ 三條 安子	現在、介護している方、また携わった方、理解のある方々が介護に困っている方達の声かけ、相談、リフレッシュ旅行、つどい等を行う。
100	ニホン 日本ダウン症協会栃木支部	アイバ クミコ 饗庭 久美子	定例会・療育訓練・お楽しみ会・リトミック・勉強会・年代別活動
101	デージー デージー全文訳センターアクセス	キタザワ リコ 北澤 則子	・「広報うつのみや」「暮らしの便利帳」 「健康づくりのしおり」ほか、各種行政資料のデージー版製作(委託製作/自主製作) ・自主製作CDを視覚障がい者へ配付 ・製作を通じて音訳技術、編集技術を習得
102	タンク カイ 短足おじさんの会	ゴウマ ヤスヒサ 郷間 康久	児童養護施設の入所児童と真正面から接し、彼らに夢と希望を与え、将来の社会生活のために必要な「技」を習得してもらうための実効支援を行っています。
103	シーエービー CABアクアサポート	タナカ カオリ 田中 香織	水中運動指導、アドバイス、相談
104	イッパンシャダンホウジン 一般社団法人すまいるコンシェルジュ	タナカ カオリ 田中 香織	地域の中での相互支援のシステム作り 現在は特に女性・子供を対象に援助・企画
105	トチギケンガクセイケンケツスイシンレンメイ 栃木県学生献血推進連盟「かけはし」	フルハン タクミ 古橋 拓己	赤十字活動・献血推進
106	シャカイフクシホウジン 社会福祉法人 栃木いのちの電話	アオキ イサオ 青木 勲	電話相談による活動
107	ニッポンロウドウクミアイソウレンゴウカイトチギケンレンゴウカイ 日本労働組合総連合会栃木県連合会	ヨシナリ ツシ 吉成 剛	災害ボランティア
108	たまごクラブ	ナカジョウ マサアキ 中條 昌明	幼児から高齢者、障がいを持つ方々へのレクリエーション支援活動を年間を通じて実施
109	ショウ 手話サークル「あすか」	タヌマ ホクト 田沼 北都	手話を学び、ろう者との交流・手話啓発活動・ボランティア活動など
110	グリーン ユース とちぎ	カミジヨウ ヒロン 上條 寛	・被災地復興支援活動 ・清掃活動 ・地域、お年寄りの手伝い活動 ・植樹活動 ・防災等講演活動 ・海岸清掃
111	トチギ 栃木エイサーシンカ琉和	オカモト マサヒコ 岡本 雅彦	沖縄伝統芸能エイサーを通して、沖縄文化を知って頂く活動や地域貢献、栃木と沖縄の架け橋となる活動

112	ウツノミヤシチョウカクショウガイシャキョウカイ 宇都宮市聴覚障害者協会	カワマタ イクミ 川俣 郁美	宇都宮市の障害者を主体とする団体等をもって構成し、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。
113	きょうだい ^{カイ} 会 ^{シエイムズ} SHAMS	タキシマ マユ 滝島 真優	発達障害者を家族に持つ小学生以上の兄弟姉妹を対象に、余暇活動や互いの立場や思いを共有するための活動を行っています。
114	エスピーオーホウジントチギシヨウガイガクシユケンキョウカイ NPO法人とちぎ生涯学習研究会	シバタ リュウキ 柴田 法幸	環境保全活動・教育支援活動
115	なかよしマジック35	ミヤザキ キク 宮崎 キク	施設等での余興のマジック提供及び施設内の清掃等
116	すみれ ^{カタ} 話りの ^{カイ} 会	ワタナベ レツコ 渡邊 節子	老人施設、地域ふれあいサロン等 民話語り
117	ニホン テダマ カイ トチギケンシブ 日本お手玉の会(栃木県支部) おおるり ^{カイ} 会	エダ トシオ 枝 俊男	お手玉を使ったコミュニケーションゲーム
118	シモグリホンチョウ ミドリ 下栗本町 緑のボランティア	ウカジ キヨシ 宇梶 清	緑化ボランティア活動
119	ウツノミヤエスジージャー 宇都宮SGGクラブ	タケダ ヤスオ 武田 康夫	宇都宮を含む県全域訪問の外国人旅行客の接遇とガイド通訳活動を実施しています。
120	トクテイヒエイリ カドウ ホウジン 特定非営利活動法人とちぎボランティア ネットワーク	ヤノ マサヒロ 矢野 正広	困窮者支援活動(フードバンク)など
121	ノ ^{ハナ} の ^{カイ} 花の ^{カイ} 会	ナガハマ キョウコ 長浜 京子	傾聴ボランティア
122	ウツノミヤシヨウヒシヤトモノカイ 宇都宮市消費者友の会	ノザワ カツコ 野澤 克子	市が主催する各種イベントへの参加 出前講座を行って消費者トラブルに関する最新情報などについての啓発活動
123	イツペンシャダンホウジントチギケンチョウカクショウガイシャキョウカイ 一般社団法人栃木県聴覚障害者協会	イナガワ カズヒコ 稲川 和彦	県内在住の聴覚障害者の福祉向上
124	すみれ ^{シュワ} 手話 ^{クラブ}	アツク シンジ 安久都 信二	会員の手話の勉強を通して、ろう者とのコミュニケーションを図る
125	うた ^{ナカマ} 仲間	オオタニ フミコ 大谷 富美子	体操や歌を通じて心身の健康を維持するための活動を指導支援する。
126	ウツノミヤ キンユウカイ 宇都宮マロニエ琴友会	オガワ ケイコ 小川 圭子	大正琴演奏
127	フォークソング トモ フォークソングTOMO	イケダ タケシ 池田 猛	地域の老人福祉施設(デイサービス施設等)を訪問し、利用者とともに演奏・歌唱を楽しみながら交流を深める活動

128	タカラギ 宝木2-3ボランティアクラブ	ミヤタ ミツユキ 宮田 光進	通学路パトロール・児童公園の除草清掃・子供とのふれあい
129	ウツノミヤジヨウアイゴカイ 宇都宮城愛護会	カミオ ヲヒコ 神尾 典彦	城址公園の美化・清掃活動や、自ら企画したイベントの実施
130	うたの会	ワカバヤシ カオル 若林 薫	各施設へのボランティア訪問 (混声合唱団によるコンサート)
131	サンノサワキタ 三の沢北ボランティア	イワモト タカオ 岩本 隆男	児童の登下校の防犯・交通安全
132	ヒョウゴツカゲンキノカイ 兵庫塚元気の会	ハヤシ ミツコ 林 美津子	元気の会に参加される高齢者の見守り他
133	ビオラプリンセス	ニノ 峰子 新野 峰子	緑化活動
134	カゲエヒカリ 影絵光	ナカムラ サチコ 中村 佐知子	ほぼ毎週集まり、公演作品の製作、練習し依頼を受けた県内の保育園、幼稚園、学童保育、子供会、生涯学習センターの子育て講座等で公演活動をしている
135	エヌピーオーホウジントチギホジケンキョウカイ NPO法人栃木補助犬協会	オザキ シロウ 尾崎 史郎	障害者福祉
136	シモツケ 下野そばの会	イシカワ トシユキ 石川 利行	福祉施設・老人ホーム等そば食の提供
137	はつらつサロン ヤナゼイツチヨウメ 築瀬1丁目	キクチ ミツエ 菊池 光江	元気で生き生きとした生活が送れるような知識・運動・脳トレ・レクリエーション
138	タカラギ 宝木こぶしの会	イトウ 典子 伊藤 典子	ひとり暮らし高齢者との交流会食ボランティア
139	ウツノミヤジヨウセイダンタイレンラクキョウギカイ 宇都宮市女性団体連絡協議会	キムラ ユミコ 木村 由美子	男女共同参画社会をめざして
140	カイドウ ハヤシ タノ カイ 海道の林づくりを楽しむ会	イナガキ カズエ 稲垣 和恵	里山保全
141	エール	コダマ ヒロミ 小玉 裕美	手話ボランティア①一寸法師の障がい者担当ボランティア②保育園での手話の歌やあいさつのボランティア
142	ゲンキ 元気クラブくりのみ	オオハ リツコ 大歯 律子	地域高齢者の健康づくりを支援する。健康づくり体操、出前講座・歌・脳トレーニング・レクリエーションの会場設営・お茶買出かたづけ等・手芸の仕上げサポート
143	ふれあいサロン・西田運営スタッフ ニシダウンエイ	タノ 芳茂 高野 芳茂	「ふれあいサロン・西田」の事業の企画・運営を行う

144	テング チョウ 天狗町ふれあいサロン	キタヤマ ハチロウ 北山 八郎	宇都宮市ふれあい・いきいきサロン活動の支援
145	スガタワダイニショウガッコウガクドウアンゼン 姿川第二小学校学童安全ボランティア	ナガヤス タダシ 長安 正	学校登校日、主に月曜～金曜日朝夕砥上団地内より小学校まで子供の見守りを行う。
146	コウエンアイゴカイトウセイソウ 公園愛護会等清掃ボランティア	ナガヤス タダシ 長安 正	5月～12月まで月1回ペースで砥上団地町内会内公園を主に清掃活動
147	カストマツリ ニゴウジドウコウエン アイゴカイ 上戸祭2号児童公園愛護会	ナカムラ イサオ 中村 勇夫	公園の美化環境整備
148	エスピーオーホウジン トビヤマシヨウセキアイゴカイ NPO法人 飛山城跡愛護会	オカモト リユキ 岡本 典幸	公園内の建造物、展示物の解説、見回り、清掃
149	おしゃべりサロン ^{ミキ} 御幸が原 ^{ハラ}	フクダ シゲオ 福田 茂夫	おしゃべりサロン(いきいきサロン)の企画・運営
150	ミンワカタ フタバ カイ 民話語り 双葉の会	カノ ジュンコ 鹿野 順子	民話語り
151	タガフハナアイコウカイ 田川花愛好会	ヨウマ カズオ 郷間 和夫	田川東橋下花壇管理
152	タケンタチヨウミマモリタイ 竹下町見守り隊	サイトウ シュンコ 齋藤 佳子	脳トレ及び健康体操
153	ニシハラモリアゲ タイ 西原盛り上げ隊	イケダ タケン 池田 猛	落葉やゴミを拾う、道路の美化活動
154	ダイガクチュウオウコウウツノミヤヒガンダイチシブ シルバー大学中央校宇都宮東第一支部	スズキ セイジ 鈴木 清司	食事の配膳・移動の介助
155	ハリガヤ ナカ 針ヶ谷中さくらクラブ ^{カイ} 会	オオノ エイコ 大野 英子	サロン参加者に運動や会食会等の準備・運営
156	タケンタマチ ウンエイ 竹下町いきいきサロン ^{ウンエイ} 運営スタッフ	オオハシ リツコ 大橋 訓子	竹下町いきいきサロンの企画運営
157	ふじおか.はつらつサロン	サウ シズエ 佐藤 静江	ふじおか.はつらつサロンの運営、支援(ラジオ体操やストレッチ運動の開催)
158	ハリガヤ エ.テガミ 針ヶ谷絵手紙ボランティア	イワノ エイコ 岩戸 栄子	絵手紙(地域の独居高齢者へ)
159	ニューローズ にじいろサロン みまもり 隊 ^{タイ} クラブ	フヤ ケイコ 深谷 恵子	地域の見守り、防犯パトロール

160	ふれあいサロン ^{シモカワマタ} 下川俣	ヨシダ ミツ 吉田 美輪	ふれあいサロンの運営(健康体操、輪投げ、3B体操、講座、脳トレ、茶話会などを開催する)
161	フジ ^テ V・Gねこの手	ツボノ エツコ 坪野 悦子	高齢者施設・サロンでご利用の方が楽しく過ごしていただく為のサポート(傾聴、ゲーム、送迎、手芸、レクリエーション)
162	グリーンタウンいきいきサロン	ササキ あや子 笹本 あや子	合唱、ストレッチ、ゲーム、出前講座、イベント等
163	ふれあい・いきいきサロン ^{カフマタ} 川俣	テツカ ヨネコ 手塚 米子	サロン活動の計画・準備・実施・高齢者の送迎などの介助、唱歌やDVD上映活動、輪投げや軽い体操、3B体操の手配などの活動
164	こゝろ ^ハ の場 ^ヒ 陽だまり	ツツイ ツネ子 筒井 恒子	公民館にて健康体操を主に脳トレ、筋トレ、その他、サロン
165	ウツミヤタイコウレン 宇都宮退公連 ボランティアかわち	キクチ カツオ 菊池 勝男	宇都宮市中岡本町内「中岡本緑公園」の清掃活動
166	おちやっこ ^{カタ} 語るべ	スズキ ユキコ 鈴木 有紀子	高齢者の閉じこもりの解消&健康管理等
167	キヨハラチュウオウヨウ 清原中央小・ゆいの杜小 ^{モリショウ} スクールガード	ムロマチ マサカズ 室町 昌一	登下校時の児童の見守り活動(清原中央小)
168	ダイ 台 ^{ハイ} ツわいわいサロン	カワカミ サチ子 川上 幸子	ふれあいいきいきサロンの運営
169	おしゃべりサロン	ミヤケ レイ子 三宅 玲子	地域コミュニティセンターにてふれあいサロンの開設・運営
170	さくら ^{カイ} 会	コバヤシ アイ子 小林 愛子	豊郷中央小学校児童登下校の見守り
171	ニッサト ^{サンク} 新里三区ひまわり ^{カイ} サロン会	ハンダ マサコ 半田 正子	ふれあいサロン開催時に接待等のスタッフとして参加者様のお世話をします。
172	オカモトエキマエイク 岡本駅前一区ボランティアクラブ	カマイ フミオ 釜井 文夫	地域の高齢者にパソコン・フラダンス・コーラス・麻雀を指導する
173	タカライ ^{ダンチ} 宝井団地 いずみ ^{カイ} 会	アサミ イサオ 浅見 勇男	団地内、公園その他、美化運動、年一度夏休み前小学校の草取り運動、保育園、児童館の行事に参加
174	サロンすこやか	フジタ サダオ 藤田 貞夫	簡単なストレッチ体操、輪投げ、映画鑑賞、お手玉遊びなどサロン内の支援
175	いきいき ^{オオツカ} サロン大塚	オオモリ レイ子 大森 玲子	ふれあいを通し地域の絆を深める活動(交流活動)

176	ニシグミケンコウ 西組健康クラブひまわり支援ボランティア	ナオイ タケン 直井 健	西組健康クラブひまわりの支援
177	ナガオカ モリ 長岡の森ワーキンググループ	シンド タクキ 宍戸 基幸	長岡の森里山管理活動
178	フジミガオカ ジチカイ ボウハン タイ 富士見ヶ丘自治会防犯パトロール隊	アサマ タケン 浅間 健	富士見ヶ丘地域内の巡回と、学童の下校時見守り、夜間のパトロールの実施
179	フジミガオカ ダンチ ジチカイ ニュー富士見ヶ丘団地自治会 ボウハン タイ 防犯パトロール隊	スズキ トクシゲ 鈴木 徳重	児童生徒の見守り活動と防犯パトロール
180	ヨウロウコウリョウ カイ 幼老交流エビス会	タムラ マサシ 田村 昌司	公園、河川の美化活動、下校時の見守り、サロンの支援
181	イシイ チク カイシヨクカイチョウリハイゼン 石井地区ふれあい会食会調理配膳 ボランティア	オガワ ジュンイチ 小川 淳一	石井地区一人暮らし高齢者ふれあい会食会調理配膳ボランティア
182	シモカワギン シエン 下川岸さくらクラブ支援ボランティア	キクチ ユズル 菊池 譲	健康増進活動(体力増進・脳活性化)
183	イズミエン いずみ苑ボランティアセンター	ニシオオジ スミコ 西大路 純子	いずみ苑での清掃・演芸・傾聴
184	ユイのモリ パトロール タイ ゆいの杜パトロール隊	ハヤシ ミル 伴 実	ゆいの杜交通安全及び防犯活動
185	ミヤノウチジドウコウエンセイソウ 宮の内児童公園清掃ボランティアの会	カネコ マサコ 金子 正子	宮の内児童公園内のゴミ拾い及びベンチ周りの除草
186	ミヤモリカイ みやもり会	ナカジマ ヒロシ 中島 寛	地域貢献活動 ①ふれあいいきいきサロン活動への協力参加 ②ふれあい会食会への協力参加 ③防犯パトロールへの協力参加 ④清掃活動への協力参加
187	キヨハラジチカイケンコウ オウエンタイ 清原自治会健康づくり応援隊	コバナフトヨコ 小嶋 豊子	健康体操・脳トレ、手芸等の指導など
188	ふれあいいきいきき桜ヶ丘サロン	フジイ ヒサコ 藤井 久子	健康づくり・交流(3B体操の補助、サロン活動)
189	サツキアンゼン パトロール タイ さつき安全パトロール隊	エンドウ ヒロシ 遠藤 廣	さつき自治会内子供たちの登下校の見守りと町内の巡回
190	ニシのミヤ 西の宮シニアサロン	ミズモト タエコ 水本 妙子	高齢者ふれあい活動(いきいきサロン)の運営
191	ダイ 台ハイツにこにこクラブ	カワカミ サチコ 川上 幸子	セラバンド体操・ストレッチ・脳トレ・その他

192	ダイ 台ハイツいきいきサロン	カワガミ サチコ 川上 幸子	楽しいひと時を過ごせるよう赤ちゃんからお年寄りまで世代は問わないで交流
193	キヨハラダイアオハカダンアイゴカイ 清原台青葉花壇愛護会	ミヤザワ クニオ 宮澤 邦雄	青葉南・中央・北公園の清掃及び花壇の管理
194	オカトエキマエイツク 岡本駅前一区いきいきサロン ^{シエン} 支援 ボランティア	カマイ フミオ 釜井 文夫	高齢者のいきがい活動の計画・企画運営
195	ミドリニチヨウメフクシマモ 緑2丁目福祉見守りグループ	イノマタ ジタロウ 猪俣 治太郎	町内の巡回及び立哨等により見守り福祉活動を行う
196	ミネムコウハラ 峰向原ほっとなかよしサロン (健康 ^{ケンコウ} づくり支援 ^{シエン} グループ)	マツダ ユリコ 松田 百合子	健康増進活動の指導
197	ローズタウン ^{ジドウウエンアイゴカイ} 児童公園愛護会	キタミ マサミツ 北見 正光	自治会内公園を含め美化推進
198	トヨサト 「豊郷げんきサロン」運営スタッフ	オオシマ ユキヒサ 大島 幸久	豊郷台2丁目において「豊郷げんきサロン」の企画運営
199	オオソノシマチミマモリタイ 大曾西町見守り隊	カネコ ヒデオ 金子 英夫	大曾西町内の一人暮らし高齢者を中心に、高齢夫婦世帯、高齢者居住を見守る。
200	サンノサワキタ 三の沢北いきいきサロン	ヨシスマ テルコ 鯉沼 照子	いきいきサロンの企画と運営
201	イシイ テク 石井地区スクールガード ^{タイ} 隊	ナカヤマ セイジ 中山 誠二	登下校時の見守り、青パトでの地区内見守り
202	さわやかサロン ^{キヨハラダイイチヨウメ} 清原台1丁目	ウチノノ リョウイチ 内園 良一	さわやかサロン運営支援
203	ヒガンミネミナミジチカイ 東峰南自治会「さわやか ^{シヨクジカイ} 食事会」	イトウ タンユキ 伊藤 元幸	一人住まいの高齢者の食事会を行う。
204	ヒガンミネミナミジチカイ 東峰南自治会「ゆうゆうサロン」	イトウ タンユキ 伊藤 元幸	地域の高齢者が健康で明るく暮らせるように交流・親睦を図るためのサロンを開催する
205	ホウナン 峰南クラブ「クリーン ^{サクセン} 作戦」	キクチ コウタロウ 菊地 好太郎	自治会内の道路、空き地などの清掃活動
206	みどり野ふれあいサロン	イワノ ハジメ 岩戸 肇	サロン交流の場を通じて・健康維持・増進活動の企画・運営
207	カワチ 河内いちご ^{カイ} 会	ニノ 峰子 新野 峰子	河内地域の公共施設の緑化活動

208	タカライダンチ 宝井団地ふれあいサロン	ヤマモト カズコ 山本 和子	ふれあいサロン開催時に接待等のスタッフとして参加者様のお世話をします。
209	ここにこクラブ ^{タナカ} 田中	ナガミ キョウコ 永見 京子	地域の方の健康予防・健康づくり活動への支援活動
210	トチギケン 栃木県シルバー ^{ダイガッコウ} 大学校中央校同窓会 ウツノミヤ ^{ヒガシダイニシブ} 宇都宮東第二支部(ポイントセンター)	ノサワ トシオ 野澤 敏男	施設などを訪問し、園芸活動を行う。 地域内の清掃活動を行う。
211	ヨウトウ ^{カイ} 陽東サロンさつき会	キクチ リオ 菊池 憲夫	交流活動の運営支援
212	ふれあいいいききサロン ^{フジミガオカ} 富士見ヶ丘 ^{ウンエイ} 運営 スタッフ	アサマ タケシ 浅間 健	自治会館を使用し仲間づくりや健康づくりを実施
213	イズミ オカ ウツク ^{カンキョウ} 泉が丘の美しい環境を守る会 ^{マモルカイ}	イワクラ ケンイチ 岩倉 健一	清掃ボランティア・防犯パトロール・見守り活動
214	ヒラマツ ^{オカケンコウ} 平松ひかりヶ丘健康ふれあいサロン	イツカ トミコ 石塚 富子	健康づくりお手伝い活動
215	ニシカワダウトウブジチカイフクシカイ 西川田東部自治会福祉会	カンダ マサオ 神田 政男	地域住民の交流の場を設け、体の維持、健康づくりに貢献する。第2水曜日に介護予防教室、第4金曜日にふれあいサロン等を開催している。
216	あさがお ^{ハナ} ・花と緑の会 ^{ミドリノカイ}	カウ イサオ 加藤 勲	花と緑をベースに環境の美化、安全で安心な地域環境の整備
217	あさがお ^{タノ} ・お楽しみ会 ^{カイ} サロン	カウ イサオ 加藤 勲	サロン活動の運営・補助
218	チトセ ^{ジドウコウエンアイゴカイ} 児童公園愛護会	カネコ リオ 金子 範男	公園全般清掃・点検整備
219	ロクウウカイミマモリ ^{タイ} 六友会見守りパトロール隊	モリタ シンタロウ 森田 新太郎	清原東小学校・清原中学校の登下校の見守り
220	サンアビボラ ^{リョウカ} 緑化クラブ	キクチ タカオ 菊池 孝夫	花壇及び樹木等の植栽、除草、維持管理
221	いきいきサロン ^{フジミガオカ} ニュー富士見ヶ丘	クノ カズコ 桑野 和子	いきいきサロンの企画と運営
222	サロン ^{シエン} ひまわり支援グループ	ヤマダ タカシ 山田 孝志	いきいきサロンの企画と運営、毎月第三水曜日公民館にて体力維持、脳トレ、ラジオ体操
223	キヨハラ ^{ダイニチヨウメ} 清原台二丁目ふれあいサロン	マツヤマ アキオ 松山 昭夫	いきいきサロンの企画と運営

224	サロンこぶくろ ^{ウンエイ} 運営スタッフ	サエキ 陽子 佐伯 陽子	いきいきふれあいサロン運営
225	チャレンジ教室 ^{キョウシツウンエイ} 運営スタッフ	ヌマオ 房子 沼尾 房子	チャレンジ教室の運営
226	オオゾサンクジチカイ 大曾三区自治会 ^{タセダイロウリュウカクドウ} 多世代交流活動グループ	ヨツカ タツジ 横塚 達治	多世代交流・健康の集い各種お祭りや大会
227	サロン・わかまつ原 ^{ハラ}	カブモト トシオ 株本 俊夫	高齢者福祉 交流活動(サロン支援)
228	ムコウハラ 向原ふれあいサロン	ノザワ トシヒコ 野澤 俊彦	高齢者の介護予防と健康維持活動を支援
229	マック MACふれあいサロン	スズキ トミオ 鈴木 登美男	ふれあいサロン支援
230	ヒラマツウダイニシジチカイ 平松宇大西自治会 ^{ウダイニシ} ・宇大西ふれあいクラブ・スタッフ	タキ ヒロユキ 滝 博行	ふれあいクラブ活動指導推進・自治会内政背負う活動・高齢者見守り活動
231	にこにこサロン	ツカネ シゲオ 則包 茂雄	自治会の高齢者を集め、健康増進を図る
232	キヨハラジチカイコウレイシヤミモリタイ 清原自治会高齢者見守り隊	クサキ ヨシコ 黒崎 芳子	高齢者の声掛け見守り
233	ナガオカ 長岡ふれあいサロン	ネモト 孝行 根本 孝行	サロンの運営
234	サカツラ 逆面 ^{カイ} にこにこ会	ヨシダ エミコ 吉田 恵美子	サロンの運営
235	サロンたんぽぽの ^{カイ} 会	イムラ トコ 飯村 利子	介護予防のための支援活動
236	ヒガン 東ゆうゆうサロン	ヤナギハラミル 柳原 實	健康づくり活動の支援
237	カマガワ 釜川 ^{ハク} から育む ^{カイ} 会	ナカムラ シュウ 中村 周	以下の企画ならびに運営を行う①釜川の源流を巡るワークショップ②定期的な勉強会③写真や模型等を用いたディスカッション④歴史や文化から釜川を紐解くシンポジウム
238	キラライ 希楽々 ^{カイ} 会	イウエ テツ 井上 哲	越戸北自治会600世帯「37班」のうち、「21班A.B 22班A」の高齢者安否、帰宅の学童の見守り、情報収集など
239	ブックフレンズきよはら	シンボ 亜子 神保 あや子	・幼稚園・保育園・小学校などでの読み聞かせ、紙芝居、歌を歌ったり軽い運動 ・福祉施設への慰問活動

240	げんき活動 ^{カドウ}	イノセ 猪瀬 芳雄 ^{シオ}	公民館内外・ちびっこ広場の清掃・除草
241	カトレア会 ^{カイ}	モトハシ 本橋 洋子 ^{ヨウコ}	介護予防の為の支援(ストレッチ・呼吸法・笑いヨガ・口の体操など)
242	ウクレレワイキキ	ウメハラ 梅原 和子 ^{カズコ}	ウクレレ、ギター演奏で、高齢者施設の慰問
243	チュウオウチク 中央地区ふれあい・いきいきサロン ウンエイ 運営スタッフ	シハラ 篠原 秀夫 ^{ヒデオ}	ふれあいいきいきサロンの企画・運営
244	トウブシモハラジチカイ 東武下原自治会シニアサロンスタッフ	イツカ 飯塚 富士雄 ^{フジオ}	介護予防教室の支援・サロンの開催
245	ハッピースマイル	ワタナベ 渡辺 キムキ公之 ^{キムキ}	マジックなど創作活動を通じ、成果を高齢者施設にて発表
246	ナツボ 奈坪ニュータウン 悠遊会 ^{ユウユウカイ}	ヤマシタ 山下 勝 ^{マサル}	団地内外の清掃活動
247	ここにこクラブ ^{ザルウチウンエイ} 申内運営スタッフ ^{カイ} 会	アイハラ 藍原 ヤスキチ安吉 ^{ヤスキチ}	高齢者福祉と健康維持(65才以上) 「ここにこクラブ申内」の健康づくり活動支援
248	トチギケン 栃木県シルバー大学中央校 ウツノミヤ ミナマイチシブ 宇都宮南第一支部 いきいきシルバー	ミヤタ 宮田 エイスク栄作 ^{エイサク}	施設内車椅子の手入れ、清掃、屋外の草取り、枝剪定等
249	レッドパイン	オオツカ 大塚 カネユキ周之 ^{カネユキ}	戸祭山緑地管理
250	スイヨウカイ 水曜会サロンスタッフ	マエハラ 前原 スミ子 ^{スミコ}	高齢者福祉と健康維持 「水曜会サロン」内の健康づくり活動支援
251	ワラザ 藁座の会 ^{カイ}	カモ 加茂 トシコ紀子 ^{トシコ}	月1回介護施設(而今・おおぞ)他施設等で民話語り、歌に合わせ軽い体操、ギタークラブとコラボで歌を歌う。
252	ニイヤ 新谷あおぞら会 ^{カイ}	カウ 加藤 ヒサオ久雄 ^{ヒサオ}	新谷あおぞら会の活動支援
253	ドウヨウ カイシエン 童謡の会支援グループ	ナガイ 永井 ヒサシ久司 ^{ヒサシ}	「童謡・抒情歌を歌おう会」運営支援のための計画と準備・片付け等
254	トヨサト コト 豊郷琴クラブ	オオタ 太田 タカオ隆夫 ^{タカオ}	老人福祉施設等に訪問し、歌詞カードのファイルを貸し出して、大正琴を演奏し、一緒に歌ってもらう。
255	イワノマチヒガシサンクボウハンボウサイ 岩曽町東三区防犯防災パトロール部会 ^{フカイ}	ヨシナガ 吉永 ツネオ恒生 ^{ツネオ}	地域内防犯防災パトロール

256	ジョイフルサロンオカ ^{シエン} 支援ボランティア	久保 トオル 久保 徹	ジョイフルサロンオカの健康増進活動の支援ボランティアを行う
257	なでしこボランティア	野間 シゲ勲 野間 重孝	外来・入院患者さんのサポート、フロアサービス、院内デイケア、タオルたたみ、絵本読み聞かせ
258	サンキュー 39フォークダンス	矢吹 トシコ 矢吹 敏子	フラダンス、社交ダンス、フォークソング、フォークダンス、お芝居等をデイサービスで披露
259	手話サークル「コスモス」	黒崎 マツエ 黒崎 マツエ	手話勉強会&交流会(難聴者、ろう者、健聴者が手話を学びながら親睦を図り、共に支え合って生きることを目指しています)
260	フォーシーズン	岡本 エツコ 岡本 悦子	地域住民交流(高齢者・障がい者・子供の世代間交流)
261	エスピーオーホウジンコガシヤママモロウカイ NPO法人古賀志山を守る会	池田 マサオ 池田 正夫	宇都宮県立自然公園地域の環境整備活動、保全活動、啓発活動
262	双葉二丁目自治会館内防犯パトロール	篠原 ヒロユキ 篠原 宏之	双葉2丁目自治会内の防犯パトロール
263	栃木県社会人献血推進団体 レッドクレーン 「Red Crane」	恩田 ナナ 恩田 菜奈	栃木県内のショッピングモール等での献血推進活動、活動に向けた定例会
264	ねっこの会	藍原 ヨウコ 藍原 洋子	独居老人のお弁当づくりと会食 道路の美化
265	上町サロン運営スタッフ	鈴木 ヨシエ 鈴木 良枝	サロン参加者へのサポート 机・椅子など配置、片付け、茶菓用意等の支援
266	ギター・ボーカル・スマイル22	佐藤 トモイチ 佐藤 智一	ハーモニカの奏法を学び個人の成長をはかると共に施設訪問などの交流活動
267	宇大南夜間パトロール隊	齋藤 マサユキ 齋藤 正行	町会巡回による防犯、防犯灯確認
268	子どものみらい応援隊	岩崎 ショウタロウ 岩崎 翔太朗	子ども塾、子ども食堂
269	傾聴ボランティアグループ心のまど	高橋 カズエ 高橋 一枝	視覚障害者による傾聴グループ
270	サロンふくじま支援ボランティア	平野 ヒデオ 平野 英雄	サロン支援活動
271	幼老交流恵比寿東会	蕪木 カツイ 蕪木 カツイ	公園の除草作業・下校時の見守り

272	ウツノミヤ 宇都宮ふまねっこの会	マツオカ ミツシゲ 松岡 光茂	床に敷いたネットをゆっくりステップし、ネットを踏まないように歩くステップの習得ではなくゆっくりステップすることにより、脳の活性化につなげ、ステップの練習を通じて交流が図られ、健康づくり、予防介護、認知症予防の効果に繋げる
273	タクジ 託児ボランティアのしい	テツカ タカエ 手塚 功枝	篠井生涯学習センター主催の子育てサロン参加者のための託児ボランティア
274	ミドリオン 緑四いきいきサロン	ウエノ ヒデオ 上野 秀雄	自治会内の会員の居場所づくり
275	ウツノミヤ ともしびプロジェクト宇都宮支部	オノツカ ユカ 小野塚 夕佳	東日本大震災風化防止のためのキャンドルイベント、防災教育、人権・福祉共育のための講演会、東北オンラインガイドツアー開催など
276	ウツノミヤ まちなかメディカルカフェin宇都宮	ヒラバヤシ 平林 かおる	がん患者・家族の悩み相談・患者同士の語らいの場の提供
277	ヒガシハラマチミナミ 東原町南ふれあいけやき会	カウ フミコ 加藤 文子	花壇の清掃、維持管理および四季折々の花を育てる
278	ジーエーウツノミヤ GA宇都宮	オオヨシ ツトム 大吉 努	ギャンブル依存症者本人たちによるわかちあい、ミーティング。依存症からの回復を目指す。ギャンブルに頼らない自立した生活のサポート。
279	カウ ゆうゆう会	ノザワ ヨシコ 野澤 好子	わいわい道場宿の環境整備
280	エヌビーオーホウジュウダン NPO法人集団ストーカー組織犯罪撲滅 スインレンゴウカイ 推進連合会	ヒラヤマ ヨウジ 平山 弘知	一個人に対し、不特定多数の集団が悪評の流布やプライバシー侵害等の嫌がらせを行う「集団ストーカー」という犯罪について啓蒙活動を行う。
281	ジュシャカンチュウガク とちぎ自主夜間中学	カワムラ シゲル 川村 滋	義務教育を十分に受けられなかった人、高校進学をめざす外国人生徒など多様な人が学びに来ています。一緒に応援しませんか？
282	ヨウコウチク 陽光地区ささえあい会	ホンダ ヨウイチ 本田 洋一	高齢者の皆さんが日常生活で困っている「草むしり」や「買い物」「電球交換」を無償で支援する取り組みです。趣旨に賛同してくれた約60人のボランティアが活動しています。
283	ミドリ オカチイキ 緑が丘地域ふれあいセンター	オオガキ シゲアキ 大垣 重昭	日常生活のちょっとした困りごとを、地域住民同士が有償ボランティアとして対応します。
284	ミユキガハラチクササエアイクョウギカイ 御幸ヶ原地区支え合い協議会	フクダ シゲオ 福田 茂夫	御幸ヶ原地区に住んで良かった。住み続けたいまちをめざしています。
285	イシイチク ム 石井地区向こう三軒両隣り協議会 「あったか」	キクチ ヨシオ 菊池 芳夫	地域住民による、お互い様の精神で、支え合い助け合い、必要とされる日常生活支援サービスを行う。
286	ホソヤ カミトマツリチイキ セイカツシエンキョウギカイ 細谷・上戸祭地域生活支援協議会	タカノ エミコ 高野 恵美子	生活支援・災害時要援護者支援
287	ミヤ シエン 宮っこ支援センターSAKURa	タカハシ オサム 高橋 治	地域のこどもの居場所を作り、家庭や学校以外の第三の居場所を提供すること 子ども食堂地域のこどもに食の支援を行うこと

288	オンヤク 音訳テクニカルサポート Ravi	ヒヤマ トモコ 檜山 知子	音訳活動に携わるボランティア等に対しサポートを行うグループです。処理・調査・デージー製作等、音訳活動全般に関する助言や技術提供を行います。音訳講習会、デージー講習会への講師派遣も行います。
289	ウツノミヤダイガク ショウ ジ シエン 宇都宮大学障がい児支援サポート ノバー NOBA	オオシマ アイカ 大嶋 愛加	障がいの有無に関わらず、楽しく過ごせるインクルーシブな世の中を作っていきます。
290	ウタ ヒロバ 歌の広場	カトウダ シゲル 河東田 茂	昭和40年代から50年代前後に歌われた童謡唱歌や懐かしい曲を楽器の伴奏で楽しく歌い、健康を促進させる
291	オトコジユク はりがや男塾	ヤマモト アキラ 山本 章	介護施設や子ども食堂に寄付するための野菜作りや施設等の行事参加
292	フクシキョウリョクカイ すみよし福祉協会の	カナガミ ケイコ 金神 圭子	地域の高齢者見守り活動 「サロンすみよし」企画運営により地域住民の交流 地域活性化・美化活動
293	オトゴコロ オカリナー音心	ワカイロ サダコ 若色 貞子	オカリナーの練習・訪問活動
294	ニシカワダ トウブ 西川田東部ウォーキングクラブ	ミサワ サダオ 三澤 定夫	周辺道路をウォーキング及び公民館で輪投げ・体操の支援
295	シュワ ホクトセイ ヨル プ 手話サークル北斗星 夜の部	ウガジン マモル 宇賀神 守	手話の学習・ろう者との交流
296	セイカツシエン ソシキ 生活支援ボランティア組織 ヒガシ 「東にここにサポートセンター」	コジマ ヒロヨシ 小島 弘義	広く地域の人々の困りごとに手助けができるよう努力する
297	トクタイヒエイリカツドウホウジントチギケン オウエン 特定非営利活動法人栃木県こども応援 なないろ	ミナガワ ジュンコ 皆川 純子	私たちは栃木県の子育て・青少年育成に寄与することを目的にしている団体です。
298	チュウオウ ショクドウ 中央こども食堂	イタガキ ヒロシ 板垣 博史	夕食の提供・宿題の支援・レクリエーション・高齢者などとの異年齢交流
299	らくらくアシストクラブ	カワカミ サチコ 川上 幸子	ラジオ体操第1～第3 ストレッチしてから地区内をウォーキング の運営
300	ケイティーエムシー KTMC	オジマ エイジ 尾嶋 得司	マジック演技を通して地域の活性化を図る
301	シノイチイキ トクベツインカイ 篠井地域みまもり特別委員会	ヒラノ マサル 平野 勝	高齢者宅の草刈り、植木の手入れ及び照明器具の取替えなど
302	STAR EIGHTサポートスタッフ	ナガシマ ショウコ 永嶋 梢子	新しくできたパラスポーツサークルのサポートスタッフです。ハンディキャップをもった子どもたちのスポーツ活動を支援し、子どもたちの笑顔を引き出せるようにしていきたいです。
303	シロヤマチク キョウギタイ 城山地区ホッとするまち協議体	ナガオカ シン 長岡 伸	(福祉上の)困りごと解決のため「お手伝いできる人」を活用する活動支え合い活動。 「不参加」の自治会に「参加」養成のPRをしたい。

障がい者サービスのしおり 2024

発行年月日 令和6年6月

発行 宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028 (632) 2353

FAX 028 (636) 0398